# マレーシァ

製造業投資

100% 90% 80% 20% 60% 50% 40% 30%

MMMM

政策・優遇措置・制度

MIDA

MALAYSIAN INVESTMENT DEVELOPMENT AUTHORITY



#### 著作権

本書の内容を、マレーシア投資開発庁(MIDA)の書面による事前の許可なく、電子的な手段や、複写、録画により、またはその他何らかの形態や手段により、再生することも、検索システムに保存することも禁じる。

#### 免責事項

MIDAは、掲載情報について発行時点での最新性と正確さに万全を期した。MIDAは本ガイドブックで公表された不正確な情報や脱落に対して、責任を負うことができない。

最新の情報については、 以下のMIDAのウェブサイトを参照。 http://www.mida.gov.my

©MIDA – All right reserved



### ロケーション

マレーシアは赤道のごく近く、東南アジアのかなめに位置している。半島マレーシアは、アジア大陸最南端にある11の州からなり、残るサバ州とサラワク州はボルネオ島北部と西部の海岸沿いに位置する。

## マレーシ アの概要

#### 全地域

33万平方キロメートル (12万7千平方マイル)

#### 人口(2019年)



3,260万人

熱帶

#### 時差



GMT+8時間 米国東部標準時間+13時間

#### 政治機構

13州(半島マレーシアに11州、ボルネオ島マレーシア領に2州)と3つの連邦直轄領からなる連邦国家

#### 気候



熱帯性気候一年間を通じて暖かく、 晴天の日が多い。 日中の気温は33°C (90°F) 、 夜間は22°C (70°F) 。

#### 政体



立憲君主制、議会制民主主義

#### 主な言語



マレー系、中国系、 インド系、 カダザン系、 イバン系

#### 主な民族



マレー系、中国系、 インド系、 カダザン系、 イバン系

#### 連邦首都



クアラルンプール

#### 主な宗教

イスラム教、仏教、キリスト教、 ヒンズー教

#### 通貨



マレーシア・リンギット (RM) 1リンギットは100セン (sen)

#### 行政地区



プトラジャヤ

#### 為替レート



リンギットの為替レートは、外国通貨の貿易加重ベース・バスケットに対する管理変動相場制で運用されている



第 ] <b>事業</b>	章 を始め	める			1.10	1986年投資促進法によりマレーシア企業が税制優遇措置を受ける際の	
1.	製浩	業プロジェクトの認可	3			「切望」の定義マレーシア企業のための 1986年投資促進法	15
		1975年工業調整法	3		1.11	製造業に対する追加的優遇措置	15
		工業プロジェクト認可のガイドライン	3			XZXIII) V VZXIII ZZIII Z	
				2.	農業	部門に対する優遇措置	17
2.	マレ	・ーシアでの企業体の登録	3		2.1		17
		マレーシアでの事業実施方法	3			食料生産	17
		2.1.1 企業構造	4		2.3	ハラル製品に対する優遇措置	17
		2.1.2 有限責任株式会社	4			農業部門に対する優遇措置	18
	2.2	会社設立手続き	4				
		2.2.1 現地法人設立要件	5	3.	バイ	オテクノロジー産業に対する優遇	
	2.3	外国企業の登録	5		措置	<u>t</u>	20
		2.3.1 登録手続き	5		3.1	バイオテクノロジー業界に対する主な	
	2.4	有限責任事業組合(LLP)の構成	6			優遇措置	20
		2.4.1 有限責任事業組合の特徴	6		3.2	バイオネクサス・ステータス企業に対	
		2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立				するバイオテクノロジー融資	20
		有資格者	6				
		2.4.3 登録手続き	7	4.	環境	でネージメントに対する優遇措置	21
		2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換	7		4.1	森林プランテーション・プロジェクトに対す	
		2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の設立要件	7			る優遇措置	21
	2.5	E-サービス	8			廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置	22
					4.3	グリーン・テクノロジーに対する優遇措置	22
3.	出資	氏比率政策のガイドライン	8		4.4	廃棄物エコパーク(Wep)に対する優遇措置	22
	3.1	製造業界における出資比率政策	8		4.5	加速減価償却	23
	3.2	外国投資の保護	8				
				5.		<b>2開発に対する優遇措置</b>	23
第 2					5.1		23
新規	投資に	こ対する優遇措置			5.2	研究開発に対する追加的優遇措置	24
1.	製造	業に対する優遇措置	12	6.	研修	<b>をに対する優遇措置</b>	25
	1.1	製造企業に対する主な優遇措置	12		6.1	訓練に対する追加的優遇措置	25
	1.2	ハイテク企業に対する優遇措置	12				
	1.3	戦略的プロジェクトに対する優遇措置	12	7.		[サービスプロジェクト (ASP) に	
	1.4	中小企業に対する優遇措置	13		対す	る優遇措置	26
	1.5	選定された産業向けの投資に対する			7.1	認可サービスプロジェクト(ASP)に対	
		優遇措置	14			する主な優遇措置	26
		1.5.1 機械および機器	14		7.2	認可サービスプロジェクト(ASP)に対	
		1.5.2 特別な機械および機器	14			する追加的優遇措置	26
	1.6	自動車産業に対する優遇措置	14	_	<b>&gt;</b>		
	1.7	航空宇宙業界に対する優遇措置	14	8.		<b>』・輸送業界に対する優遇措置</b>	26
	1.8	パーム油バイオマスの活用に対する優遇			8.1	マレーシア船舶に対する税制優遇措置	26
		措置付加価値製品	14	_	145 A-		
	1.9	工業用ビルシステム(IBS)に対する優遇		9.		る通信技術(ICT)に対する優遇措置	
		措置	15		9.1	情報通信技術(ICT)機器の購入に対す	
						る優遇措置	26

10.	低開発地域に対する優遇措置	27	10. 関税上訴裁決機関と関税判定	37
11.	その他の優遇措置	27	11. 二重課税条約	38
	11.1 産業建物控除	27		
	11.2 MSCマレーシア内の産業建物控除	27	第4章	
	11.3 監査費用控除	27	入国審査	
	11.4 エンジェル投資家に対する税制優遇措置	27		
	11.5 資産の撤去・移転費用に対する優遇措置	28	1. マレーシアへの入国要件	41
	11.6 所有権取得に対する優遇措置	28	1.1 パスポートまたは旅行証明書	41
	11.7 関税に関する優遇措置	28	1.2 ビザの要件	41
	11.8 環境保護活動への寄付	30	1.3 必要なパス	44
	11.9 従業員の住宅施設に対する優遇措置	30		
			2. 外国人駐在員の雇用	45
第 3	3 章		2.1 外国人駐在員ポストの種類	45
税制			2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドラ	
			イン	45
1.	マレーシアの税制	33		
			3. 外国人ポストの申請	46
2.	課税対象所得の種類	33		
			4. 外国人労働者の雇用	47
3.	法人税	33		
			第5章	
4.	個人所得稅	33	人的資源	
	4.1 居住者たる個人	34		
	4.1.1 個人租税控除	34	1. マレーシアの労働力	50
	4.1.2 還付	35		
	4.2 非居住者たる個人	35	2. 人的資源の開発	50
			2.1 工業技能訓練施設	50
5.	源泉税	35	2.2 人的資源開発基金	50
6.	不動産譲渡益税	35	3. 労働費用	51
7.	物品サービス税	36	4. リクルートの手段	51
	7.1 販売税	36		
	7.1.1 販売税の税率	36	5. 労働基準	51
			5.1 1955年雇用法	51
	7.2 サービス税	36	5.2 サバ州とサラワク州の労働法令	52
	7.2.1 課税サービス	36	5.3 1991年被雇用者積立基金法	52
	7.2.2 税金費用	36	5.4 1969年被雇用者社会保障法	53
	7.2.3 サービス税の税率	36	5.5 1952年労働者災害補償法	55
	7.2.4 クレジットカードおよびチャー		5.6 1994年職業安全保健法	55
	ジカードに対するサービス税の			33
	税率	37	6. 労使関係	57
	170 1	5,	6.1 労働組合	57
8.	輸入税	37	6.2 1967年労使関係法	57
<b>J.</b>	TU3 / \ 1/0	57	6.3 労働組合が組織されていない企業の	57
9.	物品税	37	労使関係	57
-	177 HH 170	57	게 씨 씨 씨	57

第 6 銀行		触・為替管理		第 7 <b>知的</b>		の保護	
1.	マレ	・ーシアの金融制度	60	1.	知的	対産の保護	71
	1.1		60		1.1	特許	71
		金融機関	60			商標	71
		1.2.1 イスラム金融業界	61		1.3	工業デザイン	71
		1.2.2 国際開発融機関	61		1.4	著作権	71
					1.5	半導体集積回路のレイアウト・デザイン	72
2.	輸出	l信用リファイナンス	62		1.6	地名の表示	72
	2.1	融資の方法	62		1.7	知的財産(IP)のバリュエーション	72
	2.2	融資期間と委託証拠金	63			知的財産(IP)融資	72
	2.3	返済	63		1.9	知的財産(IP)権取引市場	72
3.	マレ	・ーシアの資本市場	63	第 8	章		
		マレーシア証券委員会	63	環境	マネ-	ージメント	
	3.2	ブルサ・マレーシア(Bursa Malaysia)	63		_, _,	_	
_		»— . A=LII »—			政策		75
4.		ブアン金融サービス	65	2.		に関する必要事項	75
	4.1		65		2.1	規制対象事業に対する環境影響評価	75
	4.2	ラブアン国際ビジネス金融センター			2.2	用地適性評価	80
	4.2	(IBFC)での事業 ラブアン国際ビジネス金融センターの	66				
	4.5	事業活動	66				
		尹未卬刬	00				
<b>5.</b>	外国	<b>]為替管理規則</b>	66				
	5.1	非居住者に対する規則	66				
		5.1.1 マレーシアへの投資	66				
		5.1.2 入手可能な国内での融資	67				
		5.1.3 商品およびサービスの商取引					
		の決済	67				
		5.1.4 ヘッジ 5.1.5 リンギット口座と外貨口座	67				
	5.2	3.1.3 リンキット口座と外負口座 居住者に対する規則	67 67				
	J.Z	5.2.1 外貨アセットへの投資	67				
		5.2.2 オンショア借入とオフショア借入					
		5.2.3 商品やサービスの輸出入	68				
		5.2.4 ヘッジ	68				
		5.2.5 外貨口座	68				

第 9 <b>イン</b>	章 <b>フラ整備</b>		連絡先住所	
1.	<b>工業用地</b> 1.1 工業団地	83 83	行政機関 関連団体	90 92
	1.2 自由地域	03	国際通商産業省(MITI)海外事務所	94
	1.2.1 自由商業地域(FCZ) 1.2.2 自由工業地域(FIZ) 1.3 保税工場	83 83 83	マレーシア貿易開発公社(MATRADE) 海外事務所	95
2.	電力供給	84	マレーシア貿易開発公社(MATRADE) 国内事務所	101
3.	上下水道	84	マレーシア投資開発庁(MIDA) 国内事務所	102
4.	通信サービス	84	マレーシア投資開発庁(MIDA) 海外事務所	104
5.	航空貨物輸送	85	ᄱᇢᄷᇄ	
6.	港湾	86	附属資料	
7.	<b>貨物運送</b> 7.1 コンテナ輸送 7.2 貨物輸送	86 86 87	附属資料 I パイオニア・ステータスと 投資税額控除の対象となる奨励事業および 奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	107
8.	幹線道路	87	附属資料Ⅱ	111
9.	鉄道サービス	87	パイオニア・ステータスと 投資税額控除の対象となる	
10.	MSCマレーシア	87	ハイテク企業向け奨励事業および奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	
			附属資料 Ⅲ パイオニア・ステータスと 投資税額控除の対象となる ハイテク企業向け奨励事業および奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	113
			附属資料 IV パイオニア・ステータスと 投資税額控除の対象となる 選定産業向け奨励事業および奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	116
			<b>附属資料 ∨</b> 再投資向け奨励事業および奨励製品リスト (1986年投資促進法に基づく)	118





#### 1. 製造業プロジェクトの認可

- 1.1 1975年工業調整法
- 1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン

#### 2. マレーシアでの企業体の登録

- 2.1 マレーシアでの事業実施方法
  - 2.1.1 企業構造
  - 2.1.2 有限責任株式会社
- 2.2 会社設立手続き
  - 2.2.1 現地法人設立要件
- 2.3 外国企業の登録
  - 2.3.1 登録手続き
- 2.4 有限責任事業組合(LLP)の構成
  - 2.4.1 有限責任事業組合の特徴
  - 2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立有資格者
  - 2.4.3 登録手続き
  - 2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換
  - 2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の設立要件
- 2.5 E-サービス

#### 3. 出資比率政策のガイドライン

- 3.1 製造業界における出資比率政策
- 3.2 外国投資の保護

#### 第1章



### 事業を始める

#### 1. 製造業プロジェクトの認可

#### 1.1 1975年工業調整法

1975年工業調整法(ICA)は、マレーシアにおける製造業の調和のとれた発展と成長を維持することを目的としている。

株主資本(shareholders' funds)が250万リンギット以上、またはフルタイム(常勤)の有給従業員を75人以上雇用する製造業企業は、1975年工業調整法(ICA)に基づき、国際通商産業省(MITI)に対し製造ライセンスの取得を申請する必要がある。

製造ライセンスの申請は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。マレーシア投資開発庁(MIDA)は、マレーシアの工業発展の促進と調整を担う、国際通商産業省(MITI)傘下の政府機関である。

工業調整法(ICA)には、以下の通り定義されている。

- ・ 「製造活動」とは、物品や物質を使用、販売、輸送、 引き渡し、処理する目的で、それらを製作、加工、 混合、装飾、仕上げまたは処理、改造することを指 し、これには部品の組立てや船舶の修理は含まれる が、通常小売りや卸売業に関連する活動は含まれな い。
- 「株主資本 (shareholders' funds)」とは、企業の 払込資本金、準備金、利益処分勘定残高の総計と定 義されている。
  - 払込資本金とは優先株と普通株の合計で、固定 資産の再評価で得られた資本準備金により発行 された特別配当株(ボーナスシェア)は含まれ ない。
  - 準備金には、固定資産の再評価で得られた資本 準備金や、資産価値の減価償却、更新、または 代替および減少に当てる引当金は含まれない。
- ・ 「フルタイム有給従業員」とは、通常該当事業所での 労働時間が1日6時間以上、かつ年間平均労働日数が 月20日以上で、当該事業所から給与を受け取ってい るすべての者と定義されている。

これには、出張販売、エンジニアリング・サービス、メンテナンス、修理に携わる者で、該当事業所の管理下にあり給与を受け取っている者が含まれる。

また、会社の取締役で、取締役会に出席するだけの役割に対して報酬を受け取っている場合以外の者も、フルタイム有給従業員に含まれる。定期的に給与や手当を受け取っている家族従業員で、被雇用者退職積立基金(EPF)や、他の退職年金制度に加入している者もフルタイム有給従業員に含まれる。

#### 1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン

マレーシアにおける工業プロジェクト認可のための政府 のガイドラインは、下記の基準に基づく。

プロジェクトにおける従業員1人当たりの投下資本(CIPE)が14万リンギット以上である。

フルタイムの従業員の80%以上がマレーシア人である。 アウトソースの労働者を含む外国人労働者の雇用は現在 の政策に準拠する。

経営・技術・管理 (MTS) レベルの従業員の総数が全従業員数の25%以上であるか、付加価値 (VA) が40%以上である。

#### 生産能力の拡張と生産品目の多角化

生産能力の拡張や、追加製品の製造による生産品目の多角化を希望する製造ライセンス取得済み企業は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に申請する必要がある。

#### 2. マレーシアにおける事業体登記

#### 2.1 マレーシアでの事業実施方法

マレーシアでの事業形態は以下の通り。

- i. 自営の個人事業。
- ii. 2人以上(ただし20名以下)による事業組合。
- iii. 有限責任事業組合 (LLP)。
- iv. 2016年会社法(CA)の規定に基づき登記された現地 法人や外国企業。

マレーシアにおけるすべての個人事業および事業組合は、1956年事業登記法に基づきマレーシア企業委員会(SSM)へ登録しなければならない。事業組合において、その資産が不十分である場合、組合員は事業組合の債務や負債に対して共同または別々に責任を負う。各組合員の権利義務を規定するために、正式な事業組合証書を作成することもできる。ただしこれは法的義務ではない。

#### 2.1.1 企業構造

2016年会社法は、マレーシアにおける全企業の準拠法である。同法の規定により、いかなる事業を行う際にも、マレーシア企業委員会(SSM)に会社の登記を行わなければならない。

2016年会社法に基づき法人化できる会社形態には、下記の3種類がある。

- i. 有限責任株式会社とは、出資者の責任が、未払いを 含む所有する株式の額までに限定されるという原則 に基づき設立された会社。
- ii. 保証有限責任会社とは、会社清算時の出資者の責任が、会社の資産に寄与した額までに限定される会社。
- iii. 無限責任会社とは、出資者の責任に限度を定めない という原則に基づいて設立された会社。

#### 2.1.2 有限責任株式会社

マレーシアで最も一般的な会社形態は、有限責任株式会社である。有限責任株式会社は、非公開有限責任会社(社名の一部に、「Sendirian Berhad」または「Sdn. Bhd.」という文字があることによって識別できる)か、公開有限責任会社(社名の一部に、「Berhad」または「Bhd.」という文字があることによって識別できる)のいずれかの形態で法人化されている。

以下のような条件を満たす会社は、非公開会社として設立するか、非公開会社に形態を変更するか、非公開会社として存続できる。

- i. 株式譲渡の権利を制限している。
- ii. 株主の数を50人以下に制限している。ただし、当 該企業またはその子会社の従業員および元従業員を 除く。
- iii. 株式および社債の公募を禁止している。
- iv. 利付きか無利子かに関わらず、期限付きの要求払い 勘定での供託金の公募を禁止している。

公開会社として会社を設立することも、あるいは、2016年会社法第41項の規定に従い、非公開会社を公開会社に変更することもできる。公開会社は、下記の条件を満たすことによって株式を一般公募することができる。

- i. 発行目論見書が証券委員会に登録されている。
- ii. 交付日または交付日前に、発行目論見書の写しがマレーシア企業委員会(SSM)に提出されている。

#### 2.2 会社設立手続き

会社を設立するには、申請書をMyColD2016ポータルを通じて、下記の情報とともに、マレーシア企業委員会 (SSM) に提出しなければならない。

- i. 申請会社の社名。
- i. 非公開または公開いずれかの会社の形態。
- ii. 申請会社の業務の性質。
- iii. 登録住所。
- iv. 株主の氏名、身元証明書、国籍、居住地。
- v. 取締役となるすべての人の氏名、身元証明書、国籍、居住地。
- vi. 有限責任株式会社の場合、株主が保有することになる株式の種類と持ち株数の詳細。
- vii. 保証有限責任会社の場合、会社清算の際に、株主が 会社資産に寄与することを引き受ける総額。

申請は、有限責任株式会社の場合は1,000リンギット、 保証有限責任会社の場合は3,000リンギットの申請料を 添えて提出しなければならない。

提出された情報が十分であれば、当局より申請者に登記 通知がEメールで送信される。この通知は、登記に関する 必須要件や、登記に先立つ事項や付随的な事項を満たし た確証となる。

#### 会社の法人化 – クライアント憲章

マレーシア企業委員会(SSM)は、申請の手続き、認可、登録を、下記に記載された期限内に、迅速かつ正確に行う。

活動	期間
会社登記	
会社の法人化	1日
形態の変更	1日
社名変更	1日
公開会社の事業開始	1日
担保登録	2日
信託証書の認可	5日
目論見書の登録	3日
証明書なしの会社文書の写し	30分
証明書付き会社文書の写し	1時間

<sup>\*</sup> 会社を法人化せずに、会社名のみの認可について申請することができる。

#### 2.2.1 現地法人が守るべき要件

会社は、会社法の規定で求められているすべての帳簿や 文書を保管する事務所を、マレーシア国内に登録してお かなければならない。社章、公式書類、出版物、(もしあ れば)ウェブサイトには、ローマ字ではっきりと明記され た会社名と会社番号が表示されていなければならない。

会社は自己株式を取引したり、持株会社の株式を保有したりすることはできない。株主は、会社の株主総会における議決に対して、挙手により投票する権利を有する。

投票の場合、会社の株式1株につき1議決権がある。

会社秘書役は、マレーシアを主要な、または唯一の居住地とする成年たる自然人でなければならない。秘書役は規定された組織の会員か、マレーシア会社登記局により許可を得た者でなければならない。また会社は、マレーシアにおける会計監査人として認定された会計監査会社を任命しなければならない。

さらに、非公開会社の場合は1名以上の取締役、公開会社の場合は2名以上の取締役がいる事が必須とされる。それぞれの最低条件とされる取締役は、マレーシアを主要な、または唯一の居住地としなければならない。取締役の最低年齢は18歳で、2016年会社法(CA)では最高年齢は規定されていない。取締役は必ずしも株主である必要はない。

#### 2.3 外国企業の登録

外国企業は、下記のようにしてマレーシアで事業を行う ことができる。

- i. 現地法人を設立する。または、
- ii. マレーシアに支店を登録する。

外国企業は、2016年会社法(CA)によって下記のよう に定義されている。

- i. マレーシア国外で法人化された会社、企業、共同 体、団体、またはその他の組織。または、
- ii. 起源地の法律に基づいて訴訟を起こすことや、起こされることが可能であるか、または、資産を所有する目的で、正式に任命された秘書や、組織の他の役員の名義で資産を所有している、本社あるいは事業の主要拠点をマレーシアに有しない、法人化されていない共同体、団体、またはその他の組織。

#### 2.3.1 登録手続き

i. 申請者は、まず初めに、設立する会社用に提案している社名が使用可能か否かを確認するために、社名検索を行わなければならない。外国企業の登録のために使用される社名は、その起源国で登録された社名と同様でなければならない。

申請書は、MyCoID2016ポータルを通じて、申請する社名1つにつき50リンギットの手数料とともに、マレーシア企業委員会 (SSM) に提出する。希望する会社名がマレーシア企業委員会 (SSM) によって許可されると、認可日から30日間有効となる。

- ii. 認可を受けたら、申請者は以下の登録書類を、認可 日から30日以内にマレーシア企業委員会 (SSM) に提出しなければならない。
  - a. 2016年会社法 (CA) 562(1)項に基づく外国企業の登記申請書。
  - b. 外国企業の設立または登記証明書の認証謄本。
  - c. 外国企業の設立許可書、規則、基本定款と附属 定款、または設立を定義しているその他法律文 書の認証謄本。

<sup>\*\*</sup> 表示された期間は、支払いを受けてから証明書が発行されるまでの期間。

- d. マレーシアに居住する取締役が外国企業の現地 取締役会のメンバーである場合、外国企業が執 行する、または外国企業を代行して執行する当 該取締役の権限について明記した書面を、マレ ーシア企業委員会 (SSM) に提出しなければな らない。
- e. 該当外国企業に送達されるべき通知を、外国企業に代わって受け取る、マレーシアに居住する人物(代理人)を指名した任命書または委任状。
- f. 社名予約の申請の写しと、外国企業の社名を許可したマレーシア企業委員会(SSM)からのEメールの写しからなる追加書類。

注:記述されている登録書類が、マレー語また は英語以外の言語の場合、マレー語または英語 に訳され公証された翻訳が必要となる。

iii. 登録料は、下記の通りマレーシア企業委員会 (SSM) に支払う。

授権資本金 (リンギット)	料金 (リンギット) 	
1,000,000まで	5,000	
1,000,001 – 10,000,000	20,000	
10,000,001 – 50,000,000	40,000	
50,000,001 - 100,000,000	60,000	
100,000,001以上	70,000	

登録料金を確定するために、まず、外国企業の株式 資本を、実勢相場レートでマレーシア通貨 (リンギット・マレーシア) に変換しなければならない。

外国企業が株式資本を有していない場合、定額の70,000リンギットをマレーシア企業委員会(SSM)に支払う。

iv. 登録手続きが遵守され、適切に作成された登録書類が提出されると、マレーシア企業委員会(SSM)は、登録通知を発行する。

v. 認可をもって、会社またはその代理人には、2016年会社法(CA)を確実に遵守する責任が生じる。会社の詳細や会社名の変更は、変更日から14日以内に必要な費用とともにマレーシア企業委員会(SSM)に報告しなければならない。会社の株主資本の変更は、変更から14日以内にマレーシア企業委員会(SSM)に報告しなければならない。すべての会社は、適正な会計帳簿を保存しておかなければならない。年次報告書は、歴年に1度、登記応当日から30日以内にマレーシア企業委員会(SSM)に提出しなければならない。

注:外国人には、弁護士・事務弁護士、会計士、秘書業務会社のサポートを受けることが勧められている。

#### 2.4 有限責任事業組合(LLP)の構成

#### 2.4.1 有限責任事業組合の特徴

有限責任事業組合(LLP)は法人であり、各組合員とは 異なる別の法人格を有する。他の法人と同様に、有限責 任事業組合(LLP)には永久継承権がある。組合員の変 更は、有限責任事業組合(LLP)の存在、権利、負債に 影響を及ぼさない。有限責任事業組合(LLP)は無制限 の法的能力を持ち、訴訟を起こすことも起こされること も可能で、財産を買収、所有、保有、開発または処分す ることができる。有限責任事業組合(LLP)は、他の法 人が法的に行い、受けることのできるその他の行為およ び事項を行い、受けることができる。有限責任事業組合 (LLP)は、設立、維持、解散に関して簡便かつ柔軟な 手続きを有する事業体である。

新規の有限責任事業組合(LLP)およびLLPへの転換の 登録手数料は500リンギットである。名称の申請手数料 は30リンギットである。

#### 2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立有資格者

有限責任事業組合(LLP)は最低2人(全部または一部が個人または法人)から設立でき、有限責任事業組合(LLP)合意書の条件に従って、利益を目的としたいかなる合法的な事業を行うこともできる。任意の個人または法人が組合員になれる。

ただし、専門業務を営む有限責任事業組合(LLP)は、 同業の専門家である自然人で構成されねばならず、当局 が認可した有効な専門職業人賠償責任保険を有しなけれ ばならない。

有限責任事業組合(LLP)は下記の事業により設立される。

- i. スタートアップ
- ii. 中小規模事業
- iii. 専門業務
- iv. ジョイントベンチャー
- V. ベンチャーキャピタル

#### 2.4.3 登録手続き

有限責任事業組合(LLP)の登録には、申請書に下記の情報を添付しなければならない。

- i. 予定組合名
- ii. 事業の性質
- iii. 登録事業所の住所
- iv. 組合員の氏名と詳細
- V. コンプライアンス担当役員の氏名と詳細
- vi. 承認状(専門業務の場合)。

登録の申請には、500リンギットの登録料が必要となる。有限責任事業組合(LLP)登録のための申請要件が満たされると、当局は有限責任事業組合(LLP)を登録し、登録通知と登録番号を発行する。登録通知は、有限責任事業組合(LLP)が登録されたことを確証するものとなる。有限責任事業組合(LLP)の登録は、当該LLPの事業に関わる他の法律上の要件が満たされたことを意味するものではない。有限責任事業組合(LLP)の会社名の末尾は、「Perkongsian Liabiliti Terhad」または「PLT」となる。

#### 2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換

新規登録とは別に、既存の法人を有限責任事業組合 (LLP)に転換することもできる。転換が可能な法人は 下記の通り。

- i. 1956年事業登記法に基づき登録された従来の事業組合、または2人以上で設立された専門業務を営む事業組合。もしくは、
- ii. 2016年会社法 (CA) または以前の同様の法律に基づき設立された非公開会社。

従来型の事業組合を有限責任事業組合(LLP)に転換するための必要条件は下記の通り。

- i. 組合員が同一で、他の組合員がいないこと。
- ii. 申請日時点で、従来型事業組合の債務が返済可能と みられること。
- iii. 専門業務の場合、管轄当局からの承認状があること。

非公開会社が有限責任事業組合(LLP)に転換するため の必要条件は下記の通り。

- i. 株主が同一で、他の株主がいないこと。
- ii. 資産に対して持続的な担保権が存在しないこと。
- iii. 申請日時点で負債の支払い能力があること。
- iv. 政府機関に対する法定手数料を完済していること。
- v. 新聞や官報で広く告知していること。
- vi. すべての債権者が転換に同意していること。

有限責任事業組合 (LLP) への転換に伴う影響は下記の通り。

- i. 従来型事業組合や非公開会社の資産、権利、特権、 義務、負債は、有限責任事業組合(LLP)に譲渡さ れる。
- ii. 手続中の事項は、有限責任事業組合(LLP)に対して、またはLLPにより継続、完了、または執行される。
- iii. 既存の合意や契約は、有限責任事業組合 (LLP) を 当事者として継続される。
- iv. 従来型事業組合からの転換の場合、転換前に発生した負債や義務に対する組合員の法的責任は、(有限責任事業組合(LLP)と共同または別々に)継続する。
- v. 非公開会社からの転換の場合、変更前に発生した 負債や義務に対する法的責任も有限責任事業組合 (LLP) に継続される。

#### 2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の要件

有限責任事業組合(LLP)は、組合員の1人か2016年会社法(CA)に基づく秘書役の有資格者を、コンプライアンス担当役員として少くなくとも1名指名しなければならない。コンプライアンス担当役員は、マレーシアの市民権か永住権の保持者で、通常マレーシアに居住している者でなければならない。破産請求された者や、1965年会社法に基づき取締役として不適任とされた者は、コンプライアンス担当役員になることはできない。

有限責任事業組合(LLP)は、連絡や通知が可能な登記住所を、マレーシア国内に保持しなければならない。有限責任事業組合(LLP)には、発行された登録通知書、有限責任事業組合(LLP)の合意書の写し、各組合員とコンプライアンス担当役員の名簿と住所録、最新の年次申告書の写し、担保設定証書があればその写しを、登録事務所に保管する義務がある。

有限責任事業組合(LLP)の正確で公正な状態を示すために、有限責任事業組合(LLP)には会計記録を保管する義務がある。有限責任事業組合(LLP)の合意書で定められていない限り、監査役を指名する必要はない。

#### 2.5 E-サービス

E-サービスは、マレーシア企業委員会 (SSM) との業務を実施する際、従来のカウンターサービスへの代替手段として導入された。これにより、書類の提出 (MyCoIDサービス) や、会社情報と事業情報の入手が可能となっている。会社情報と事業情報はE-インフォ・サービスおよびMyDataより購入できる。支払いは、クレジットカード、口座自動引落し、前払い口座引き落しでできる。

MyCoIDでは、マレーシア企業委員会(SSM)での一括申請によって会社が設立されると、被雇用者積立基金(EPF)、マレーシア国税局(IRBM)、社会保障協会(SOCSO)、中小企業公社(SME公社)、人的資源開発基金(HRDF)に、同時に登録することができる。

詳細情報は、マレーシア企業委員会(SSM)のホームページを参照。www.ssm.com.myまたはwww.ssm-einfo.com.my

#### 3. 出資比率政策のガイドライン

#### 3.1 製造業界における出資比率政策

マレーシアは常に製造業への投資を歓迎している。製造業へのマレーシア人の参画が高まることを願って、政府はマレーシア企業と外国人投資家との合弁を奨励している。

#### 新規、拡張または多角化事業に対する出資比率 政策

2003年6月以降、輸出比率や製品・業種にかかわらず、あらゆる新規事業への投資や、既存企業による拡張/ 多角化プロジェクトへの投資において、外国資本による 100%の保有が認められている。 出資比率政策は以下の場合にも適用される。

- i. 以前は製造ライセンスの取得が免除されていた会社が、株主資本金を 250万リンギット以上に増資した、またはフルタイムの従業員数が75人以上になったことにより、製造ライセンスの取得が必要となった場合。
- ii. 製造ライセンスを取得している既存企業が出資比率 条件の適用を除外されていた場合で、株主資本金が 250万リンギット以上に達したため、出資比率条件 を遵守することが求められる場合。

#### 既存企業に対する出資比率政策

2003年6月17日以前に企業に課された出資比率および輸出比率は、そのまま継続される。

ただし、企業はこれらの条件の取り消しを申請することができる。当局はそれぞれの場合の利点に応じて認可を 行う。

#### 3.2 外国投資の保護

安全な投資環境を創出しようとするマレーシアの政策が 評価され、現在では、40か国以上から8,000社を上回る 国際的企業が、マレーシアに海外拠点を設置している。

#### 株主所有権

出資が認められた企業は、当初の認可条件を守り、認可された事業内容を維持している限り、その出資比率の変更を求められることはない。

#### 投資保証協定

投資保証協定(IGA)の締結に対するマレーシアの取り 組みは、マレーシアに対する外国人投資家からの信頼を 高めたいという政府の願いのあらわれである。

投資保証協定 (IGA) は以下のことを保証している。

- 国有化や収用からの保護。
- 国有化あるいは収用があった際、迅速かつ適切な賠償を保証。
- 利益、資本、その他支払いの送金の自由を保証。
- 1966年以来マレーシアが加盟している投資紛争解決協定(Convention on Settlement of Investment Dispute)に基づく投資紛争解決を保証。

マレーシアは以下の国やグループと、投資のためのより良い環境を目指す投資保証協定(IGA)を締結している。

#### 締結・発効した投資保証協定(IGA)のリスト

#### 玉

1. アメリカ合衆国*	17. 大韓民国	33. ヨルダン	49. 北朝鮮
2. ドイツ	18. 中国	34.バングラデシュ	50.イエメン
3. カナダ*	19. アラブ首長国連邦	35. クロアチア	51.トルコ
4. オランダ	20. デンマーク	36. スペイン	52. レバノン
5. フランス	21. ベトナム	37. モンゴル	53. ブルキナファソ
6. スイス	22. チリ共和国	38.インド****	 54. スーダン共和国
7. スウェーデン	23. 台湾		 55. エチオピア共和国
8. ベルギー・ルクセンブ ルク経済同盟	24. ハンガリー	40.ペルー	56. セネガル
9. 英国	25. ポーランド		57. バーレーン
10. スリランカ	26. インドネシア***	42.チェコ共和国	58. アルジェリア
11. ルーマニア	27. アルバニア	43. ギニア	59. サウジアラビア
12. オーストリア	28. ジンバブエ	 44. ガーナ	60. モロッコ
13. フィンランド	29. トルクメニスタン	45. エジプト	61.イラン
14. クウェート	30. ナミビア	46.キュー	62. シリア・アラブ共和国
15. 東南アジア諸国連合 (ASEAN) **			63. スロバキア共和国
16. イタリア	32. アルゼンチン	48. マケドニア	64. サンマリノ

#### 投資紛争解決協定

外国投資を促進し保護するために、マレーシア政府は、投資紛争解決協定を 1966 年に批准した。この協定は国際復興開発銀行(IBRD)の支援により制 定されたものであり、ワシントンにある国際復興開発銀行(IBRD)本部内の 投資紛争解決国際センターを通じて、国際的調停や仲裁を行っている。

アジア国際調停センター(クアラルンプール地域調停センターから改名)は、マレーシア政府が協力支援している政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問機関(AALCO)の主導のもと、1978年に設立された。

#### アジア国際調停センター (AIAC)

非営利機関である同センターは、アジア・太平洋地域を対象とする。センターは、同地域内や地域間の貿易、通商、投資に従事する当事者の利益のため、紛争解決のためのシステムを提供することを目的としている。

契約締結、契約違反、契約終結、契約無効に由来する、またはそれに関連する 紛争、論争、要求は、クアラルンプール地域調停センターの調停規定に従い、 調停によって解決される。

<sup>\*</sup> 米・カナダー保険保証協定。

<sup>\*\* 2012</sup>年2月、ASEAN包括的投資協定 (ACIA) の発効に伴い終了した。 \*\*\* 2014年6月20日にインドネシアが終了を通告し、2015年6月20日に終了。

<sup>\*\*\*\* 2016</sup> 年3月23日にインドが終了を通告し、2017 年3月23日に終了。

第**2**章

新規投資に対する 優遇措置





#### 1. 製造業に対する優遇措置

- 1.1 製造企業に対する主な優遇措置
- 1.2 ハイテク企業に対する優遇措置
- 1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置
- 1.4 中小企業に対する優遇措置
- 1.5 選定された産業向けの投資に対する 優遇措置
  - 1.5.1 機械および機器
  - 1.5.2 特別な機械および機器
- 1.6 自動車産業に対する優遇措置
- 1.7 航空宇宙業界に対する優遇措置
- 1.8 付加価値製品製造のためのパーム油 バイオマスの活用に対する優遇措置
- 1.9 工業用ビルシステム(IBS)に対する優 遇措置
- 1.10 1986年投資促進法によりマレーシア 資本企業が税制優遇措置を受ける際 の「切望」の定義
- 1.11 製造業に対する追加的優遇措置

#### 2. 農業部門に対する優遇措置

- 2.1 農業に対する主な優遇措置
- 2.2 食料生産
- 2.3 ハラル製品に対する優遇措置
- 2.4 農業部門に対する優遇措置

#### 3. バイオテクノロジー産業に対する 優遇措置

- 3.1 バイオテクノロジー業界に対する主な優遇措置
- 3.2 バイオネクサス・ステータス企業に 対するバイオテクノロジー融資

#### **4.** 環境マネージメントに対する優遇 措置

- 4.1 森林プランテーション・プロジェクトに対する優遇措置
- 4.2 廃棄物リサイクル事業に対する優遇 措置
- 4.3 グリーン・テクノロジーに対する 優遇措置
- 4.4 廃棄物エコパーク(Wep)に対する優遇措置
- 4.5 加速減価償却

#### 5. 研究開発に対する優遇措置

- 5.1 研究開発に対する主な優遇措置
- 5.2 研究開発に対する追加的優遇措置

#### 6. 研修に対する優遇措置

6.1 訓練に対する追加的優遇措置

#### 認可サービスプロジェクト(ASP)に 対する優遇措置

- 7.1 認可サービスプロジェクト(ASP)に対 する主な優遇措置
- 7.2 認可サービスプロジェクト(ASP)に対 する追加的優遇措置

#### 8. 海運・輸送業界に対する優遇措置

8.1 マレーシア船舶に対する税制優遇措置

#### 9. 情報通信技術(ICT)に対する優遇措置

9.1 情報通信技術(ICT)機器の使用購入の ための優遇措置

#### 10. 低開発地域に対する優遇措置

#### 11. その他の優遇措置

- 11.1 産業建物控除
- 11.2 MSCマレーシア内の産業建物控除
- 11.3 監査費用控除
- 11.4 エンジェル投資家に対する税制優遇 措置
- 11.5 資産の撤去・移転費用に対する優遇 措置
- 11.6 所有権取得に対する優遇措置
- 11.7 関税に関する優遇措置
- 11.8 環境保護活動への寄付
- 11.9 従業員の住宅施設に対する優遇措置

#### 第2章



### 新規投資に対する 優遇措置

マレーシアでは、直接税と間接税の双方において税制上の優遇措置が認められる。根拠となる法律は、1986年投資促進法、1967年所得税法、1967年関税法、1976年物品税法、および1990年自由地域法である。これらの法律に基づく優遇措置は、業種として、製造業、農業、観光業(ホテル業を含む)と特定サービス産業およびR&D(研究開発活動)、職業訓練事業、環境保護事業への投資を対象としている。

直接税の優遇措置とは、一定の期間、法人税の一部または全部が免除されることで、一方、間接税の優遇措置とは、輸入税および物品税が免除されることである。

#### 1. 製造業に対する優遇措置

#### 1.1 製造企業に対する主な優遇措置

製造業部門に投資する企業に対する主な税制上の優遇措置は、パイオニア・ステータスと投資税額控除(ITA)である。

パイオニア・ステータスと投資税額控除の認可基準は、付加価値の水準、使用される技術、産業間連携など特定の優先事項に基づいている。対象となる事業と製品は、「奨励事業」または「奨励製品」(附属資料I:奨励事業および奨励製品リストー一般を参照)と呼ばれる。

申請書は、操業/生産の開始前に、マレーシア投資開発 庁 (MIDA) に提出しなければならない。

#### (i) パイオニア・ステータス

パイオニア・ステータス (PS) が認められた企業は、法人税納付の一部免除を5年間受けることができる。この場合、生産日(生産水準が生産能力の30%に達した日)から始まる免税期間中、法定所得\*の30%に対してのみ課税される。

パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータスの申請書は、マレーシア投資開発庁 (MIDA)に提出する。

#### (ii) 投資税額控除

パイオニア・ステータスの代わりに、投資税額控除(ITA) を申請することができる。投資税額控除(ITA)が認められた企業は、最初に適格資本的支出(認可プロジェクトで使用される工場、プラント、機械、その他の設備)が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する控除が得られる。

この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。法定所得の残りの30%には、現行の法人税率が課税される。

申請書は、マレーシア投資開発庁 (MIDA)に提出する。

#### 1.2 ハイテク企業に対する優遇措置

ハイテク企業とは、新興技術分野における奨励事業や奨励製品の製造に従事する企業のことである(附属資料 II: 奨励事業および奨励製品リストーハイテク企業を参照)。ハイテク企業、は下記の優遇措置の対象となる。

i. 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に 発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額 控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を 相殺することができる。未利用の控除は、全額が利 用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁 (MIDA)に提出する。

#### 1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置

戦略的プロジェクトとは、国家に重要な製品や事業活動に係わるプロジェクトである。これらは通常、長期計画期間と多額の設備投資を伴い、高度な技術を備え、統合的で、広範囲な産業間連携を創出し、経済に多大な影響を与えるプロジェクトのことである。戦略的プロジェクトは下記の優遇措置の対象となる。

<sup>\*</sup> 法定所得は、所得総額から収益的支出と資本控除を差し引いたものである。

i. 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に 発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税 額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100% を相殺することができる。未利用の控除は、全額が 利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### 1.4 中小企業に対する優遇措置

#### 中小企業(SME)

2009賦課年度より、所得税および税制上の優遇措置を適用するため、中小企業の定義を、以下のように変更した。該当賦課年度の開始時に、普通株に対する払込資本が250万リンギット以下のマレーシア法人で、払込資本が250万リンギットを超える他の企業に支配されていない企業。

中小企業は、50万リンギットまでの課税対象所得に対し、17%の軽減法人税の対象となる。その他の課税所得に対する法人税率は24%となる。

#### 小規模企業

株主資本が50万リンギット以下でマレーシア資本が60%以上のマレーシアで設立された、小規模企業は、1986年投資促進法に基づく小規模企業に対する優遇措置の対象となる。2012年7月3日以後、小規模企業の定義は、「株主資本が250万リンギット以下で、マレーシア資本が60%から100%のマレーシアで設立された企業」に変更された。

小規模企業は下記の基準を満たす必要がある。

- i. 1965年会社法に基づき設立された法人であること。
- ii. 株主資本が250万リンギット以下で、下記のマレーシア資本を有する。

- ・ 株主資本が50万リンギット以下の企業は、60%以 上のマレーシア資本。
- ・ 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下の企業は、100%のマレーシア資本。

小規模企業は下記の優遇措置の対象となる。

i. 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除が得られる。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

個人企業や事業組合の場合も、新規の非公開有限会社か 有限責任会社を設立して現在の生産活動を引き継ぐこと によって、この優遇措置を申請することができる。

- i. 株主資本が50万リンギット以下で、小規模企業のための奨励リスト(附属資料II:奨励事業および奨励製品リストー小規模企業を参照)または一般リスト(附属資料:奨励事業および奨励製品リストー一般を参照)に記載されている奨励事業を行うか、奨励製品を生産する小規模企業向け。
- ii. 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下で、小企業のための奨励リスト(附属資料III:奨励事業および奨励製品リストー小規模企業を参照)における奨励事業を行うか、奨励製品を生産する小規模企業向け。
- iii. 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下で、一般奨励リスト(附属資料:奨励事業および奨励製品リストー一般を参照)における奨励事業を行うか、奨励製品を生産する小規模企業向け。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### 1.5 選定された産業向けの投資に対する優遇 措置

#### 1.5.1 機械および機器

工作機械、マテリアル・ハンドリング機器、ロボットおよびファクトリーオートメーション機器、ならびにそれらのモジュールやコンポーネント。

#### 1.5.2 特別な機械および機器

特定産業および包装機械向けの専用の加工機械・機器、それらのモジュールやコンポーネント。

選定された機械および機器の生産に関わる企業は、下記の優遇措置を受ける資格がある。

i. 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に 発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税 額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100% を相殺することができる。未利用の控除は、全額が 利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する(附属資料IV:選定産業向け奨励事業および奨励製品リストを参照)。

#### 1.6 自動車産業に対する優遇措置

エネルギー効率の高い自動車とその中心コンポーネント/システムの組み立て・製造を促進することは、マレーシアの自動車産業の発展を強化するのに極めて重要である。

マレーシア投資開発庁 (MIDA)は、以下の活動を行おうとする企業に対し、5年または10年にわたり、法人所得税免除または法人所得税免除相当の投資税額控除(ITA)の形での優遇措置を提供する。

i. i.エネルギー効率の高い自動車の組み立て

- ii. トランスミッション、エンジン、エアバッグおよび コンポーネント、取扱および制御機構とブレーキ機 構など、エネルギー効率の高い自動車またはエネル ギー効率の高くない自動車向けの中心コンポーネン ト/システムの製造。および
- iii. 電気モーター、電池、電池管理システムなど、ハイブリッド自動車および電気自動車向けコンポーネントの製造。

優遇措置は、マレーシア投資開発庁(MIDA)が2017年1 月1日から2020年12月31日までに受理する申請につい て有効。

#### 1.7 航空宇宙業界に対する優遇措置

航空宇宙産業の発展は、政府が戦略的分野およびハイテク分野の一つに指定している。対象となるのは、メンテナンス、修理、オーバーホール (MRO)、航空製造、システム・インテグレーション、工学および設計に直接・間接に寄与する活動である。

マレーシア投資開発庁(MIDA)は、以下の活動を行おうとする企業に対し、5年または10年にわたり、法人所得税免除または法人所得税免除相当の投資税額控除(ITA)の形での優遇措置を提供する

- i. 航空宇宙製造
- ii. システム・インテグレーション
- iii. メンテナンス、修理、オーバーホール(MRO)
- iv. 航空関連サービス

優遇措置は、マレーシア投資開発庁(MIDA)が2016年11 月1日から2020年12月31日までに受理する申請について有効。

### 1.8 付加価値製品製造のためのパーム油バイオマスの活用に対する優遇措置

バイオベースの化学品、バイオ燃料、パーティクルボード、中密度繊維板(MDFボード)、合板、パルプおよび紙など、パーム油バイオマスを利用した付加価値製品を製造する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

#### i. 新設企業

a) 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

#### または

b) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

#### ii. 再投資を行う既存企業に対するう優遇措置

a) 再投資によって増加した法定所得の100%が法 人税免除となる10年間のパイオニア・ステータ ス。パイオニア・ステータス期間内に発生する 未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイ オニア・ステータス期間後の法人所得から差し 引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

b) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### 1.9 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇 措置

#### 基礎コンポーネント/製品およびシステム

柱、梁、スラブ、壁、屋根トラス、プレキャストコンクリートシステム、型枠システム、鉄骨骨組システム、ブロックワークシステム、木造骨組システム、革新的システム。工業用ビル・システム(IBS)の製造に取り組む企業は、下記の優遇措置を受けられる。

i. 5年間にわたる、法定所得の70%-100%の法人税 免除。

#### または

ii. 最初に適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除(ITA)に相当する法人税免除。この控除で各賦課年度の法定所得の70-100%を相殺することができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

# 1.10 1986年投資促進法によりマレーシア資本企業が税制優遇措置を受ける際の「切望」の定義

1986年投資促進法(PIA)に基づき、税制上の優遇措置を受ける企業は、推奨される事業を開始するか参加することを「切望する」、またはまだ生産を開始していないが、推奨製品を生産することを「切望する」必要がある。

#### i. 生産の定義

- a. 製造業会社-企業は製品の生産(試験生産を 含む)を開始している。
- b. サービス企業 企業は提供するサービスの最初 の請求書を発行している。

#### ii. 生産中の企業

すでに生産しているマレーシアの製造業およびサービス業企業は、1986年 投資促進法 における「切望」項目に該当しない。ただし2012年7月3日 以降、マレーシア投資開発庁(MIDA)への申請日から1年以内に生産を開始したマレーシア企業は、税制上の優遇措置の検討対象となる。

#### iii. 優遇措置

現行税率および1986年投資促進法における適格性 基準に基づくパイオニア・ステータスまたは投資税 額控除相当の法人税免除。

#### 1.11 製造業に対する追加的優遇措置

#### i. 再投資控除

再投資控除(RA)は、最低36か月操業してきていることを 条件に、拡張、自動化、近代化、または、既存の事業を 同一産業内で他の関連製品に多角化するなどの目的で再 投資する、製造業や特定の農業活動に従事する既存の企 業に与えられる。

再投資控除(RA)は、適格資本的支出の60%の割合で与えられ、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、最大7連続賦課年度まで繰り越すことができる。この期間は15賦課年度の終了直後から開始される。財務省が定めるある一定の生産性水準を達成した場合、企業は、再投資控除で賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。各サブセクターにおける規定された生産性の水準の詳細については、国税局(IRB)に照会されたい(連絡先住所-関連団体を参照)。

再投資控除(RA)は、再投資が初めて行われた年から連続した15年間にわたり認められる。企業は、例えば、建物が完成した後や工場に機械が設置され操業を開始した時など、対象となるプロジェクトが完了したときのみ申請できる。2009賦課年度から、すでにある資産に再投資控除(RA)が申請されている同一グループ内の関連会社からその資産を購入する企業は、同資産に対するRAを再投資控除(RA)申請することができなくなった。

2009賦課年度から、再投資目的で取得した資産は、再投資から5年間、処分できなくなった。

免税期間の有効期限内に再投資する予定の企業は、そのパイオニア・ステータスまたはパイオニア認証の取り消しを申し出て、再投資控除(RA)に切り替えることができる。

再投資控除(RA)の申請書は国税局(IRB)に提出する。再 投資控除(RA)のためのパイオニア・ステータスまたはパ イオニア認証の放棄の申請書は、マレーシア投資開発庁 (MIDA)に提出する。

#### ii. 加速減価償却

#### a) 奨励事業または奨励製品への再投資

再投資控除(RA)の対象となる15年間が経過した後に、奨励製品の製造に再投資する企業は、税制上の加速減価償却(ACA)を申請することができる。加速減価償却による特別控除は、資本支出を3年間で償却する。すなわち初年度に40%、以後の2年で各20%を償却する。

申請書は国税局(IRB)に提出する。その際、対象企業が奨励事業に従事するか奨励製品を生産していることを証明する、マレーシア投資開発庁(MIDA)の文書を添付する。

加速減価償却(ACA)の申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### b) 廃棄物リサイクル

2001賦課年度から、事業での使用を目的として適格支出が生じた製造業企業は、加速減価償却(ACA)を申請することができる。対象となる工場や機械は下記の通り。

- 廃棄物リサイクル専用か否かに関わらず使用されるもの。
- 廃棄物の処理を一段と進めて、最終製品を作る ために使用される。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### iii. 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置

工業用ビル・システム(IBS)は、建築の質を高め、より安全で清潔な労働環境を創出し、外国人労働者への依存度を低減する。工業用ビル・システムのコンポーネントの製造に使用される金型の購入に対して出費する企業は、加速減価償却(ACA)の適用を受けることができる。適用は2006賦課年度からで、初年度償却率は40%、翌年度以降の年次償却率は各20%。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### iv. グループ控除

1967年所得税法に基づき、マレーシアで設立された全ての居住会社に対してグループ控除が適用される。2019年以降、グループ控除適格会社は、3賦課年度にわたり調整後損失の70%までについて、同一グループ内の他の居住会社の所得と相殺できる。受給企業と引渡し企業のどちらも、下記の条件を満たす必要がある。

- a) 基本期間の当初において、受給企業と引渡し企業それぞれの普通株に対する払込資本が250万リンギットを上回る。
- b) 受給企業と引渡し企業の会計期間が等しい。
- c) グループ内での受給企業と引渡し企業の直接・間接 の持ち株比率が70%を下回らない。
- d) 70%の株式保有関係が前年度および当該年度で継続している。
- e) 所有権の取得または外資系企業の買収による損失 は、グループ控除の対象にならない。
- f) 以下の優遇措置適用企業は、グループ控除の対象に ならない。
  - パイオニア・ステータス
  - 投資税額控除/投資控除
  - 再投資控除
  - 船積み利益に対する免除
  - 1967年所得税法127条に基づく所得税免除

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### v. オートメーション化資本控除 (オートメーションCA)

マレーシアで36か月以上操業している製造業会社(労働 集約型産業または非労働集約型産業)は、下記の対象と なる。 カテゴリー1:高労働集約型産業(ゴム製品、プラスチック、木材、家具、繊維)

i. 2015年賦課年度から2020年賦課年度の5年間に発生した資本的支出のうち、最初の400万リンギットに対する200%のオートメーション化資本控除。

カテゴリー2:その他の産業

ii. 2015賦課年度から2020賦課年度の5年間に発生した資本的支出のうち、最初の200万リンギットに対する200%のオートメーション化資本控除。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### 2. 農業部門に対する優遇措置

1986年投資促進法により、農業関連に関連する「企業」は以下のように定められている。

- 農業協同組合、農業関連協会。
- 農業に携わる個人や事業組合。

農業部門で奨励品目の生産や奨励事業(附属資料I:奨励事業と奨励製品リストー一般および附属資料II:小規模企業を参照)に従事する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

#### 2.1 農業に対する主な優遇措置

#### i. パイオニア・ステータス

製造業部門と同様、奨励品目の生産や奨励事業に携わる 企業は、パイオニア・ステータスの対象となる。

パイオニア・ステータスを認められた企業は、法人税納付の一部免除を受けられる。同企業は、生産日(農産品の最初の販売日)から5年間にわたり、法定所得の30%に対してのみ課税される。

パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控 除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間 後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### ii. 投資税額控除

奨励製品の生産か奨励事業に従事している企業は、パイオニア・ステータスの代わりに、投資税額控除(ITA)を申請することができる。投資税額控除が認められた企業は、最初に適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する控除が得られる。

この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。法定所得の残りの30%には、現行の法人税率で課税される。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### 2.2 食品生産に対する優遇措置

#### 新規プロジェクトに対する優遇措置

農業レベルと生産/加工レベルでの食品プロジェクトへの投資を誘致するために、特定の優遇措置が導入されている。これらの優遇措置は、食品加工分野の原材料の供給を促進することとなり、原材料輸入への依存を低減する。

免税は、認可された食品生産プロジェクトに従事する子会社に投資する企業と、食品生産活動を実施するその子会社の双方に対して与えられる。与えられる税制優遇措置は下記の通り。

- i. 食品生産に従事する子会社に出資する親会社は、当該賦課年度における該当子会社への投資額に相当する税額控除が与えられる。また、
- ii. 食品生産に従事する子会社は、新規プロジェクトに対して10賦課年度、既存事業の拡張プロジェクトに対して5賦課年度にわたり、法定所得に対する法人税が全額免除される。

申請書は2016年1月1日から2020年12月31日まで、マレーシア農業・農業関連産業省が受け付ける。

#### 2.3 ハラル製品に対する優遇措置

#### i. ハラル食品生産に対する優遇措置

ハラル食品製造への新規投資を促進し、国際基準に適合した高品質のハラル食品の製造に、近代的で最新鋭の機械・器具を導入することを奨励するため、ハラル食品製造に出資して、MS1500:2004に準拠した、マレーシア・イスラム開発局(JAKIM)によるハラル認証を既に取得している企業は、5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)の対象となる。

この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

JAKIMからハラル認証を取得するための詳細については、www.halal.gov.myを参照。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### ii. その他のハラル事業に対する優遇措置

#### a) ハラル 工業団地運営者に対する優遇措置

ハラル工業団地の誘因力を増すため、ハラル工業団 地運営企業は、下記の優遇措置の対象となる。

i) 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の 7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

#### b) ハラル 産業従事者に対する優遇措置

指定されたハラル工業団地におけるプロジェクト の実施を申し出た企業は、下記の優遇措置の対象 となる。

- i) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に 相当する投資税額控除。この控除で各賦課年 度の法定所得の100%を相殺することができ る。未利用の控除は、全額が利用されるまで 翌年以降に繰り越すことができる。または、
- ii) 奨励されたハラル製品の開発と製造に使用される原材料に対する輸入税と販売税の免除。

iii) HACCP、GMP、コーデックス委員会(FAOとWHOによる食品規格ガイドライン)、衛生標準作業手順などの国際品質基準と、養豚肉の食品トレーサビリティなど輸出市場向け規制への準拠のために要した支出に対する二重控除。

#### c) ハラル物流管理企業に対する優遇措置

マレーシアにおけるハラル産業およびハラルのサプライチェーンを促進するため、ハラル製品の物流管理企業には下記の優遇措置が与えられる。

i) 5年間にわたる法定所得の100%に対する免税措置。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越 すことができ、パイオニア・ステータス期間後の 7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii) 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書はハラル産業開発公社(HDC)に提出する。

詳細については以下を参照。www.hdcglobal.com

#### 2.4 農業部門に対する追加的優遇措置

#### i. 再投資控除

少くとも36か月にわたりコメ、トウモロコシ、野菜、塊茎類、家畜、水産物などの主要食品の生産や財務省が認定したその他の事業に従事している企業は、再投資控除 (RA)を受けることができる。

再投資控除は、最初の再投資が行われた年から15年以内に対象企業で発生した適格資本的支出の60%に相当する控除という形態のものである。この控除額で各賦課年度における法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、最大7連続賦課年度まで繰り越すことができる。この期間は15賦課年度の終了直後から開始される。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### ii. 資源利用型産業への再投資に対する優遇 措置

これらの優遇措置は、輸出の可能性がある製品を生産するゴム、パーム油、木材関連産業の企業で、マレーシア資本が最低51%の企業に対して与えられる。これらの産業において拡張目的で再投資する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

a) 5年間の法定所得の70%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越す ことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連 続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

#### または

b) 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

(附属資料 V: 奨励事業および奨励製品リストー再投資を 参照)

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### iii. 食品加工業への再投資に対する優遇措置

マレーシア人が資本の60%以上を保有するマレーシア 製造業企業が奨励対象の食品加工事業に再投資する場合 は、下記の優遇措置の対象となる。

a) 5年間の法定所得の70%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越す ことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連 続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

#### または

b) 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

(附属資料 V: 奨励事業および奨励製品 リストー 再投資を参照)

#### iv. 加速減価償却

再投資控除(RA)が満了した後に、奨励農業活動や食品に 再投資する企業は、加速減価償却(ACA)を申請すること ができる。コメ、トウモロコシ、野菜、塊茎類、家畜、 水産物の栽培・生産や、財務省が認定したその他の活動 が対象となる。

加速減価償却による特別償却では、資本支出を2年間で償却する。すなわち初年度の当初控除が20%で、各年の控除が40%である。

申請書は国税局(IRB)に提出する。その際、対象企業が奨励農業活動に従事するか奨励食品を生産していることを証明する、マレーシア投資開発庁(MIDA)発行の文書を添付する。

#### v. 農業控除

農業活動を行う個人や企業は、特定の資本的支出に対して、1967年所得税法に基づき資本控除と産業建物特別控除を申請することができる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### vi. 認可農業プロジェクトへの資本的支出に対 する100%の控除

1967年所得税法の附則4A条は、財務省が承認した認可 農業プロジェクトのための資本支出に対し、100%の控 除を認めている。対象となるのは、財務大臣が定める通 り、一定の期間内に最小面積以上の農地を開拓し利用す る農場に発生した適格資本的支出である。

認可農業プロジェクトは、野菜、果物(パパイヤ、バナナ、パッションフルーツ、スターフルーツ、グアバ、マンゴスチン)、塊茎類、根菜類、ハーブ、香辛料、飼料用穀物、水耕作物の耕作、観賞魚の養殖、魚とおよびエビの養殖(池養殖、水槽養殖、海洋ケージ養殖、沖合海洋ケージ養殖)、トリガイ、カキ、ムール貝、海藻の養殖、小エビ、エビ、魚の孵化場、特定樹種の森林植林事業。

上記のプロジェクトを行う個人が、この優遇措置を受けると、該当プロジェクトに関連して発生した適格資本的支出を、他の事業活動からの所得を含む総所得から控除することができる。総所得が十分な額に達しない場合、未控除の支出を翌年以降の賦課年度に繰り越すことができる。この控除を選択した場合、同一の資本的支出に対する資本控除または農業控除は受けられなくなる。

本優遇措置は、1986年投資促進法に基づく優遇措置をすでに受けている企業や、減税期間が開始していない、または終了した企業は利用できない。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### 3. バイオテクノロジー産業に対する優遇措置

#### 3.1 バイオテクノロジー業界に対する主な優遇 措置

バイオテクノロジー事業に従事し、マレーシア・バイオエコノミー開発公社(バイオエコノミー・コーポレーション)よりバイオネクサス・ステータス\*の認定を受けた企業は、下記の優遇措置の対象となる。

- i. 知的財産関連所得について、法定所得の100%まで の免税措置\*\*。
  - a) 新規事業からの法定所得が初めて発生した年から10連続賦課年度。もしくは、
  - b) 既存の事業や拡張プロジェクトからの法定所得 が初めて発生した年から5連続賦課年度。
- ii. 知的財産以外の所得について、法定所得の70%まで の免税措置\*\*。
  - a) 新規事業からの法定所得が初めて発生した年から10連続賦課年度。もしくは、
  - b) 既存の事業や拡張プロジェクトからの法定所得 が初めて発生した年から5連続賦課年度。
- iii. 新規事業または拡張プロジェクトに由来する法定 所得について100%の免除措置。これは5年間に発 生した適格資本的支出の100%に相当する控除となる\*\*。
- iv. 免税期間満了後10年間にわたり、適格事業より発生する法定所得に対し、20%の譲許税率を適用。
- v. 原材料/コンポーネント/機械/器具に対する輸入 税および販売税の免除。
- vi. 研究開発に係る経費に対する二重控除。
- vii. 輸出促進に係る経費に対する二重控除。
- viii. バイオテクノロジー事業目的にのみ使用される有資格の建物は、10年間にわたり産業建物控除(IBA)を受けることができる。

- ix. バイオネクサス・ステータス企業に投資する(事業収入を得ている)企業または個人は、商品化の初期段階に出資した投資総額と同額の税額控除の対象となる。
  - \* バイオネクサス・ステータスの申請書は、バイオエコノミー・コーポレーションに提出する。
  - \*\* 2019年4月22日時点の情報であり、財務省の最 終確認が必要。

### 3.2 バイオネクサス・ステータス企業に対する バイオテクノロジー融資

バイオエコノミー・コーポレーションは、バイオテクノロジー商業化基金(BCF)2.0プログラムに基づき、バイオネクサス・ステータス企業に対して融資を提供する。バイオテクノロジー商業化基金供与枠の目的は、進行中のバイオテクノロジー製品やサービスの商品化を促進し、申請会社のバイオテクノロジー事業の拡張を援助することにある。

バイオテクノロジー商業化基金プログラムには、根本的に異なる2種類の融資スキームがある。中長期の融資枠であるバイオエコノミー開発スキーム(BDS)と、申請企業の運転資金を提供する経営維持スキーム(BSS)である。

バイオエコノミー開発スキームは、上限が270万リンギットまでの融資スキーム(ゼロ・エントリー資金調達費用を除く)で、以下の出費を賄う。

- a) 既存の建物/ビル建築用の土地または事業用地の 購入。
- b) 新品/中古の機械・器具、実験室、その他の生産設備の購入。
- c) 給与/人的資本利益のための出費を除く運営費。および
- d) マレーシア工業開発金融公社(MIDF)の認可を条件と するその他の運営費用。

バイオエコノミー開発スキームによる融資の割合は以下 のようになる。

- a) 既存の建物/ビル建築用の土地または事業用地の購入に対しては、90%までの融資、
- b) 新品の機械・器具、実験室、その他の生産設備の購入に対しては、90%までの融資、
- c) 中古の機械・器具、実験室、その他の生産設備の購入に対しては65%までの融資、および/または、

d) 運営費用の90%まで。ただし供給枠の20%を上回 らない。

上記の融資割合はすべてマレーシア工業開発金融公社の 認可を条件とする。

経営維持スキームでは、認可された申請企業に対し、以下のいずれかの方法で60万リンギットまでの資金を供給する。

a) 購入リボルビング・クレジット/売却リボルビング・クレジット

柔軟な融資の枠組で、支出を受けることも、全額返済も、反復借り入れもできる。この枠組では、資金枠いっぱいになるまで複数のトランシュに分けて前払いができ、前払い金が支払われた後は再利用が可能。1年ごとに更新可能な枠組。該当条件に従い実施される。

b) 中長期運転資本融資

該当条件に従い、一定期間にわたり定期的に返済される融資の枠組。

c) ファクタリング

該当条件に従い売掛債権を売却することによる資金 調達。

経営維持スキームで認められる典型的な出費には以下の ものがある。

- a) 原材料、消耗品/家畜、
- b) 給与/人的資本利益のための出費を除き、既存の製品/サービス改善を目的とする研究開発に直接関係する出費、
- c) 給与/人的資本利益のための出費を除き、製品/サービスを世界市場に紹介する事業拡大に直接関連する出費。例えば広告や、海外展示会への参加にかかるブース出店費用、航空運賃など、
- d) 特定の研究開発/国際事業の開発段階に直接関わる 一般管理費、
- e) 知的財産(IP)の登録、
- f) 臨床/実地試験費用、
- q) コンプライアンスおよび規制関連費用、
- h) 知識労働者を雇用するための初期費用、

- i) 専門家/技術専門家の顧問料、
- j) 給与/人的資本利益のための出費を除き、本来運転 資本である出費、
- k) マレーシア工業開発金融公社の認可を条件とするその他の運転資本。

経営維持スキームによる融資の割合は以下のようになる。

- a) 購入リボルビング・クレジットに対して100%まで の融資、
- b) 売却リボルビング・クレジットに対して90%まで の融資、
- c) 中長期の運転資本供給に対して90%までの融資、
- d) ファクタリングに対して80%までの融資。

上記のBCFプログラムのいずれかに対する適格基準には、以下のものがある。

- a) 申請企業はバイオネクサス・ステータス企業でなければならず、
- b) マレーシア資本が過半を占める、すなわち51%以上 をマレーシア人が保有する、および
- c) 払込資本が25万リンギット以上である。

詳細については以下を参照。www.bioeconomycorporation.my

#### 4. 環境マネージメントに対する優遇措置

**4.1** 森林プランテーション・プロジェクトに対する優遇措置

森林プランテーション事業を手掛ける企業は、1986年投資促進法に基づき、下記の優遇措置の対象となる。

- i. 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。または、
- ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

#### 4.2 廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置

付加価値が高く、ハイテクを利用する廃棄物リサイクル 事業を行う企業は、パイオニア・ステータスや投資税額 控除の対象となる。農業廃棄物、農業副産物、化学製品 のリサイクル、再生木材パネルボードまたは木製品の生 産などを含む事業は、下記の対象となる。

i. 5年間の法定所得の70%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越す ことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連 続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

#### または

ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

自由工業団地/保税工場(FIZ/LMW)を含む、マレーシア国内で入手した廃棄物/スクラップのみ、リサイクルが認められている。海外から廃棄物/スクラップを輸入することは禁止されている。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### 4.3 グリーン・テクノロジーに対する優遇措置

政府は2014年予算で、グリーン・テクノロジー(GT)開発を一段と強化するため、グリーン・テクノロジー資産の購入に対する投資税額控除の提供と、グリーン・テクノロジーによるサービスおよびシステムの利用に対する法人税の免除を発表した。

#### グリーン・テクノロジー・プロジェクト

グリーン・テクノロジー・プロジェクト関連の事業を行 う企業は、下記の対象となる。

i. 最初の適格資本的支出が発生してから最長5年間にわたり、または2020年12月31日まで、グリーン・テクノロジー・プロジェクトに対して発生した適格資本的支出の100%が投資税額控除となる法人税免除。この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

優遇措置の期限は2020年12月31日まで。

申請書は、マレーシア投資開発庁 (MIDA)に提出する。

#### グリーン・サービス

グリーン・サービス関連プロジェクト事業を行う企業は 下記の対象となる。

i. 5年間にわたり、または2020賦課年度まで、法定所得の100%に相当する法人税免除。免除期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

優遇措置の期限は2020年12月31日まで。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### 4.4 廃棄物エコパーク(Wep)に対する優遇措置

廃棄物エコ・パークは、関連当局が実施し、認定する廃棄物のリサイクル、復元、処理施設である。パークは道路、排水施設、水道光熱施設、下水施設、廃棄物の受け取りと分別のための建物と施設、廃水処理施設、廃棄物リサイクル/復元/処理施設、教育/周知センター用建物などの基本インフラを備えている必要がある。

デベロッパー、運営会社、管理会社となっているマレーシアで設立された企業は、下記の税制優遇措置の対象となる。

#### i. WEPデベロッパー

WEP内部でインフラ開発を行う企業は下記の対象となる。

a) 2016賦課年度から2025賦課年度まで、法定所得の70%に相当する法人税免除。免除期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

マレーシア投資開発庁(MIDA)が2016年1月1日から 2020年12月31日までに受理する申請について、優遇措 置を検討する。

#### ii. WEP管理会社

WEPの管理、監督、マーケティングを行い、効果的かつ効率的な調整/実行を保証する企業は、下記の対象となる。

a) 2016賦課年度から2025賦課年度まで、法定所得の70%に相当する法人税免除。免除期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

マレーシア投資開発庁(MIDA)が2016年1月1日から 2020年12月31日までに受理する申請について、優遇措 置を検討する。

#### iii. WEP運営会社

WEP内で廃棄物の処理/復元/リサイクルを担当する企業は下記の対象となる。

- a) 5年間の法定所得の100%に相当する法人税免除。 免除期間終了後に未控除となっている収入の損失 は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができ る。
- b) 最初の適格資本的支出が発生してから5年以内に発生した適格資本的支出の100%が投資税額控除となる法人税免除。この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。

マレーシア投資開発庁(MIDA)が2016年1月1日から 2020年12月31日までに受理する申請について、優遇措 置を検討する。

#### 4.5 加速減価償却

#### i. 廃棄物リサイクル事業

2001賦課年度より、事業目的のための適格支出が発生した製造業企業は、加速減価償却(ACA)を申請することができる。対象となる工場および機械は下記の通り。

- 廃棄物リサイクル専用か否かに関わらず使用される もの、
- 廃棄物の処理を一段と進めて、最終成否を作るため に使用される場合。

上記の基準を満たす企業は、20%の当初控除(IA)と40%の年次控除(AA)から成る加速減価償却(ACA)を申請できる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### ii. 電力供給品質維持のための機器

営業費用削減のため、2005賦課年度より、電力供給の 品質を維持するための機器に設備投資を行う企業は、2 年間の加速減価償却の対象となる。対象企業は20%の当 初控除に加え、各40%の年次控除を行い、2年間で全額 償却する。

エネルギー・科学・技術・環境・気候変動省が認可した機器のみ、加速減価償却(ACA)の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### 5. 研究開発に対する優遇措置

1986年投資促進法における研究開発(R&D)の定義は、「科学技術分野における新機軸やテクニカル・リスクを含む体系的、調査的、実験的研究で、その研究成果を材料、装置、製品、農産物や加工物の生産や改善のために利用することを目的とした活動」となっている。ただし、以下のものを含まない。

- 製品の品質管理や、材料、装置、製品、生産物の定期的な検査、
- 社会科学または人文科学研究、
- ・ 定常的なデータ収集、
- 効率調査、および
- 市場調査や販売促進、
- 材料、装置、製品、加工物や生産方法の定期的改変 や変更、または
- 材料、装置、製品、加工物や生産方法の外観やスタイルの変更。

マレーシアの研究開発の統合性を高めるべく、その基盤 をさらに強化するため、設計、開発、試作を独立に行う 企業も、優遇措置の対象となる。

#### 5.1 研究開発に対する主な優遇措置

#### i. 請負(コントラクト)研究開発企業

請負(コントラクト)研究開発企業とは、自社の関連会社以外の外部の会社に対して、研究開発サービスをマレーシアで行う会社のこと。1986年投資促進法において、関連会社とは、発行済み株式の20%以上が(直接または間接に)他の企業に保有される会社のことである。請負(コントラクト)研究開発企業は下記の優遇措置の対象となる。

- 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間終了後に未控除となっているパイオニア関連の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。または、
- ・ 10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)。この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### ii. 研究開発(R&D)企業

自社の関連会社および外部の会社双方に対して研究開発サービスをマレーシアで行なう研究開発(R&D)企業は、10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)の対象となる。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。1986年投資促進法において、関連会社とは、発行済み株式の20%以上が(直接または間接に)他の企業に保有される会社のことである。研究開発企業が投資税額控除を利用しないことを選択した場合は、関連会社はサービスの対価として支払った研究開発企業への支払いに対して、二重控除を受けることができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### iii. 社内研究

自社の事業のためにマレーシア国内で社内での研究開発を行う企業は、10年間に発生した適格資本的支出の50%に相当する投資税額控除を申請することができる。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### iv. 研究開発活動に対する優遇措置

再投資を行う既存の研究開発企業は、下記のようなパイオニア・ステータスまたは投資税額控除(ITA)を受けることができる。

#### a) 請負(コントラクト)研究開発企業

- i) 5年間の法定所得の全額(100%)が法人税免除となるパイオニア・ステータス。収入期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。または、
- ii) 最初の適格資本的支出が発生してから10年間に 発生した適格資本的支出の100%に相当する投 資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所 得の70%を相殺することができる。未利用の控 除は、全額が控除されるまで繰り越すことがで きる。

#### b) 研究開発企業

最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した 適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この 控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することが できる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越 すことができる。

#### c) 社内研究開発

最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した追加的適格資本的支出の50%に相当する投資税額控除。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

(附属資料V:再投資向け奨励事業および奨励製品リストを参照)

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### v. 公的部門の研究開発の商業化に対する優遇 措置

公的研究機関によって発見された、資源利用型研究開発の 商業化を奨励するため、以下の優遇措置が与えられる。

- a) 研究開発の成果の商業化に従事する子会社に投資する会社は、子会社への投資額に相当する税額控除の対象となる。また、
- b) 研究開発の成果の商業化に従事する子会社は、10年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータスの対象となる。パイオニア・ステータス期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。パイオニア・ステータス期間終了後に未控除となっているパイオニア関連の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。非資源利用型研究開発の成果の商品化は、1986年投資促進法に基づく奨励事業/奨励製品リストへの記載が条件となる。

#### 5.2 研究開発に対する追加的優遇措置

#### i. 研究開発に対する二重控除

- ・ 企業は、財務大臣の認可対象となる研究開発への非資本的支出に対して、二重控除を受けることができる。
- ・ 認可研究機関、認可研究開発企業、請負研究開発企業のサービスの利用に対する支払い。
- ・ パイオニア・ステータスを与えられた企業の免税 期間中に発生した認可された研究開発経費は累積され、免税期間後に差し引くことができる。
- マレーシア人の従業員の研修を含む、海外で行った 研究開発活動への支出は、ケース・バイ・ケースで 二重控除が適用される。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### ii. 研究成果を商品化する研究者に対する優遇 措置

付加価値の創出に焦点をあてた研究を行う研究者は、その研究成果の商品化により得た所得に対して、50%の免税を5年間受けることができる。対象となる活動は、科学技術・技術革新省の証明を受けなければない。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### 6. 研修に対する優遇措置

#### 6.1 訓練に対する追加的優遇措置

#### i. 従業員リクルートの費用に対する二重控除

従業員リクルートの費用は、税金算出の目的において控 除の対象となる。

費用には、ジョブ・フェアへの参加にかかる出費や、職業紹介所やヘッドハンターへの支払いも含まれる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### ii. 雇用前研修に対する控除

雇用した従業員に対して行った就業前研修費用は、単純 控除の対象となる。ただし、企業は研修生を将来従業員 として雇用することを証明しなければならない。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### iii. 従業員以外の研修に対する控除

企業の従業員ではない居住者に対する実習研修に伴う費 用には、単純控除が考慮される。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### iv. 現金による寄付に対する控除

非営利目的で運営され、国家機関により設立され維持されている技術/職業訓練機関に対する現金による寄付は、単純控除の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### v. 特別産業建物控除

認可された産業訓練、技術訓練、職業訓練に使用される 建築物に支出した企業は、建物の建設または購入のため の適格資本的支出について、10年間控除枠10%の特別産 業建物控除(IBA)を申請することができる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### vi. 教育施設に対する免税

認可された研修機関、企業内研修事業、民間の高等訓練機関は、作業場用実習設備、スタジオ、語学実習教室などのすべての教育設備に対する、輸入税、販売税、物品税の免除が受けられる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### vii. ロイヤリティ支払いの免税

教育省が認可したフランチャイズされた教育プログラム のために、教育機関が非居住者(フランチャイズ主宰 者)に支払ったロイヤリティは、免税の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### viii. 認可された研修経費の二重控除

人的資源開発基金(HRDF)に拠出していない製造業や非製造業の会社は、認可対象の研修にかかる支出が二重控除の対象となる。

- a) 製造業部門の場合は、事業開始以前でも以後でも研修費用を申請できる。
  - ・ マレーシア投資開発庁(MIDA)が認可した研修プログラムや研修機関が実施する研修プログラムに基づき、従業員の技能、監督能力、技巧の引き上げや開発、製品の生産性や品質の向上のための研修にかかった費用。

#### b) 非製造企業

・ 財務省や財務省指定機関が認可した研修プログラムや、研修機関が実施する研修プログラムによる従業員研修のための費用。

ホテルや旅行会社の場合、観光産業の技術や専門性を向上させるために、社内あるいは認可対象研修施設において行われる研修プログラムは、観光省による認可を受けなければならない。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### ix. 人的資源開発基金(HRDF)

第5章「人的資源」を参照。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### x. 組織的なインターンシップ・プログラムに 対する税制優遇措置

マレーシア人材公社が認可した組織的なインターンシップ・プログラムを実施する企業に発生した費用に対して、二重控除が与えられる。このプログラムの対象となる適格資格は、下記の通り。

- a) 国内の高等教育機関において、フルタイムの学士取得プログラム、ディプロマ、それと同等の職業認証を受けようとするマレーシアのインターン/学生を対象とするインターンシップ・プログラム。
- b) 最低500リンギットの月額手当を伴う、最低10週間のインターンシップ・プログラム。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

この優遇措置は、2012賦課年度から2019賦課年度に適用される。

#### **7.** 認可サービスプロジェクト(ASP)に対する 優遇措置

認可サービス事業(ASP)や、財務省に認可された輸送、通信、公益事業サブセクターのプロジェクトは、下記の税制優遇措置の対象となる。

#### 7.1 認可サービスプロジェクト(ASP)に対する 主な優遇措置

#### i. 1967年所得税法第127条による免税

1967年所得税法第127条に基づき、認可サービス事業を行う企業は、5年間の法定所得の70%の法人税免除を申請することができる。国家的・戦略的重要性をもつ認可サービス事業を行う企業は、10年間の法定所得の100%が法人税免除の対象となる。

申請書は財務省に提出する。

#### ii. 1967年所得税法附則7B条の投資控除

1967年所得税法附表7Bの投資控除(IA)は、127条で提供される所得税控除優遇措置の代替措置である。投資控除に基づき、認可サービス事業を行う企業は、資本的支出が最初に発生した日から5年間に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資控除の対象となる。この控除で法定所得の70%まで相殺することができ、未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

国家的・戦略的重要性のある認可サービス事業を行う企業は、5年以内に発生した適格資本的支出の100%が控除の対象となる。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。

申請書は財務省に提出する。

#### **7.2** 認可サービスプロジェクト(ASP)に対する 追加的優遇措置

原材料、コンポーネント、機械、装置、スペアパーツ、 消耗品に対する輸入税、販売税および物品税の免除。

輸送サービス、通信サービスを供給する企業、発電所の 運営および港湾の運営を行う企業は、国内で生産されて いないスペアパーツや消耗品の輸入税および販売税の免 除を受けることができる。

申請書は財務省に提出する。

#### 8. 船舶・輸送機器産業に対する優遇措置

#### 8.1 マレーシア船舶に対する税制優遇措置

- ・ 2012年賦課年度から、マレーシア船舶の運営に伴う船舶会社の所得は70%が免税される。この優遇措置は、居住者にのみ適用される。「マレーシア船舶」とは、1952年商船法令(改定)において、遠洋航海船として登録された船のうち、フェリー、遊覧船、タグボート、補給船、乗組員用ボート、はしけ、浚渫船、釣り船やその他これらに類する船以外のものと定義されている。
- 「マレーシア船舶」の船上での雇用から得た個人所 得は免税となる。
- マレーシア船舶へのISOコンテナのレンタルによる 非居住者の所得も免税となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### 9. 情報通信技術 (ICT) に対する優遇措置

#### 9.1 情報通信技術(ICT)機器の購入に対する優 遇措置

#### 加速減価償却

2009年賦課年度から2015年賦課年度まで、マレーシアの居住者は、該当賦課年度に事業で使用するための情報通信機器の購入によって発生した資本的支出について、加速減価償却(ACA)を受けられる。

加速減価償却は、当初償却20%、年次償却80%が与えられる。すなわち、当該資本的支出は1年で償却される。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### 10. 低開発地域に対する優遇措置

低開発地域に拠点を拡張する既存の製造業/サービス業企業や、新規に設立される製造業/サービス業企業は、 下記の対象となる。

i. 初めて法定所得を取得した賦課年度から最高15年間 (5年+5年+5年)にわたり、100%の所得税控除。 免除期間中の未利用の控除は繰り越すことができ、 免除期間後の企業の所得から差し引かれる。パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度 にわたり法人所得から差し引かれる。

または、

10年以内に発生した適格資本的支出の100%相当の所得税免除(投資税額控除)。この控除で、各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができ未利用の控除は、全額が利用されるまで繰り越すことができる。

- ii. 製造業活動またはサービス活動に関連した開発のための、土地または建物の譲渡またはリースにおける印紙税の免除。
- iii. 2020年12月31日までに発生する、製造業活動またはサービス活動に関連した技術的なアドバイス料、支援料、もしくはサービス料、またはロイヤリティに対する源泉税の免税。
- iv. 現行の政策、ガイドライン、手続きに準拠した、 国内で生産されていない最終製品の生産に直接使 用される原材料やコンポーネントに対する輸入税 の免税。
- v. 現行の政策、ガイドライン、手続きに準拠した、国内で生産されていない機械・機器で、選別されたサービス業部門で直接使用されるものに対する輸入税の免税。

優遇措置は、マレーシア投資開発庁 (MIDA)が2015年1月1日から2020年12月31日までに受理する申請について有効。

#### 11. その他の優遇措置

ここでは、これまで記載されなかったその他の優遇措置で、次の部門に適用されるものを取りあげる。製造業、農業、航空宇宙産業、観光業、環境マネージメント、研究開発、研修、情報通信技術。認可サービス事業、製造関連サービス。

#### 11.1 産業建物控除

産業建物控除(IBA)は、以下のような特別な目的に使用される建物の建設または購入のために資本的支出を行う企業に与えられる。

- 製造業、農業、鉱業、インフラ設備、研究、認可サービス事業、観光省に登録されたホテルなど。
- 産業研修、技術研修、職業研修、学校もしくは教育 施設、教育省や関連機関が認可した幼稚園。
- 社会福祉局に登録済みの民間託児所。

申請書は、国税局(IRB)に提出する。

#### 11.2 MSCマレーシア内の産業建物控除

サイバージャヤ内にてMSCマレーシア・ステータス企業が使用するの建物の建設を促進するため、サイバージャヤ内のMSCマレーシア・ステータス企業が占有する新規建物の所有者に対して、産業建物控除(IBA)が10年間にわたり与えられる。対象となる新規建物には、MSCマレーシア・ステータス企業がまだ占有していない完成した建物も含まれる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### 11.3 監査費用控除

事業費用を削減し企業コンプライアンスを高めるため、監 査費用に対する支出は所得税算定の際、控除の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### 11.4 エンジェル投資家に対する税制優遇措置

シードキャピタル融資、スタートアップ融資、初期融資などで、ベンチャー企業に投資するエンジェル投資家は、投資総額に対する控除を申請できる。より多くのエンジェル投資によるベンチャー企業への融資を促進するため、2013年1月1日からエンジェル投資家によるベンチャー企業企業への投資総額は、総所得に対して控除される。

優遇措置は、財務省が2013年1月1日から2020年12月 31日までに受理する申請について有効。

# 11.5 資産の撤去や移転のための費用に対する税 制優遇措置

工場や機械を含む資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための費用は、資産の費用と見なされないため、1967年所得税法附則第3条に基づく控除の対象にはならない。ただし、財務報告基準116項(FRS116)は、資産の費用には、資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための債務に関連して支払わなければならない見積額が含まれると規定している。

このため、1967年所得税法と財務報告基準116項に基づく課税措置を簡素化するため、工場や機械を含む資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための費用に対して、下記を条件としてバランシング控除\*を提供する特別条項が、1967年所得税法附則第3条に導入されている。

申請書は、国税局(IRB)に提出する。

\* バランシング控除の総額は、工場や機械の撤去や移転の費用または用地の復元の費用を、資産処分時の工場や機械に対する出費の残高に加算して決定される。

#### 11.6 所有権取得に対する優遇措置

特許、工業デザインや商標などの所有権取得費用が発生する(マレーシア資本が70%以上の)製造企業は、関連法に基づき登録が認められる。

コンサルタント料、弁護士費用、印紙税などの所有権取 得費用が対象となるが、ロイヤリティ支払額は対象とな らない。

所有権取得費用に対し、5年間にわたり20%の年間控除。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

#### 11.7 関税関連産業

#### i. 原材料/コンポーネントの輸入税免除

完成品が輸出か国内市場向けかに係わらず、原材料/コンポーネントに対する輸入税の全額免税が考慮される。

完成品が輸出向けの場合、原材料/コンポーネントが国内で生産されていないか、生産されていても品質や価格の点で要求水準を満たしていない場合は、原材料に対する輸入税の全額免税が通常認められる。

完成品が国内市場向けの場合、国内で生産されていない 原材料/コンポーネントに対する輸入税の全額免税が考 慮される。関税対象の原材料/コンポーネントで作られ た完成品が輸入税を課されていない場合も、輸入税の全額免税が考慮される。

ホテルや観光プロジェクトは、特定の輸入品に対して輸入税の全額免税の対象となる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

ii. 2013年関税(控除)規則と2013年販売税 (控除)規則に基づく、機械、機器、スペ アパーツ、消耗品に対する輸入税および/ または販売税の免除への自己申告制度

主関税地域(PCA)に所在する製造業者は、自己申告制度によって、機械、機器、スペアパーツ、消耗品に対する輸入税および/または販売税の免除を申告することで、これらの枠組から利益を得ることができる。

新たに導入された自己申告制度では、マレーシア投資開発庁(MIDA)発行の確認書と共に、主関税地域 (PCA) に輸入または購入され関税局に免税を申請する機械、機器、スペアパーツ、消耗品のリストを提出しなければならない。免税の許可は、関税局による受理が完了した日から2週間以内に得られる。

新しい制度の導入に先立ち、マレーシア投資開発庁 (MIDA)に提出された、1967年関税法14条(2)および/または1972年販売税法10条に基づく、機械、機器、スペアパーツ、消耗品に対する輸入税および/または販売税の免除の申請については、必要情報がすべて受理された日から4週間の審査期間を要する。

2013年関税(控除)規則と2013年販売税(控除)規則は、2014年5月2日に施行された。

主関税地域(PCA)に所在する製造業者に対する主な免除の内容は下記の通り。

- a) 2013年関税(控除)規則115条項に基づき、保税工場、保税倉庫、自由地域から輸入または購入するスペアパーツ、消耗品以外の機械や機器に対する輸入税の免除。
- b) 2013年販売税(控除)規則106条項に基づき、保税工場、保税倉庫、自由地域から輸入または購入する機械、機器、スペアパーツ、消耗品に対する販売税の免除。
- c) 2013年販売税(控除)規則106条項に基づき、製造業者(1972年販売税法に基づく認可企業)から購入する機械、機器、スペアパーツ、消耗品に対する販売税の免除。

申請は、機械、機器、スペアパーツ、消耗品の輸入また は購入に先立ち提出しなければならない。このため、企 業は免税申請にかかるすべての過程に要する期間を考慮 することが推奨される。この新しい自己申告制度と自主 規制的な環境と、時間短縮手段によって、通関における 銀行からの支払保証書などの取得が不要となり、事業費 用の削減が可能となる。

マレーシア投資開発庁(MIDA)は、免税自己申告制度の申請において、オンライン申請も受け付けている。オンライン申請では、E-ファイリング・デジタル認証(LHDH発行)を使用することや、提出の前に申請書に署名するために、デジタル認証書をマレーシア投資開発庁(MIDA)からダウンロードすることも可能である。

# iii. 製造活動のアウトソースに対する輸入税の 免除

事業費用を削減し競争力を高めるため、マレーシア資本が60%以上のマレーシア・ブランドのオーナーが、製造活動をアウトソースする場合、下記の優遇措置の対象となる。

- a) 国内あるいは海外のアウトソース契約先で完成品を 製造する際に使用される原材料やコンポーネントに 対する輸入税の免除。
- b) 海外の契約製造業者から半製品を輸入し、国内の契 約製造業者に供給し完成品を製造する際の輸入税と 販売税の免除。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

# iv. メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に関する輸入税と販売税の免除

メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に対する販売税免除

2018年販売税(免税対象者)(改定)(第2号)規則の 附則に基づき、マレーシアで登録された航空宇宙産業の メンテナンス、修理、整備(MRO)企業は、以下に対する 販売税の免除を申請できる。

- a) 33A条項に基づく機械、機器、専用ツール
- b) 33B条項に基づくスペアパーツ、コンポーネント、 材料、専用消耗品。

これらはマレーシア国内でメンテナンス、修理、整備 (MRO)事業に直接使用されるものである。

自己申告に基づく申請では、企業は輸入または購入の前に、マレーシア投資開発庁(MIDA)発行の確認書を申請しなければならない。企業はマレーシア投資開発庁(MIDA)発行の確認書と、機械、機器、専用ツール、スペアパーツ、材料、専用消耗品のリストをマレーシア関税局に提出して販売税免除を受ける。

確認書はマレーシア投資開発庁(MIDA)に申請する。

販売税免除は以下のサイトにてオンラインで申請する。https://mysst.customs.gov.my

メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に対する輸入税免除

マレーシアで登録された航空宇宙産業のメンテナンス、 修理、整備(MRO)企業はまた、機械、機器、専用ツー ル、スペアパーツ、コンポーネント、材料、専用消耗品 に対する輸入税の免除を申請できる。

輸入税免除の申請書は財務省に提出する。

#### v. 船積み運賃に対する二重控除

サバ州やサラワク州から半島マレーシアに船で製品を運送する製造業者は、船積み運賃に対する二重控除を受けられる。

# vi. マレーシア・ブランド名のプロモーション に対する二重控除

マレーシア・ブランド名の普及のため、マレーシア・ブランドの登録所有者でマレーシア資本が70%以上の企業または当該マレーシア・ブランドの登録所有企業が50%超保有する関連会社は、ブランドの広告にかかった費用に対して、下記の条件で二重控除を受けられる。

- a) 該当会社が、マレーシア・ブランド名の登録所有者 によって50%超所有されていること。
- b) 控除は、1賦課年度において1社からのみ申請する こと。
- c) 製品が輸出品質基準を満たしていること。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

# 11.8 環境保護活動への寄付

環境保全や環境保護のみを目的とした認可団体への寄付は、単純控除の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。

# 11.9 従業員の住宅施設に対する優遇措置

製造業、認可サービス事業、ホテル、観光業の従業員用の住宅施設として使用される建物は、建物の建設/購入に伴う支出に対して、10年間にわたり10%の産業建物特別控除の対象となる。

申請書は国税局(IRB)に提出する。





- 1. マレーシアの税制
- 2. 課税対象所得の種類
- 3. 法人税
- 4. 個人所得税
  - 4.1 居住者たる個人4.1.1 個人所得税控除4.1.2 税額払い戻し
  - 4.2 非居住者たる個人
- 5. 源泉税
- 6. 不動産譲渡益税
- 7. 売上税とサービス税
  - 7.1 売上税
    - 7.1.1 売上税の税率
  - 7.2 サービス税
    - 7.2.1 課税対象サービス
    - 7.2.2 課税
    - 7.2.3 サービス税の税率
    - 7.2.4 クレジットカードおよびチャージカードに対するサービス税の税率
- 8. 輸入税
- 9. 物品税
- 10. 関税上訴裁決機関と関税判定
- 11. 二重課税条約

# 第3章



# 税制

#### 1. マレーシアの税制

マレーシアで稼得する、または、マレーシアを源泉とする、もしくはマレーシア国外を源泉としマレーシア国内で受け取られた、法人を含む個人の所得は、所得税の対象となる。

ただし、賦課年度に銀行、保険、空輸、海運業を営む居住会社を除く個人が、マレーシア国外を源泉とする所得をマレーシアで受け取った場合は非課税となる。

税務管理制度の近代化と合理化のため、企業、個人事業主、事業組合、組合、給与所得者に対して自己申告制度が実施され、所得税の申告額は当年所得に基づいて計算される。

#### 2. 課税対象所得の種類

課税対象となるのは下記の所得である。

- i. 営業時期に係わらず事業から生じる利益や収益
- ii. 雇用から生じる利益や収益(給与、報酬など)
- iii. 配当、利子、または割引料
- iv. 賃貸料、ロイヤリティ、またはプレミアム
- V. 恩給、年金、またはその他の定期収入
- vi. その他所得とされる収益または利益

課税所得は、所得獲得の際に生じた経費、税制上の減価償却、該当する優遇措置などの調整後に算定される。1967年所得税法34項により、不良債権や貸倒れのための引当金が認められている。ただし、会計上の減価償却は認められず、所定の「税制上の減価償却制度」が適用される。未控除の事業損失は、7連続年度に限って繰越すことができる。当該期間に控除されない未控除の勘定は無視される。

#### 3. 法人税

会社は、居住か非居住かにかかわらず、マレーシアで稼得する、またはマレーシアを源泉とする所得に対して課税される。銀行業務、保険事業、海運および空運業以外による国外源泉所得で、居住会社から送金されたものは免税となる。業務管理がマレーシアで行われている場合は、マレーシアの居住会社とみなされる。

2016賦課年度から、法人税は24%となっている。この税率は下記の法人にも適用される。

- i. 信託機関。
- ii. 死亡時にマレーシア国外に居住していた個人の、財産遺言執行人。
- iii. 裁判所に任命された管財人。
- iv. 2D項が適用される有限責任事業組合以外の有限責任 事業組合。

賦課年度の基準期間初頭における払込資本金/出資金が 250万リンギット以下の居住会社および有限責任事業組 合の税率は以下の通り。

50万リンギットまでの当初課税対象所得に対して-17%

それ以上の課税対象所得に対して-24%

石油産業における川上事業を営む事業主は、38%の石油 所得税の対象となる。2010賦課年度から、1967年石油 (所得税)法に基づく、川上の石油会社が得た所得の申 告システムが、当期年度申告システム、かつ自己申告シ ステムに変更された。

企業、生活協同組合、または信託によって支払われたザカットの控除は、当該賦課年度の累計所得の2.5%を超えてはならない。

以下に対する出資には控除が認められる。

- i. 連邦政府、州政府、地方自治体。
- ii. マレーシア国税局の局長に認可された機構や機関。
- iii. 財務省またはスポーツ理事会に認可されたスポーツ 事業。
- iv. 財務省に認可された国家プロジェクト。

2009賦課年度から、ii、iii、ivに関する出資が、当該賦課年度の累計所得の10%を上回ることが禁じられた。

#### 4. 個人所得稅

すべての個人は、マレーシアで稼得する、またはマレーシアを源泉とする所得に対して課税される。税率は、1967年所得税法7項で規定されている通り、マレーシアでの滞在期間によって判定される個人の居住形態による。通常、暦年のうち182日以上マレーシアに滞在している個人は、税制上の居住者とみなされる。

# 4.1 居住者たる個人

2016賦課年度から、居住者たる個人は、個人所得税控除 後の課税対象所得に対して、0%から28%の累進税率で 課税される。

# 4.1.1 個人所得税控除

居住者たる個人の課税対象所得は、総所得から個人所得税 | | 物除を美し引いて質定される | 物除の種類は下記の通り

控除を	差し引いて算定される。控除の種	類は下記の通り。	14.	以下に該当する18歳以上の未 婚の子女	
No.	2019 個人所得税控除の種類 賦課年度 (リンギット)		(i) ディプロマ以上の資格取得 のため、マレーシア国内でさ		
1.	本人と扶養家族	9,000		らなる教育を受けている(大学入学許可または準備コースを除く)。  (ii) 学位取得のため、マレー	8,000 リンギット (制限付き)
2.	親の医療費				
3.	基礎支援機器			シア国外で教育を受けている (修士号、博士号を含む)。	
4.	障碍者である個人	6,000		(iii) 関連政府当局によって認	
5.	教育費(個人)			可を受けた訓練機関 や教育機 関で教育を受けている。	
6.	重病のための医療費		15.	障碍者である子女	
7.	健康診断一式	ー 、 2,500 、 リンギット — - 入 (制限付き) 16.		マレーシア国内においてディ プロマ以上の資格、またはマ レーシア国外において関連政	6,000 リンギット
8.	<ul><li>ライフスタイル:</li><li>i. 書籍、ジャーナル、雑誌、出版物の購入</li><li>ii. パーソナル・コンピューター、スマートフォン、</li></ul>			府当局が認可した高等教育機関で学士以上の取得を目指す18歳以上の未婚の障碍者1人につき、6,000リンギットの追加控除。	りノキット(制限付き)
	またはタブレットの購入 iii. スポーツ活動用のスポー ツ用品の購入 iv. 本人名義のブロードバン ド接続料				生命保険: 3,000 リンギット (制限付き) EPF:4,000
9.	SSPNスキームの純貯蓄	8,000 リンギット		生命保険とEPF	リンギット (制限付き)
10.	配偶者手当/慰謝料の支払い	(制限付き) 4,000 リンギット (制限付き)			年金退職制度 を選択した公 務員:7,000 リンギット (制限付き)
11.	障碍者である配偶者	3,500 リンギット (制限付き)	17.	証券委員会によって認可を受けた民間の退職年金や据置年金への保険料。	3,000 (制限付き)
12.	一般児童手当	2,000 リンギット (制限付き)	18.	教育や医療給付の保険料	3,000 (制限付き)
		( D t.1 Match)			

No.

13.

個人所得税控除の種類

フルタイムで教育(Aレベ

ル、修了証、大学入学許可ま

たは準備コース)を受けてい

る、18歳以上の未婚の子女。

2019

賦課年度

(リンギット)

2,000 リンギット

(制限付き)

#### 4.1.2 税額払い戻し

居住者たる個人に対する課税額は、以下の税額払い戻し により減額される。

i. 課税所得35,000リンギット未満の居住者たる個人 に対する所得税払い戻し

2009賦課年度から、課税所得が35,000リンギットを超えない個人は、400リンギットの払い戻しを受けることができる。配偶者が就労していないか配偶者の所得が合算賦課の場合、その配偶者はさらに400リンギットの払い戻しが受けられる。同様に、配偶者が分離賦課の場合は、配偶者の課税所得が35,000リンギットを上回らなければ、配偶者は400リンギットの払い戻しを受けることができる。

No.	税額払い戻し	<b>2009</b> 賦課年度以降 (リンギット)
a	分離申告妻	400 400
b	合算申告 妻 夫	400 400
	合計	800
С	夫または妻に所得がない場 合の申告 妻 夫	400 400
	슴計	800

ii. その他の税額払い戻し

No.	税額払い戻し	(リンギット)
a	ザカット/フィ ットラ	課税額を上限とする

#### 4.2 非居住者たる個人

2016賦課年後から、非居住者たる個人は28%の税率が課せられ、個人所得税控除は受けられない。

#### 5. 源泉税

非居住者たる個人には、以下の最終源泉税が課される。 下記の特定所得に対して10%。

- i. 個人またはその従業員により、財産や権利の使用 や、工場、機械、器具の設置や操作などに関連して 提供されたサービスの対価。
- ii. 科学的、工業的、商業的な事業、ベンチャー、プロジェクト、計画の管理や運営に関連して提供された助言もしくは援助またはサービスの対価。
- iii. 動産の使用に関する同意や取り決めに基づく賃料またはその他の支払い。

マレーシア国外で提供された、または実施された (a) および(b) のサービスに関連して受け取った所 得に対しては、源泉税は適用されない。

2009年1月1日から、非居住者の提供する技術サービスの費用削減のため、マレーシアでのホテル宿泊に関する立替えや支払いは、源泉税における総技術料の計算には含まれない。

未払いの源泉税に関しては、非居住者への支払総額に対してではなく、未払いの税額に対してのみ10%の罰金が課される。

#### 6. 不動産譲渡益税

マレーシアでは、通常、キャピタルゲインは所得税の対象にならない。ただし、マレーシアに所在する不動産の処分や、当該地所の所有権、選択権、またはその他の権利の処分や、不動産会社の株式処分から生じる課税対象利益に対しては、不動産譲渡益税が課税される。

2019年1月1日から、居住用や商業用の不動産の処分による利益に対して、以下に示す不動産の所有期間に応じて5%から30%の税金が課される。

## 不動産譲渡益税の税率

処分	企業	個人 (市民と永 住権保持 者)	個人 (非市民 と永住権 不保持 者)
所得日から <b>3</b> 年以内	30%	30%	30%
4年目	20%	20%	30%
5年目	15%	15%	30%
6年目以降	10%	5%	10%

真正の不動産所有者は免税となるため、不動産譲渡益税 の税率が不動産所有者の重荷になることはない。不動産 譲渡益税の支払いは、下記のように純益に応じて定めら れている。

- i. マレーシア国籍または永住権を持つ個人による、1 回限りの、居住用不動産1棟の売却から得た利益に 対する不動産譲渡益税の免除。選択は書面により行 わなければならない。
- ii. 親と子、夫と妻、祖父母と孫の間での対価を伴わない不動産の売却による利益に対する不動産譲渡益税の免除。
- iii. 不動産譲渡益税は、購入額、改築費、雑費(例えば、領収書の提出に伴う法的手数料や印紙税)といった、関連費用を差し引いた後の純益に対してのみ課税される。
- iv. 個人に対しては、10,000リンギットまたは純益の 10%のいずれか高い方までを控除。

会社や個人に対する税金についての詳細については、以下を参照。www.hasil.gov.my

#### 7. 売上税とサービス税

2014年物品サービス税 (GST) 法に代わり、2018年 9月1日から、2018年売上税法と2018年サービス税法 が、付随する法律とともに導入された。

#### 7.1 売上税

2018年売上税法に基づき、輸入品と国内生産品に対して、輸入時または製品の売却時や、登録された製造業者がその他の方法で製品を処分した際に、売上税が課税される。

マレーシアの売上税は、マレーシアで製造された最終製品やマレーシアに輸入された製品に、単段階で課税される。

登録製造業者がマレーシアで製造した課税対象品に対して、製品の売却時、売却以外での処分時、製品の原料として以外に使用された時に売上税が課される。

輸入品に対する売上税は、製品が申告され、輸入税が支払われ、税関の審査を通関した際に課税される。

12か月以内に売却価額が50万リンギットを上回る課税対象品を生産する製造業者は、2018年売上税法12項に従い、登録することが義務づけられている。

売却価額が50万リンギット以下の課税対象品を生産する 製造業者は、2018年売上税法14項に基づき、同法によ る便宜を享受するために、任意で登録することができる。 下請け業者として事業を行う製造業者で、12か月以内の下請け業務の総人件費が50万リンギットを上回る場合は、2018年売上税法12項に従い、登録することが義務づけられている。

#### 7.1.1 売上税の税率

売上税は従価税であり、規定にある通り、課税対象製品の種類に応じて(5%および10%の)異なる税率が適用される。

石油製品の売上税には、他の課税対象製品と異なる特定 の税率が適用される。

#### 7.2 サービス税

マレーシアのサービス税は、「課税対象サービス」とされる特定のサービスに対する間接的な単段階の課税形態である。2018年サービス税施行規定の附則1に基づき、担当省が規定した課税対象サービスのリストに含まれないサービスに対して、サービス税を課すことはできない。

2018年サービス税法 (STA2018) は、特定の地域、自由地域、保税倉庫、保税工場、共同開発地域 (JDA) を除き、マレーシア全土で適用される。

#### 7.2.1 課税対象サービス

課税対象サービスは、2018年サービス税施行規定の附則 1における各種分野に記載されているサービスである。課税対象サービスを提供し、一定の限度枠を上回っている 課税対象者は、登録が義務づけられている。対象となる 分野は、宿泊、飲食提供者、 ナイトクラブ、ダンスホール、ヘルス・ウェルネスセンター、プライベート・クラブ、ゴルフ場とゴルフ練習場、賭博およびゲーム・サービス、専門サービス、その他、保険、通信、駐車場、広告などを提供するサービス提供業者である。

#### 7.2.2 課税

サービス税は、事業を行う登録業者がマレーシア国内で 提供する課税対象サービスに課税される。

サービス税は、登録業者が顧客に提供した課税対象サービスへの対価を受け取る際に徴収される。

#### 7.2.3 サービス税の税率

サービス税の税率は、2018年サービス税(税率)施行令で定められ、2018年9月1日から実施されている。サービス税の税率は、2018年サービス税法(STA2018)9項で定められた通り、保険製品の価格や保険料、賭博の賭け金やゲーム料金など、課税対象サービスの6%となっている。

# **7.2.4** クレジットカードおよびチャージカード に対するサービス税の税率

クレジットカードまたはチャージカードのサービス提供に対するサービス税の税率は、主要カードと追加カードにつき年間25リンギットである。サービス税は、カードの発行日と、その後12カ月ごとまたは12カ月以内か、もしくはカードの更新日と、その後12カ月ごとまたは12カ月以内に徴収される。

詳細情報については以下を参照。 https://mysst.customs.gov.my

#### 8. 輸入税

マレーシアの輸入税は、特定の品目に対しては固有の算定方式で課せられるが、ほとんどの場合は従価方式による。ただし、貿易の自由化に伴い、多岐にわたる物品に対する輸入税が、廃止または減額されている。

さらにマレーシアは、アセアン物品貿易協定(ATIGA)を 結んでおり、2010年1月1日から、アセアン域内で取引 される物品の99%超に対する輸入税が撤廃されている。

マレーシアは引き続き、貿易、原産地規則、投資の分野で、自由貿易協定交渉を進めていく。現在までにマレーシアは、日本、パキスタン、ニュージーランド、インド、チリ、オーストラリアとの二国間自由貿易協定を締結している。また、アセアンの枠組みのもと、中国、日本、大韓民国、オーストラリア/ニュージーランド、インドとの地域協定を締結している。これらの協定に基づき、輸入税は、合意されたスケジュールに従って減額または撤廃される。

#### 9. 物品税

たばこ、たばこ製品、アルコール飲料、トランプなどのカード、マージャン牌、自動車といった、マレーシアで製造される特定の製品には物品税が課せられる。自動車、トランプ、マージャン牌には価格に応じた物品税が課されるが、たばこ、たばこ製品、アルコール飲料には、特定の税率と価格に応じた税率とが複合されて課税される。

政府は2019 年7月1日から、以下のスケジュールに従って、砂糖入り飲料に対する物品税を施行した。

税目 No.	種類	全糖	物品税	例示
2009	フルーツ ジュース、 野菜ジュ ース	12 グラム超/ 100ml	0.40 リンギ ット/ 1リット ル	オレンジ ジュース ライムジュ ース
2202	a) 炭酸飲料、動物物 料、動物制 来の乳製 を除くノン アルコール 飲料	5 グラム超/ 100ml	0.40 リンギ ット/ 1リット ル	コーラ飲料 アイソトニ ック飲料 炭酸飲料
2202	b)動物由来 の乳製品	7 グラム超/ 100ml	0.40 リンギ ット/ 1リット ル	チョコレー ト風味の乳 飲料

# 10. 関税上訴裁決機関と関税判定

関税上訴裁決機関 (CAT) は、1967年関税法、2018年 売上税法、2018年サービス税法、1976年物品税法に基 づく事項に関する関税局長官の意思決定に対する上訴を 決定するために設立された独立機関である。

また、関税判定は、民間部門の事業活動の企画を、確実かつ予見可能なものにするために、1967年関税法、2018年売上税法、2018年サービス税法、1976年物品税法に基づき導入された。

関税局よる判定に申請者が同意した場合、その判定は一定の期間、申請者を法的に拘束する。主な関税判定の特徴は下記の通り。

- i. 製品の分類、課税対象サービスの決定、製品とサービスの価値の決定原則に関して関税判定を求める申請が行われる。
- ii. 申請は、十分な事実を提供し所定の費用を支払って、書面で行われなければならない。
- iii. 申請は、関税局が関税判定を発行する製品が輸入される前、あるいはサービスが提供される前に行うことができる。

# 11. 二重課税条約

二重課税条約(DTA)は、国境を越えた所得流入に関連して、各国の租税権を明確にし、二重課税をなくすために税額控除や租税免除を提供することによって、二重課税を回避しようとする二国間の協定である。

マレーシアの二重課税条約の目的は下記のとおり。

- i. 対内投資と対外投資双方にとって好ましい環境を創出すること。
- ii. マレーシアの特別税制優遇措置を、資本輸出国の納税者にとって完全に有効にすること。
- iii. 一方的な措置から得られる減税と比べて、より効果的な減税を二重課税から享受すること。
- iv. 脱税や租税回避を防止すること。

数多くの先進国や途上国と同様に、マレーシアにとっても、他の国々との国際的な租税条約ネットワークを通して、世界との貿易や投資を促進する必要性はついて回る。加速する工業化と増加する国内への外国直接投資とにより、他の国々との租税条約の合意は、税制分野における確実性と保証を投資家に提供するうえで不可欠なものとなった。2019年1月31日現在、有効な二重課税条約は下記の通り。

#### 玉

• アルバニア	・ドイツ	• モンゴル	 • 南アフリカ
• アルゼンチン*	• 香港	<ul><li>モロッコ</li></ul>	• スペイン
• オーストラリア	• ハンガリー	・ミャンマー	・スリランカ
• オーストリア	<ul><li>インド</li></ul>	・ ナミビア	<ul><li>スーダン</li></ul>
・バーレーン	• インドネシア	- オランダ	・スウェーデン
• バングラデシュ	<ul><li>イラン</li></ul>	• ニュージーランド	- スイス
・ベルギー	• アイルランド	• ノルウェー	・シリア
・ ボスニア・ヘルツェゴ ビナ	<ul><li>イタリア</li></ul>	• パキスタン	<ul><li>タイ</li></ul>
• ブルネイ	• 日本	• パプアニューギニア	・トルコ
・カナダ	• ヨルダン	・フィリピン	・トルクメニスタン
• 中国	• カザフスタン	• ポーランド	- アラブ首長国連邦
・チリ	• 大韓民国	 • カタール	 • 英国
• クロアチア	・クウェート	• ルーマニア	- アメリカ合衆国*
<ul><li>チェコ共和国</li></ul>	• キルギス共和国	<ul><li>ロシア</li></ul>	・ ウズベキスタン
• デンマーク	<ul><li>ラオス</li></ul>	・ サンマリノ	・ベトナム
• エジプト	・レバノン	• サウジアラビア	 • ベネズエラ
・フィジー	• ルクセンブルク	<ul><li>セーシェル共和国</li></ul>	・ジンバブエ
• フィンランド	<ul><li>マルタ</li></ul>	・ シンガポール	
<ul><li>フランス</li></ul>	<ul><li>モーリシャス</li></ul>	 • スロバキア共和国	_

#### \*制限付き協定

台湾 [マレーシア台北経済文化事務所 (TECO) が代表] に関しては、下記の租税免除施行令によって二重課税免除が認められる。

- i. P.U.(A) 201 (1998)
- ii. P.U.(A) 202 (1998)

詳細情報については、www.hasil.gov.my をご覧いただくか、下記に電子メールでお問い合わせいただきたい。 lhdn\_int@hasil.gov.my



# 1. マレーシアへの入国要件

- 1.1 パスポートまたは旅行証明書
- 1.2 ビザの要件
- 1.3 必要なパス

# 2. 外国人駐在員の雇用

- 2.1 外国人駐在員ポストの種類
- 2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン

# 3. 外国人ポストの申請

4. 外国人労働者の雇用

# 第 4 章



# 入国手続き

# 1. マレーシアへの入国要件

#### 1.1 パスポートまたは旅行証明書

マレーシアを訪れるすべての人は、有効なパスポートか、マレーシア訪問のために作成され国際的に認知された旅行証明書を所持していなければならない。これらの証明書は、マレーシア入国時から6か月以上の残存有効期限があるものでなければならない。

マレーシアが承認していないパスポートを所持している 人は、パスポートに代わる文書とマレーシア在外公館によ り発行されるビザを申請しなければならない。ビザの申請 は、最寄りのマレーシア在外公館で行うことができる。

マレーシアの在外公館がない国では、最寄りの高等弁務官か大使館に申請する。

#### 1.2 ビザの要件

ビザとは、外国人のパスポートまたは承認された旅行証明書に、その所持者がマレーシア入国を申請し、許可を得たことを示す証明書である。

マレーシア入国の際ビザが必要な外国人は、入国前にマレーシアの在外公館にて事前にビザを申請し、取得しなければならない。

国ごとのビザの要件は下記の通り。

# ビザを必要とする国

・ アフガニスタン*	・コートジボアール	・ ミャンマー(一般パスポート)
<ul><li>アンゴラ</li></ul>		・ ネパール
<ul><li>ブータン</li></ul>	<ul><li>赤道ギニア</li></ul>	・ニジェール
• ブルキナファソ	・エリトリア	・ルワンダ
<ul><li>ブルンジ</li></ul>	・エチオピア	<ul><li>セルビア共和国およびモンテネグ 口共和国</li></ul>
<ul><li>中央アフリカ共和国</li></ul>	<ul><li>ギニアビサウ共和国</li></ul>	・スリランカ
<ul><li>中国</li></ul>	• 香港(身元証明書)	<ul><li>台湾</li></ul>
・コロンビア	・インド	<ul><li>国際連合 (通行証明書の所持者)</li></ul>
・ コンゴ民主共和国	・リベリア	<ul><li>西サハラ</li></ul>
<ul><li>コンゴ共和国</li></ul>	• <b>∀</b> リ	

#### ビザを必要とする英連邦諸国

• バングラデシュ	・ガーナ	• ナイジェリア
・カメルーン	・モザンビーク	・パキスタン

# 3か月超の滞在にビザが必要な国

・アルバニア	・ ハンガリー	• ポーランド
• アルジェリア	<ul><li>アイスランド</li></ul>	<ul><li>カタール</li></ul>
• アルゼンチン	・ アイルランド	・ルーマニア
• オーストラリア	<ul><li>イタリア</li></ul>	・サンマリノ
• オーストリア (ウィーン)	• 日本	・ サウジアラビア
・バーレーン	• ヨルダン	・スロバキア
・ベルギー	• キルギスタン	• 大韓民国
• ボスニア・ヘルツェゴビナ	<ul><li>クウェート</li></ul>	• スペイン
• ブラジル	<ul><li>・ キルギス共和国</li></ul>	<ul><li>スウェーデン</li></ul>
<ul><li>クロアチア</li></ul>	・レバノン	• スイス
・キューバ	・ リヒテンシュタイン	• チュニジア
<ul><li>チェコ共和国</li></ul>	・ ルクセンブルク	・トルコ
<ul><li>デンマーク</li></ul>	<ul><li>モロッコ</li></ul>	• トルクメニスタン
• エジプト	<u></u> ・ オランダ	<ul><li>アラブ首長国連邦</li></ul>
• フィンランド	・ ノルウェー	• 英国
<ul><li>フランス</li></ul>	<ul><li>オマーン</li></ul>	• ウルグアイ
・ドイツ	・ペルー	・イエメン

# 14日超の滞在に ビザが必要な国

• イラン	<ul><li>マカオ (旅行許可/ ポルトガルの 身元証明書)</li></ul>	・ソマリア
<ul><li>イラク</li></ul>	・パレスチナ	・シリア
・リビア	・シエラレオネ	

# 1か月超の滞在にビザが必要な国

・アルメニア	• グアテマラ	・パナマ
<ul><li>アゼルバイジャン</li></ul>	<ul><li>ギニア共和国</li></ul>	・ パラグアイ
・バルバドス	• ハイチ	・ ポルトガル
・ベラルーシ	・ ホンジュラス	<ul><li>ロシア</li></ul>
<ul><li>ベナン</li></ul>	• 香港SAR	・ サントメ・プリンシペ
・ボリビア	• カザフスタン	• セネガル
・ブルガリア	・ラトビア	・スロベニア
・ カンボジア	・リトアニア	<ul><li>スーダン</li></ul>
・ カーボベルデ	・ マカオSAR	・スリナム
・チャド	・マケドニア	<ul><li>タジキスタン</li></ul>
・チリ	• マダガスカル	・トーゴ
・コスタリカ	・モルドバ	・ウクライナ
・エクアドル	・モーリタニア	・ ウズベキスタン
・エルサルバドル	・メキシコ	・ バチカン市国
・エストニア	<ul><li>モナコ</li></ul>	・ ベネズエラ
<ul><li>ガボン</li></ul>	・モンゴル	・ ジンバブエ
・ジョージア	<ul><li>ニカラグア</li></ul>	
・ギリシャ	<ul><li>北朝鮮</li></ul>	

アメリカ合衆国の国民は、 (雇用以外の) 社交、商用、 学術目的の訪問にはビザは不要。

イスラエル国民は、ビザとマレーシア内務省からの事前 許可が必要。セルビア共和国とモンテネグロ共和国の国 民は、ビザが必要だが、事前許可は不要。

アセアン諸国(ミャンマーを除く)の国民は、1か月未満の滞在にはビザは不要。1か月を超える滞在には、ビザが必要(ブルネイとシンガポールの国民を除く)。

上記以外の国(イスラエルを除く)からの国民は、1か 月未満の社交目的の滞在には、ビザを持たずにマレーシ アに入国できる。

#### 注:

\* ビザには、身元保証、つまりマレーシア入国管理局による認可が必要。

#### 1.3 必要なパス

社交用または商用目的での入国申請以外の場合、訪問パスへの申請を、マレーシア到着前に行わなければならない。

パスは、認可された期間中の滞在許可をパスポートにおいて証明するものである。マレーシアを訪問する外国人は、マレーシアでの一時的な滞在を認めるビザ(必要な場合)とは別に、マレーシア入国の際にパスを取得しなければならない。

こうした申請にはすべて、マレーシア国内で保証人を立てなければならない。保証人は、必要な場合、その外国人の扶養やマレーシアから本国への送還に関して責任を負うことに同意する。

外国人訪問者に対して、マレーシア到着時に発給される パスは下記の通り。

#### i. 訪問パス(社交)短期

訪問パスは、下記のような社交用や商用の目的で訪問する外国人に発給される。

- 会社の会合、会議またはセミナーに出席するか、会 社会計に立ち会う、もしくは会社経営を円滑に行う ためにマレーシアに入国する会社の所有者や代表者。
- 事業や投資の機会を探るため、または製造工場設立 のために入国する投資家や企業家。
- 直接販売や流通に従事するためでなく、マレーシアで製造する予定の商品を紹介するために入国する外国企業の代表者。
- 不動産に関連した交渉、販売、リースのために入国 する不動産所有者。
- マレーシアにおけるイベント等の取材のために入国 するマスメディアの外国人ジャーナリストまたはレ ポーター(マレーシア内務省の許可)。
- スポーツ・イベントの参加者。
- 国内の大学で試験を受ける、または親善使節団に参加する学生。
- 入国管理局の長官によって認可された、上記以外の活動のため入国する訪問者。

これらのパスで就労したり、新規機械の設置や工場建設 の監督をしたりすることはできない。

#### ii. 訪問パス(社交)長期

長期社交訪問パスは、6か月以上、マレーシアに一時的に 滞在する外国人に発給される。訪問者の適格性や一定の 条件を満たすことにとって、パスは延長できる。

マレーシア人と結婚し、長期社交訪問パスを保持する外国人配偶者は、社交訪問パスを雇用パスや訪問パス (一時雇用) に変更することなく、任意の形態の雇用、事業、専門的職業に従事することが認められる。

#### iii. 訪問パス(一時就労)

このパスは、24か月未満の就労のためマレーシアに入国 する外国人に発給される。

# iv. 雇用パス

このパスは、最低2年間、就労のためマレーシアに入国する外国人に発給される。雇用パスは、申請者が関連認定機関から外国人駐在員ポストの認可を取得した後、発給される。

#### v. 専門業務用訪問パス (PVP)

代理店との短期契約に基づき入国する外国人に発給される。

対象となる外国人の就労分野は以下の通り。

# 専門家/ ボランティア

- 招待された講師/講演者
- 機械の導入やメンテナンスに 関する専門家
- 職業訓練の提供者など
- https://esd.imi.gov.my

# アーティスト

- 撮影や上演のために入国する 者。アルバムや新製品のプロ モーションのために入国する 者など
- https://epuspal.kkmm.gov.my

# 宣教師 (イスラム教、 またはその他 の宗教)

- 国際機関の職員
- マレーシア政府が認知した研究者
- ・ 宗教的目的で入国する者
- プトラジャヤ入国管理局査 証部

パスの有効期間はさまざまだが、いずれも1回につき12か月未満である。

申請は、関係代理店が提出する。

#### vi. 扶養家族パス

このパスは、外国人駐在員の家族に与えられる。扶養家族パスは、雇用パス所有者の配偶者、子ども(18歳未満)、内妻に対して発給される。このパスは、雇用パスの申請と同時か、雇用パス発行後に申請することができる。

#### vii. 学生パス

このパスは、マレーシア高等教育省の認可を受け、マレーシア内務省が外国人留学生の受け入れを許可した教育機関の講座を履修するため、マレーシア国内で就学することを希望する外国人に発給される。

注:詳細については以下を参照。 https://educationmalaysia.gov.my

#### 2. 外国人駐在員の雇用

マレーシア政府は、最終的にはマレーシア人があらゆる レベルの職において訓練を受け、雇用されることを望ん でいる。従って、企業がより多くのマレーシア人を訓練 し、組織内のすべてのレベルにおける雇用パターンが、マレーシアの複合民族的構成を反映することが奨励されている。

しかしながら、熟練したマレーシア人が不足している分野においては、企業は「キー・ポスト」や「タイム・ポスト」といった外国人駐在員を配属することが認められている。キー・ポストとは、恒久的に外国人を配属するポストで、タイム・ポストとは、定められた期間中に配属する役職である。

#### 2.1 外国人駐在員ポストの種類

駐在員とは、下記の職責を実行する資格がある外国人である。

#### i. キー・ポスト

マレーシアで操業する外国資本の非公開会社における上級管理職ポストである。キー・ポストは、企業にとって利益や投資を保護するために必須なポストである。外国人駐在員は、目標や目的達成のための企業方針の決定に対して責任を負う。

#### ii. タイム・ポスト

# a) エグゼクティブ・ポスト

中間管理職や中級専門職のポストである。このポストは、該当する職務に関連した専門的資格、実務経験、技能、専門知識を必要とする。外国人駐在員は、会社の方針の実行や従業員の指揮に対する責任を負う。

#### b) ノンエグゼクティブ・ポスト

特定の専門技術または実践的技能と経験を必要とする技術系職務を果たすためのポスト。

#### 2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン

外国人駐在員を雇用するには2段階のステップがある。

- i. 事業の性質によって定まる関連公認機関による駐在 員ポストへの申請。
- ii. 認定機関による駐在員ポストの認可を受けた後、企業は雇用パスの証明書を入国管理局に申請しなければならない。

製造業、研究開発、ホテルおよび観光事業、その他のサービス業を営み、マレーシア投資開発 庁(MIDA)が管轄する税制優遇措置を申請する 企業。

製造業、研究開発、4つ星以上のホテル、観光事業、その他のサービスを営み、マレーシア投資開発庁(MIDA)が管轄する免税措置に申請する会社は、下記の最低払込資本金を条件に、駐在員ポストを考慮する対象となる。

- i. 100%マレーシア資本の会社:250,000リンギット
- ii. 外国資本とマレーシア資本の共同所有: 350,000リンギット
- iii. 100%外国資本の会社:500.000リンギット

キー・ポストの認可は、マレーシアで設立された会社で、外国からの払込資本金が100万リンギット以上であることが条件となっている。ただし、キー・ポストの数と外国からの払込資本金を直接関係づけてはならない。

ターム・ポストの認可には、下記の条件が課される。

- i. 最低基本給が5,000リンギット以上。
- ii. 学歴と経験の最低条件
  - a) 製造業企業
    - 学士号と関連分野での3年以上の経験。
    - ディプロマと関連分野での5年以上の経験。
    - 高校修了証書と関連分野での10年以上の経験、または企業が提案した学歴/経験のどちらか高い方。

- b) 請負研究開発会社、研究開発会社、社内研究開発会社
  - 学士号と関連分野での3年以上の経験。
  - ディプロマと関連分野での5年以上の経験、 または企業が提案した学歴/経験のどちらか 高い方。
- c) 4つ星以上のホテルと観光事業
  - 最低学歴が学士号でホテル/観光産業での5年以上の経験。

駐在員ポストの数は、各事例の利点に応じて考慮される。ただし、外国資本が100%または過半数を占める請負研究開発会社、研究開発会社、社内研究開発会社の場合は、研究開発職員の50%までとすることが条件となる。つまり外国人駐在員1人に対して、マレーシア人の研究開発職員1人という割合になる。ターム・ポストの期間は、最高5年まで考慮することができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

# 経営統括本部(OHQ)、地域開発会社(RDC)と国際調達センター(IPC)、プリンシパル・ハブ

経営統括本部(OHQ)、地域開発会社(RDC)、国際調達センター(IPC)、プリンシパル・ハブの駐在員ポストへの申請は、下記の基準に基づき考慮される。

- i. 経営統括本部 (OHQ) 、地域開発会社 (RDC) 、 国際調達センター (IPC) の場合、払込資本金が 500,000リンギット以上。
- ii. プリンシパル・ハブの場合、払込資本金が250万リンギット以上。

駐在員ポストの数は、会社の要件に基づき考慮され、ターム・ポストの期間は最高5年である。

経営統括本部(OHQ)、地域開発会社(RDC)、国際調達センター(IPC)、プリンシパル・ハブの駐在員ポストへの認可には、下記が条件とされる。

- i. 駐在員ポストの最低基本給は5,000リンギット以上。
- ii. 学士号と関連分野での最低5年の経験、または会社によって提案された学歴/経験のどちらか高い方。
- iii. マレーシア資本の経営統括本部(OHQ)、地域開発会社(RDC)、国際調達センター(IPC)については、最低払込資本金が500,000リンギット以上であることを条件に、キー・ポストが考慮される。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

#### 地域拠点(RE)/地域事務所(RO)

地域拠点 (RE) / 地域事務所 (RO) の駐在員ポスト (ターム・ポスト) への申請は、下記の条件に基づき考慮 される。

- i. 最低運営費が年間300,000リンギット以上。
- ii. 駐在員ポストの最低基本給は5,000リンギット以上。

ターム・ポストの数は、各事例の利点に応じて考慮される。ターム・ポストの期間は、地域拠点 (RE) / 地域事務所 (RO) のステータスの期間に応じて考慮される。駐在員の認可は、ポストと個人の両方に与えられる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

# 税制優遇措置のないその他のサービス業と規制 のないサービス業

i. 上記以外のその他のサービス業と規制のないサービス業のサブセクターの駐在員ポストの申請は、 入国管理局に直接提出する。マレーシア投資開発庁 (MIDA)は、企業による入国管理局への駐在員ポストの申請をサポートするだけである。

#### 漁業、畜産業、農業

- i. 漁業、畜産業、農業における、(優遇措置を受けない)新規企業や既存企業の駐在員ポストへの申請は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。
- ii. 駐在員ポストの認可は、製造業に対して定められたものと同様のガイドラインと条件に則して考慮される。

#### 3. 外国人ポストの申請

製造業や関連サービスセクターの新規企業や既存の企業 (拡張や多角化を伴わない事業も含む)による、外国人 ポストの申請は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に対 して行う。これは、製造業ライセンス取得が必要な企業 も、製造業ライセンス取得を免除されている企業も対象 となる。

入国手続きの詳細に関しては以下を参照。www.imi.gov.my

# 4. 外国人労働者の雇用

マレーシアでは、製造業、建設業、プランテーション、 農業、サービス業、家事使用人の分野において、外国人 労働者を雇用することができる。

サービス業には、11のサブセクター(レストラン、清掃サービス、貨物運搬、ランドリー、ゴルフ・クラブのキャディ、理髪師、卸売/小売、繊維、金属/スクラップ/リサイクル事業、福祉施設、ホテル/リゾート・アイランド)がある。

下記の特定の国の国民だけが、認定されたセクターで就 労することができる。

認可セクター	国籍
<ul> <li>製造業</li> <li>プランテーション</li> <li>農業</li> <li>建設業</li> <li>サービス産業</li> </ul>	<ul> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
<ul> <li>サービス業(料理人、卸売/小売、理髪師、金属/スクラップ/リサイクル、繊維)</li> <li>建設業(高圧線整備のみ)</li> <li>農業</li> </ul>	・インド

認可は各事例の利点に基づいてなされ、その都度定められる条件に従う。適格なマレーシア人や永住権資格者がどうしても見つからない場合のみ、外国人労働者の雇用申請が考慮される。

• プランテーション

外国人労働者に対する年次課税は下記の通り。

認可セクター	年次課税 (マレーシ ア半島) リンギット	年次課税 (サバ/サ ラワク) リンギット
製造業	1,850	1,010
建設業	1,850	1,010
プランテーション	640	590
農業	640	410
サービス業	1,850	1,490
サービス業 (アイラ ンド・リゾート)	1,850	1,010

外国人労働者の申請はすべて、内務省のワンストップ・センターに提出する。ただし、外国人家事手伝いの申請は、マレーシア入国管理局に申請する。

外国人労働者の雇用に関する詳細については、マレーシア内務省のホームページを参照。 www.moha.gov.my

第**5**章 人的資源



# 1. マレーシアの労働力

# 2. 人的資源の開発

- 2.1 工業技能訓練施設
- 2.2 人的資源開発基金

# 3. 労働費用

# 4. リクルートの手段

# 5. 労働基準

- 5.1 1955年雇用法
- 5.2 サバ州とサラワク州の労働法令
- 5.3 1991年被雇用者積立基金法(EPF)
- 5.4 1969年被雇用者社会保障法
- 5.5 1952年労働者災害補償法
- 5.6 1994年職業安全保健法

# 6. 労使関係

- 6.1 労働組合
- 6.2 1967年労使関係法
- 6.3 労働組合が組織されていない企業の労使関係

# 第5章



# 人的資源

#### 1. マレーシアの労働力

マレーシアは、勤勉で、規律正しく、教育を受けた、訓練可能な労働力を、投資家に提供している。労働市場に参入するマレーシアの若者は、少くなくとも11年間、つまり中等学校レベルの学校教育を修了しているので、新しい技術を訓練することは容易である。さらに、27%の労働力は高等教育を受けている。

製造業における技術的訓練を受けた労働力への高まる需要に対応するため、マレーシア政府は、エンジニア、技能労働者、熟練労働者を増員する政策をとっている。技術職業教育訓練(TVET)に力を入れており、供給される卒業生が産業界の必要条件に合うよう、産業界と技術職業教育訓練(TVET)提供者が協力できるプラットフォームが提供されている。

さらにマレーシアは、労使関係が良好で調和がとれた、 自由で競争力のある労働市場を有する。政府は、労働市 場の要求に対応するため、労働関係の法制度を継続的に 見直している。安定した労使関係を確保するため、スキ ルアップや技能再教育のプログラムが利用可能である。

工業先進国と比べて、マレーシアの労働コストは、生産性が高いにもかかわらず相対的に低いといえる。生産性に応じた賃金制度、自動化、技能訓練を含む、生産性向上のための、多くのプログラムや促進活動がある。

#### 2. 人的資源の開発

現在、人的資源省の人材局は、23か所の工業訓練所(ITI)、8か所の高等技術研修センター(ADTEC)、日本マレーシア技術学院(JMTI)の合計32か所の技能訓練機関を運営している。工業訓練所(ITI)では、入社前または新入社員に対する基礎、中級、上級レベルの産業技術訓練プログラムを提供している。プログラムは、機械、電気・電子、印刷、建築技術、情報通信技術(ICT)、非金属技術の5つの分野で提供される。さらに、人的資源省は、既存の従業員の技能向上プログラムや、指導者高等技術研修センター(CIAST)での指導者向けの研修も運営している。

#### 2.1 工業技能訓練施設

マレーシアでは、職業技術訓練校、工科専門学校、工業訓練研究所で、さまざまな工業分野で雇用される若者を育成している。これらの大半は政府機関が運営しているが、民間の学校も、産業で必要とされる熟練労働者を育成することで、政府の取り組みを補足している。

訓練に従事している主な政府機関は下記の通り。

- ・ 人的資源省人材局は、現在23か所の工業訓練所 (ITI) を運営している。これらの工業訓練所 (ITI) では、入社前または新入社員に対する基礎、中級、上級レベルの産業技術訓練プログラムを提供している。これには、機械、電気、建築、印刷業における実習プログラムや、技能向上プログラム、教官養成訓練プログラムが含まれる。また人的資源省は、指導者高等技術研修センター (CIAST)、日本マレーシア技術学院(JMTI)、8か所の高等技術研修センター (ADTEC)も運営している。
- ・ 教育省は、技術職業訓練コースを提供する90校超の技術訓練校を運営している。技術訓練校の卒業生は、新入社員として就職するか、他の省の管轄下にあるディプロマ・レベルの工科専門学校や、修了証書レベルのコミュニティー・カレッジ、またはその他の職業訓練施設において、高等教育を受けることができる。
- ・ 青年スポーツ省、16か所の国立青年技能研修センターと国立高等青年技能研修センターで、基礎、中級、上級レベルの工業技能研修を提供している。また、短期コースや技能向上プログラムも実施している。
- ・ Majlis Amanah Rakyat (MARA) と呼ばれる、 地方地域開発省傘下の先住民信託評議会。MARAは、 基礎、中級、上級、プロフェッショナル・レベルの 訓練プログラムを提供する技能訓練所を、全国各地 で20か所超運営している。

#### 2.2 人的資源開発基金

1993年にMajlis Pembangunan Sumber Manusiaとして発足したPembangunan Sumber Manusia公社 (PSMB) は、別名を人的資源開発基金 (HRDF)といい、人的資源省傘下の行政機関である。

2001年 Pembangunan Sumber Manusia Berhad 法 (2001年PSMB法) に基づき、人的資源開発基金 (HRDF) は、マレーシアの目標である高所得経済の達成のため、有能な国内労働力開発のための触媒となるという役目を担っている。

人的資源開発基金(HRDF)は、大規模基金の運営という当初の役割から、マレーシアにおける登録雇用者および多数の中小企業に対し、新たな人材資源開発ソリューションを提供するワンストップ・センターという役割に進化してきた。

さらに、人的資源開発基金(HRDF)は、2001年 PSMB法の対象となる雇用者に対し、急激に進化する世界の事業環境に合わせて、従業員、実習生、研修生向けの再訓練や技能のアップグレードを促すためのたゆまぬ努力を続ける一方で、個別企業の要望を満たしている。

#### · 2001年PSMB法

従業員、実習生、研修生の研修と開発の推進、公社による基金の設立と運営、その他の関連事業の実施を目的に、人的資源開発(HRD)税の賦課と徴収を行うための法律。

2001年PSMB法の対象業種

- » 製造業
- » サービス業
- » 鉱業および採石業

#### • 登録適格基準

2001年 PSMB法は63の下位業種における雇用者に適用される(63 の下位業種すべてのリストは、以下の人的資源開発基金(HRDF)ポータルからダウンロードできる。www.hrdf.com.my)。

種類	基準
義務 (1%の税)	10人以上のマレーシア人従業員を雇用する会社
任意 (0.5%の税)	5-9人のマレーシア人従業員 を雇用する会社

出所: Pembangunan Sumber Manusia Berhad(PSMB)-www.hrdf.com.my

#### 3. 労働費用

製造業部門の給与と付加給付は、業種、立地、雇用の規模によって異なる。会社が提供する一般的な休暇としては、年次休暇、祝祭日、病気休暇、入院休暇、産休、忌引休暇などがある。会社によっては、制服の支給、送迎、奨励給、シフト手当、保険料などを含む付加給付を提供している。ボーナスは、会社の業績や個人の業績に応じて提供される。

2019年1月1日から、2018年(改正)最低賃金施行令 [P.U. (A) 305/2018]が施行される。この改正により、民間の雇用者は従業員数に関わらず、新たな最低賃金料率に準拠しなければならなくなる。

2019年1月1日から施行される最低賃金料率は下記の通り。

#### 最低賃金料率

月額	日給			
		稼働日数	時給	
1,100	6	42.31リンギット		
リンギット -	5	50.77 リンギット	5.29 リンギ	
	4	63.46 リンギット	ット	

製造業における給与と付加給付の詳細情報については、マレーシア雇用者連盟(MEF)のホームページを参照。www.mef.org.my

#### 4. リクルートの手段

雇用者と求職者は、登録された民間の職業紹介所に加え、ジョブズマレーシア・ポータルに無料で登録できる。同ポータルでは、全国規模で適切な求職者と提供可能な職種をオンラインで検索することができる。全国に約90か所のジョブズマレーシア・センターがあり、これらは都市部のアーバン・トランスフォーメーション・センター(UTC)、農村部のルーラル・トランスフォーメーション・センター(RTC)、労働局にて運営されている。雇用者と求職者はまた、ジョブズマレーシア主催のジョブズ・カーニバルにも招待される。

#### 5. 労働基準

労働局は、労使協調を維持するために、労働法の執行に対する責任を負っている。労働法は、従業員の権利と利益保護のために雇用者が守らなければならない最低限の要件を定めたものである。労働局長に免除申請することにより、事業運営におけるより一層の柔軟性が確保される。

#### 5.1 1955年雇用法

主要な法規である1955年雇用法は、半島マレーシアとラブアン連邦直轄地における月額賃金が2,000リンギット以下の従業員と、賃金の額に関わらずすべての肉体労働者に適用される。雇用者は労働契約を結ぶことができるが、法に定められた最低手当に反したり、最低手当を下回ったりしてはならない。従業員は、給与、残業手当、解雇給付、出産給付などの給付金に関する雇用者と従業員の紛争に関して、労働裁判所に金銭請求の訴えを起こすことができる。加えて、月額賃金が2,001リンギットから5,000リンギットの従業員は、労働契約の項目や条件に関して、労働裁判所による救済を求めることができる。

1955年雇用法に基づく雇用者の義務の一部は下記の通り。

- i. すべての従業員に、労働契約の解除などを含む雇 用条件を明記した労働契約書を手交しなければな らない。
- ii. 従業員の個人的な明細、賃金の支払い、控除などに 関連する労働記録を保管する こと。
- iii. 夜間勤務や出産給付金などに関する、女性従業員に 対する特別規定。
- iv. 正規の勤務時間とその他労働時間に関する規定。
- v. 年次有給休暇、病気休暇、入院休暇、祝祭日の 権利。超過勤務や時間外労働に対する手当。
- vi. 外国人被雇用者の採用における雇用者の責任。
- vii. 職場でのセクシャル・ハラスメント行為に関する特別規定。

#### 5.2 サバ州とサラワク州の労働法令

労働法令(サバ67)と労働法令(サラワク76)は、それぞれの州における労働法の運用を規定している。サバ州労働法令とサラワク州労働法令は、1995年雇用法の規定と相似している。ただ、なかには異なるため留意すべき条項もある。

それらの条項は、下記の通り。

# 対象範囲

1995年雇用法では、月額賃金が2,000リンギット以下の被雇用者が対象だが、サラワク州の労働法令では、月額賃金が2,500リンギットまでとなっている。サバ州労働法令では、対象となる従業員は、雇用契約を結んだ月額賃金が2,500リンギットまでの個人と、給与額に関係なく、肉体労働あるいは運送用や商業用の機械式車両の操作やメンテナンスに携わる個人、または、肉体労働を行う従業員の監督者、一部を除くマレーシアで登録された船舶に携わる者、家事使用人となっている。

#### 児童や青少年の雇用に関する特別条項

法令は、「児童」や「青少年」の雇用における条件を規定している。「児童」とは15歳未満で、「青少年」とは15歳以上18歳未満の者を指し、半島マレーシアで適用される1966年児童・青年(雇用)法と同じ対象範囲となる。

#### 非居住者の雇用

「非居住者」の雇用を希望する雇用者は、まず、「非居住者」 雇用のライセンスを、サバ/サラワク労働局長から取得し なければならない。「非居住者」とは、1959年/1963年 移民法71項で規定されているように、サバ/サラワクに 属していない人と定義されている。

#### 従業員の派遣に関する情報

1955年雇用法では、外国人労働者を雇用した雇用者は、 雇用後14日以内に、所定の用紙にて、長官に通知するよ う定められている。

#### 5.3 1991年被雇用者積立基金法 (EPF)

2019年1月1日に施行される、1991年被雇用者積立基金 法 (EPF) に基づく強制拠出は下記の通り。

#### 60歳以下の場合

- i. 雇用者負担
  - a) 月給が5,000リンギット (1,171米ドル) 以下 従業員の月給の13%
  - b) 月給が5,000リンギット (1,171米ドル) 超 従業員の月給の12%

#### ii. 従業員負担

従業員の月給の11% [1991年被雇用者積立基金法の附則3 (パートA)参照]

#### 60-75歳の場合

- i. マレーシア国民
  - **a) 雇用者負担** 従業員の月給の4%
  - b) 従業員負担

従業員の月給の0% [1991年被雇用者積立基金法の附則3 (パートE) 参昭]

- ii. 永住者
  - a) 雇用者負担
    - i) 月給が5,000リンギット (1,171米ドル) 以下 従業員の月給の6.5%
    - ii) 月給が5,000リンギット (1,171米ドル) 超 従業員の月給の6%

#### b) 従業員負担

従業員の月給の5.5% [1991年被雇用者積立基金法の附則 3 (パートC) 参照] すべての外国人労働者と外国人駐在員、およびその雇用 者は、強制加入から免除されている。ただし加入を選択 することもでき、その場合は以下の料率となる。

#### 60歳以下の場合

#### i. 雇用者負担

従業員1人につき月額5.00リンギット(1.17米ドル)

#### ii. 従業員負担

従業員の月給の11% [1991年被雇用者積立基金法の附則3(パートB) 参照]

#### 60-75歳の場合

#### i. 雇用者負担

従業員1人につき月額5.00リンギット(1.17米ドル)

#### ii. 従業員負担

従業員の月給の5.5% [1991年被雇用者積立基金法の附則3 (パートD) 参照]

#### 5.4 1969年被雇用者社会保障法

社会保障機関 (SOCSO) は、1969年被雇用者社会保障法 (法律第4号) に基づき、従業員とその家族を保護するため2種類の社会保障制度を提供している。2種類の社会保障制度は以下の通り。

- i. 雇用傷害保険制度
- ii. 疾病制度

#### 雇用傷害保険制度

雇用傷害保険制度は、就業によって、または就業中に生じた、仕事に関連した事故で被災した、または職業病を患った被雇用者を保護する。雇用傷害保険制度に基づき支給される手当には、医療手当、一時障害手当、永久障害手当、看病手当、扶養手当、葬儀手当、リハビリ手当、教育手当などがある。

#### 疾病制度

疾病制度は、雇用と関連のない原因による疾病や死亡に対し、24時間補償を従業員に提供する。ただし、従業員は疾病年金の対象となる条件を満たさなければならない。疾病制度に基づき支給される手当には、疾病年金、疾病給付金、看病手当、遺族年金、葬儀手当、リハビリ手当、教育手当などがある。

#### 拠出金

適格雇用者および従業員は、同法に基づき社会保障機関 (SOCSO) に拠出しなければならない。

拠出には2種類ある。

#### i. 第1種

雇用傷害保険制度および疾病年金制度。雇用者と従業員の双方が拠出を行う。第 1 種の拠出料率は、拠出予定表に従い、雇用者は従業員の給与の1.75%、従業員は自身の月給の0.5%である。

#### ii. 第2種

第2種の拠出料率は、拠出予定表に従い、雇用者が従業員の月給の1.25%相当を支払う。60歳になったすべての従業員は、雇用傷害保険制度のみを対象とするこちらの分類に入れられる。

#### 雇用者資格

1人以上の従業員を雇用する雇用者は、被雇用者社会保障 法で定義されている通り、社会保障機関(SOCSO)に登 録し、拠出する義務を負う。

#### 従業員資格

民間部門で雇用契約によるか見習いとして雇用される従業員と、連邦/州政府および連邦/州の法定団体で契約/臨時職員として働く者は、社会保障機関(SOCSO)に登録し、拠出する義務を負う。拠出料率の基準となる月給の上限は4,000リンギットである。

1969年被雇用者社会保障法の対象から免除される従業員は以下の通り。

- i. 連邦および州政府の常勤職員
- ii. 家事労働者
- iii. 自営業者
- iv. 個人事業主または事業組合所有者の配偶者

### 2017年自営業社会保障法 (法律第 789 号)

2017年自営業社会保障法(法律第789号)は、2017年1月1日に施行された。現在この法律により、自営業障害保険制度に基づく保護の対象となるのは、個人タクシー運転手、GrabCarを含むオンライン配車サービスといった類似サービスを提供する個人、ステージバス、チャーターバス、急行バス、ミニバス、従業員用バス、フィーダーバス、スクールバス、空港バスなどを運転する自営のバス運転手である。この制度では、自営業者とその被扶養者を、職業病や仕事に関連する活動中の事故といった雇用関連の障害から保護する。タクシー運転手とその被扶養者に現金給付や、医療、身体のリハビリ、職業訓練を提供する。保護期間は拠出が実施された日時から12か月。拠出料率はひと月当たり被保険給与金額の1.25%。

# 2017 年雇用保険制度法 (法律第800号)

2018年1月1日施行の雇用保険制度(EIS)は、失業した被保険労働者の収入を即時に填補することを目的とする。また、就職先の斡旋や、必要な場合は雇用の可能性を広げるための職業訓練も提供する。

#### 雇用保険制度(EIS)の目的

- i. 失業した被保険従業員に対し、収入を即時に填補する。
- ii. 再就職先紹介プログラムにより、失業者の再就職先 確保を支援する。
- iii. 職業訓練を通じて失業者の就職可能性を改善する。

#### 雇用保険制度(EIS)の対象範囲

- i. 民間部門のすべての雇用者は、個々の従業員に対して月間の拠出を義務付けられる(政府職員、家事労働者、自営業者は対象外)。
- ii. 従業員とは、雇用契約によって、または見習い身分で、給与を対価として雇用される者をいう。雇用契約または見習い身分は明示的に表現されていても暗示的なものでもよく、口頭によるものでも書面によるものでもよい。
- iii. 18歳から 60歳のすべての従業員は拠出の義務を負う。ただし57歳以上の従業員で、57歳になるまで拠出したことのない者は、拠出を免除される。
- iv. 拠出料率については、基準となる月給が4,000リンギットに制限される。

#### 雇用保険制度(EIS)の料率

雇用者: 0.2%

従業員: 0.2%

#### 雇用保険制度(EIS)による給付

- 就職活動手当(JSA)
- 減額所得手当 (RIA)
- 訓練費 (TF)
- 訓練手当(TA)
- 早期再就職手当(EIS)
- 再就職先紹介プログラム
- 進路相談

#### 社会保障適用範囲の拡充

#### i. 配偶者

2018年7月1日、社会保障機関(SOCSO)は法律第4号および法律第800号の対象となる企業において、自身の配偶者とともに働く配偶者に対する社会保障適用範囲を拡充した。社会保障による保護の拡充により、法律第4号および法律第800号に基づいて、配偶者に雇用され、配偶者のために働く妻または夫は、両法に基づく社会保障の対象となる。

## ii. 外国人労働者

社会保障機関 (SOCSO) はまた、2019年7月1日より、適用対象をマレーシアにおけるすべての合法的外国人労働者 (家事労働者を除く)に拡充した。外国人労働者は法律第4号に基づく雇用障害 (EI)制度の対象となる。拠出料率は被保険月給の1.25%で、雇用者が支払う。雇用障害 (EI)制度では、雇用中の事故や職業病と、通勤中の事故に対して、従業員を保障する。

#### 復職プログラム (RTW)

2007年に導入された復職(RTW)プログラムは、雇用中の負傷や病気に対する社会保障機関(SOCSO)の保険型年金を補完する積極的な取り組みである。負傷した、または病気になった労働者で社会保障機関(SOCSO)の復職(RTW)プログラムを最後まで履修した者は、自分自身と家族を養いつつ、マレーシアの生産性ある労働力の一員として復帰し、国の経済成長に貢献している。

# 社会保障機関トゥン・ラザク・リハビリテーション・センター(TRRC)

マラッカ市内バンダ・ヒジャウのハン・トゥア・ジャヤ にある社会保障機関(SOCSO)のトゥン・ラザク・リ ハビリテーション・センター(TRRC)は、2014年10 月1日に開業した。同センターは復職(RTW)プログラムを支援しており、紹介された患者が保険型年金により 実社会に健康に復帰できるまで、総合的リハビリ施設を提供し、家族、コミュニティ、国の社会経済開発に貢献している。

#### 健康診断プログラム(HSP)

社会保障機関 (SOCSO) は2013年、健康診断プログラム (HSP) を導入した。40歳になった被保険労働者に、健康診断の受診券を配布することになっている。健康診断プログラム (HSP) は、健康的なライフスタイルの実践を奨励し、ひいては労働者の間の非感染性疾患の解決を目指すものである。

#### 5.5 1952年労働者災害補償法 (法律第273号)

1952年労働者災害補償法は、雇用者が労働者に保険をかけること、雇用中の事故で負った傷害に対して補償金を支給することを義務づけている。同法に基づき、永久全身不能、永久部分不能、死亡に対する3種類の保障がある。

#### 5.6 1994年職業安全保健法

人的資源省傘下の職業安全保健局(DOSH)は、職業安全 と健康に関する法律の管理と執行の責務を負っている。職 業安全保健局(DOSH)は、下記のさまざまなセクターに おいて、職場の人々や他の人々の安全・健康・福利厚生 を、職業活動に由来する危険から保護している。

- 製造業
- 鉱業、採石業
- 建設業
- 農林水産業
- 公益事業(ガス、電気、水道、下水道事業)
- 運輸、倉庫、通信
- 卸売、小売
- ホテル、レストラン
- ・ 金融、保険、不動産、事業所向けサービス
- ・ 公共サービス、法定機関

この執行業務は、下記の3つの法律に準拠する。

- 1994年職業安全保健法
- 1967年工場および機械法
- 1984年石油業法(安全対策)

1994年職業安全保健法 (OSHA) は、個別の産業に合うよう策定された自主規制制度を通して、すべてのマレーシアの雇用主と従業員に、高水準の健康で安全な職場環境を普及、促進、奨励するための法律的枠組みを規定している。

1994年職業安全保健法(OSHA)は、雇用者、被雇用者、自営業者、デザイナー、製造業者、輸入業者、設備や物質のサプライヤーの責任を定義している。1994年職業安全保健法(OSHA)に基づき、雇用者は実践的な範囲内で、働く従業員の健康、安全、福利を保護しなければならない。この義務は、安全な設備や労働体制の提供と維持に特に当てはまる。

設備および物質の使用、取り扱い、保管、輸送の際に も、安全と健康を守る措置が講じられなければならな い。「設備」には、機械、機器、器具、工具、部品が含 まれる。「物質」とは、天然および人工の物質で、固 体、液体、気体、蒸気の形態、あるいはそれらを組み合 せた状態にあるものを意味する。

物質の輸送・保管・使用により生じる健康へのリスクは、最小限に抑えなければならない。雇用者は、とりわけ特別危険物の取り扱い作業に関する法的必要条件に関する情報を含んだ、安全対策のための必要な情報、取扱説明、訓練、監督業務を提供しなければならない。

40人以上を雇用する雇用主は、職場に安全保健委員会を設置しなければならない。委員会の主な役割は、安全と健康対策が定期的に見直されることを保証することであり、安全と健康に関する事項の調査は、委員会が実施する。

雇用者は、職場での事故、危険の発生、職業性中毒や疾病が発生した場合、または発生の可能性がある場合は、最寄りの職業安全保健事務所に届け出なければならない。

危険な化学物質を使用する製造過程では、資格を有する 専門家による、大気環境、人への影響と安全性のモニタ リングを実施しなければならない。また、職業保健医 は、職場の医学的監視を確実に行わなければならない。 職業安全保健局 (DOSH) が執行する1994年職業安全保健法 (OSHA) には、下記の8つの行政規則がある。

- 1. 雇用者による労働安全保健についての原則の提示 ( 例外) 規則1995年
- 2. 重大な労働災害ハザード管理規則1996年
- 3. 安全保健委員会規則1996年
- 4. 安全保健担当官規則1997年
- 5. 健康に危険を及ぼす化学物質の使用基準規則2000 年
- 6. 事故・危険の発生・職業性中毒・職業病の告知規則 2004年
- 7. 危険化学物質の分類・表示・安全データシート規則 2013年
- 8. 騒音曝露規則2019年

これらの規則に違反した場合は、法廷で裁かれる可能性 がある。

一方で、1967年工場および機械法(FMA)の目的は、 従業員の安全、健康、福利に関わる事項に関する工場 管理や、機械の登録と検査について規定することであ る。ボイラー、火なし圧力容器、乗用ホイスト、天井ク レーン、ゴンドラなど、認証されたすべての機械は、設 計上の必要条件、技術的規格、検査、点検に関して認 可を受けなければない。製造業者は、職業安全保健局 (DOSH)からの設計認可を受けるため、図面、技術的 計算書、製造業認定書、その他の関連資料を、SKUDシ ステム(www.dosh.gov.my)を使ってオンラインで提 出しなければならない。

すべての工場および一般機械は、マレーシア国内での据え付けや操業前に、職業安全保健局(DOSH)に登録しなければならない。

特定の機器や製造工程での操作、据え付け、メンテナンス、取り壊しにあたっては、有資格者による作業が必要になる。そのため、クレーン、エレベーター、足場などの機械や設備の設置中は、安全を確保するために、有資格者による作業が義務づけられている。スチーム・ボイラーなどのリスクの高い機器は、ボイラーマンやスチーム・エンジニアなどその他の有資格者が操作する必要がある。

職業安全保健局 (DOSH) は、1967年工場および機械 法 (FMA) に基づき、以下の15の行政規則を執行してい る。すなわち、

- 1. 人運搬用および荷物用電気エレベーター規則1970年
- 2. 機械の囲いと安全に関する規則1970年
- 3. 通知・適合基準および検査規則1970年
- 4. 担当者設置規則1970年
- 5. 安全・保健および福利規則1970年
- 6. スチーム・ボイラーおよび火なし圧力容器規則 1970年
- 7. 能力証明および試験規則1970年
- 8. 管理規則1970年
- 9. 和解可能な犯罪規則1978年
- 10. 犯罪和解規則1978年
- 11. 鉛規則1984年
- 12. アスベスト処理規則1986年
- 13. 建築物運用および建設エンジニアリング(安全) 業務規則1986年
- 14. 鉱物粉末規則1989年
- 15. 検査(リスクベース検査)の特別制度規則2014年

1984年に石油(安全対策)法が施行された。この法律の目的は、石油の運搬、保管、使用における安全を規制することである。この法律の範囲には、陸路、鉄道、海上、パイプラインでの石油の運搬や、石油の保管や取り扱いなどが含まれる。

石油の取り扱いに対する安全対策への関心を高めるため、1984年石油(安全対策)法には下記の2つの規則がある。本法に基づく規則は下記の通り。

- 1. パイプラインによる石油の運搬規則1985年
- 2. 海上での石油の運搬規則1985年

#### 6. 労使関係

#### 6.1 労働組合

通常、雇用主と従業員の双方に、自らの利益を守るため、組合を形成し、参加する権利があるとともに、特定の組織、業界、職業、産業における条件を満たす義務がある。労働組合の組合員資格は、地理的に限定される。例えば、マレーシア半島の従業員は、すべての組合員が半島で働いている労働組合に加入し、サバ州またはサラワク州に勤務する従業員は、サバ州またはサラワク州に設立された労働組合の組合員となる。

労働組合の主な目的は、下記の通り。

- i. 労働者と雇用者の良好な労使関係の促進、労働条件 の改善、経済的・社会的ステータスの強化、生産性 の向上などを目的とした、労働者と雇用者の関係の 調整。
- ii. 労働者間の関係や雇用者間の関係の調整。
- iii. 労使紛争時の、労働者または雇用者の代理。
- iv. 労使紛争や関連する事項の実施または対応。
- v. 業界や産業におけるストライキやロックアウトの推進、組織化、資金繰り、またはストライキやロックアウト中の組合員への賃金や諸手当の提供。

労働組合の構成、機能、活動の政策とガイドラインは、 通常、人的資源省労働組合関係局が担当する1959年労働 組合法と1959年労働組合規則に記載されている。

#### 6.2 1967年労使関係法

マレーシアの労使関係は、1967年労働関係法(法律第177号)の法的枠組みに従って運営されている。この法律は、マレーシア労使関係局(DIRM)によって執行され、雇用者と従業員の関係や、国内の労働組合を規制する。この法律は、特に下記の事項を概括する。

- i. 労働組合の承認要求と代表権の範囲に関する手続き について概要を示した規定。
- ii. 労働組合と雇用者との効果的な集団交渉と、それに 伴う団体協約の促進に関連する規定。
- iii. 人的資源大臣や労働裁判所に判断を委託することを 含む、労働紛争の予防と解決に関連する規定。
- iv. ピケ、ストライキ、ロックアウトなどの争議行為に 関連する規定。

- V. 労働者の復職要求のための代表権に関連する規定。
- vi. 労働裁判所の運営に関連する規定。
- vii. マレーシア労使関係局(DIRM)の職員による調査 権に関連する規定。
- viii. また、マレーシア労使関係局(DIRM)は、全国各地にある事務所を通して、雇用に関するあらゆる事項や質問に対するアドバイザリー・サービスも提供している。

# 6.3 労働組合が組織されていない企業の労使関係

労働組合が組織されていない企業では、通常、被雇用者が上司、現場監督、雇用者に対して直接改善を要求することで紛争を解決しようとする。また、被雇用者は人的資源省に苦情を申し立てることができ、これにより同省は事情調査を実施する。





# 1. マレーシアの金融制度

- 1.1 中央銀行
- 1.2 金融機関
  - 1.2.1 イスラム金融産業
  - 1.2.2 開発金融機関

# 2. 輸出信用リファイナンス

- 2.1 融資の方法
- 2.2 融資期間と委託証拠金
- 2.3 返済

# 3. マレーシアの資本市場

- 3.1 マレーシア証券委員会
- 3.2 ブルサ・マレーシア (Bursa Malaysia)

# 4. ラブアン金融サービス

- 4.1 ラブアン金融サービス庁 (ラブアンFSA)
- 4.2 ラブアンIBFCでの事業
- 4.3 ラブアン国際ビジネス金融センター (IBFC) の事業活動

# 5. 外国為替管理規則

- 5.1 非居住者に対する規則
  - 5.1.1 マレーシアへの投資
  - 5.1.2 実行可能な国内での融資
  - 5.1.3 商品やサービスの商取引の決済
  - 5.1.4 ヘッジ
  - 5.1.5 リンギット口座と外貨口座

#### 5.2 居住者に対する規則

- 5.2.1 外貨資産への投資
- 5.2.2 オンショア借入とオフショア借入
- 5.2.3 商品とサービスの輸出入
- 5.2.4 ヘッジ
- 5.2.5 外貨口座



# 銀行·金融· 為替管理

#### 1. マレーシアの金融制度

マレーシアの金融制度には、増大するより多様で複雑な 国内経済のニーズに対応した、多様な機関がある。金融 制度は、従来型の金融制度と、イスラム金融制度が並存 している。

#### 1.1 中央銀行

マレーシア中央銀行であるバンク・ネガラ・マレーシアの主な目的は、マレーシア経済の持続的成長に貢献する、通貨の安定と金融の安定を促進することにある。2009年マレーシア中央銀行法に明記されている主な機能は、下記の通り。

- マレーシアの金融政策の考案と実施
- マレーシアでの通貨発行
- 中央銀行が執行する法律に準拠する金融機関の規制 と監督
- 金融市場と外国為替市場の監視
- 支払いシステムの監視
- 健全で斬新、かつ包括的な金融システムの促進
- マレーシアの外国準備高の保持と管理
- マレーシアの外国為替相場制度の管理
- 特にマクロ経済政策についての政府へのアドバイザー

#### 1.2 金融機関

下記の表は、2018年12月末における、バンク・ネガラ・マレーシア管轄下の金融機関の数を示す。

	合計	マレーシ ア系 金融機関	外資系 金融機関
商業銀行	26	8	8
イスラム銀行	16	10	6
国際イスラム銀行	2	0	2
投資銀行	11	11	0
保険会社	33	13	20
タカフル 運営業者 (イスラム 保険会社)	15	8	3
再保険会社	7	2	5
再タカフル 運営業者 (イスラム 再保険会社)	4	1	3
開発金融機関	6	6	0

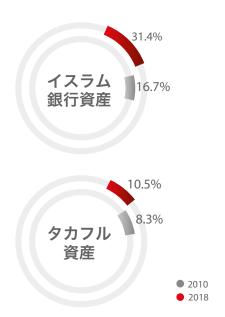
商業銀行、投資銀行、イスラム銀行からなる銀行制度は、主要な資金の流通機関であり、マレーシアの経済活動を支援する主要な財源である。銀行は、国内にある2,400超の支店と7,190の銀行代理業者のネットワークを通じて営業している。また、17の外資系銀行の駐在員事務所がマレーシアにあり、銀行業務は行っていないが、調査、連絡サービス、情報交換を実施している。マレーシアにある6つの銀行グループは、アセアンのすべての加盟国を含む世界の23か国に、支店、駐在員事務所、子会社、資本参加、合弁会社の形態で進出している。

開発金融機関、保険会社、タカフル運営業者からなるノンバンク金融機関は、貯蓄を集め、経済の金融ニーズに対応することによって、銀行を補完している。全国に690超の事務所と170,000の登録代理店を持つ保険会社とタカフル運営業者は、企業や個人に対して、リスク管理とファイナンシャル・プランニング・ソリューションの手段を提供している。

#### 1.2.1 イスラム金融産業

マレーシアのイスラム金融は、包括的な規制、法律とシャリアによるガバナンスの枠組み、多様な業界プレーヤー、専門的な付帯的サービスプロバイダー、質の高い優秀な人材によって支えられ、安定した成長を続けている。

# 産業全体における市場シェア(%): イスラム銀行資産とタカフル資産



資料出所:マレーシア中央銀行

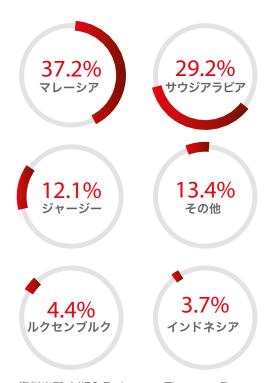
イスラム銀行資産は、2018年末の銀行総資産の31.4% (9,167億リンギット)を占め、金融セクター計画2011-2020の実施開始以来、マレーシアの総合的な金融システムの主要な構成要素としての役割をさらに広げている。40を上回る金融機関(イスラム銀行、従来型の銀行や投資銀行のイスラム窓口、国際イスラム銀行、開発金融機関など)が提供する広範な商品は競争力を有する革新的なもので、コミュニティー、経済、環境への有益で持続可能な影響をもたらすことを目的としている。

タカフル産業では、タカフル総資産は、2018年末の全保険産業とタカフル産業の市場シェアの10.5%(314億リンギット)を占めた。タカフル市場の普及率は15.2%となっており、タカフル制度が提供する利点が、一般の人々に受け入れられてきたことを示している。

マレーシアにおけるイスラム金融の発展を支えるため、2013年イスラム金融サービス法(IFSA)に基づき、顧客がシャリアに準拠した投資活動による利益を投資し、分配する機会を提供するため、投資勘定が導入された。投資勘定はまた、企業にさらなる融資調達の手段を提供している。現在、9つのイスラム銀行が投資勘定を提供している。

世界市場において、マレーシアはイスラム金融市場の主要なグローバル・ハブとしての地位を保っている。マレーシアは、世界のスクーク貸付残高の50.4%を占める世界最大のスクーク市場を有しており、2018年末現在、総資産は2,152億米ドルに達している。

# イスラム・ファンド運用資産 (AuM) 国別 (2018年末現在)



資料出所: MIFC Estimates, Thomson Reuters

イスラム資産管理の分野では、マレーシアは、2018年末のイスラム・ファンドの運用資産(AuM)が273億米ドルと、世界シェアの37.2%を占める世界最大の市場である。またマレーシアのファンド数は世界で首位となっており、世界シェアの28.2%を占める409のファンドを登録している。現在、53社のファンド運用会社が、マレーシアでイスラム・ファンドを提供している。

#### 1.2.2 開発金融機関

マレーシアの開発金融機関(DFI)は、国家の全体的な社会経済発展目標にとって戦略的に重要とされる主要なセクターを発展させ促進させるという特別な目的の下、政府により設立された専門的金融機関である。戦略的セクターには、農業、中小企業(SME)、インフラ産業、海運業、輸出型産業、資本集約的産業、ハイテク産業などがある。

開発金融機関(DFI)は、専門機関として、対象となる戦略セクターの特定のニーズに合った、さまざまな専門金融商品やサービスを提供している。開発金融機関(DFI)はまた、指定された産業を育成し開発するために、コンサルタントやアドバイザリー・サービスといった付随的サービスも提供している。したがって、開発金融機関(DFI)は、銀行機関を補完し、長期的経済発展のため、指定された戦略分野に対する金融商品やサービスの供給における間隙をつなぐ戦略的なパイプ役を務めている。

2002年には、持続可能な履行、必要不可欠な規制および 監督の枠組みを通じて、開発金融機関(DFI)の金融面と 運営面の安定性を促進するために、2002年開発金融機関 法(DFIA)が成立し、開発金融機関(DFI)が定められ た役割を、慎重に、また効率的、効果的に果たすことが できるようにしている。開発金融機関、(DFIA)の制定 により、中央銀行が、開発金融機関(DFI)にとって中心 的な規制監督機関となった。

6つの開発金融機関(DFI)が、開発金融機関法(DFIA) に基づき定められている。

- 製造業、サービス業、建設業に従事する中小企業へ の融資とアドバイザリー・サービスを提供するマレ ーシア中小企業開発銀行、またの名をSMEBank、
- インフラ・プロジェクトや、海運業、資本集型産業、ハイテク産業に加え、国家開発政策に準ずるその他の産業に対し、中長期的融資を提供するBank Pembangunan Malaysia Berhad、
- 会員や非会員に対して貯蓄を奨励し、金融サービスを提供する貯蓄貸付組合であるBank Kerjasama Rakyat Malaysia Berhad、
- 商品の輸出入や海外事業に融資し支援するために 信用供与を提供し、輸出信用保険サービスと保障制 度を提供するマレーシア輸出入銀行、またの名を EXIM Bank、
- 特に小額貯蓄者に対するリテール・バンキングやパーソナル・ファイナンスに特化し、マイクロファイナンスや代理銀行サービスの提供による金融包摂(ファイナンシャル・インクルージョン)のためのアジェンダを支援するBank Simpanan Nasional、
- 農業と地域社会の発展を支援するために、貯蓄預金を受け入れ、融資とアドバイザリー・サービスを提供するBank Pertanian Malaysia Berhad、またの名をAgrobank。

開発金融機関 (DFI) を引き続き強化する意図の下、厳しい運営環境の中、戦略的な経済部門を支援するという同機関の仲介的役割をさらに高めるため、開発金融機関法 (DFIA) が改定された。改定の眼目は、コーポレート・ガバナンス慣行のさらなる強化、開発金融機関 (DFI) が定められた役割を果たすための運営効率性や能力の改善にあった。改定開発金融機関法 (DFIA) は2015年7月に議会を通過し、2016年1月31日に施行された。

#### 2. 輸出信用リファイナンス-i

輸出信用リファイナンス-i(ECR-i)プログラムは、短期の出荷前と出荷後の融資を、直接的または間接的な輸出業者に提供する。ECR-iは、マレーシアで設立された、輸出事業や国際貿易に直接または間接的にかかわる製造業者や商社が利用できる。加入金融機関(ECR-i銀行)によって適切に提供されたECR-i信用限度額を付与された企業は、下記の信用供与を受けられる。

(i) 出荷前ECR-i

#### (ii) 出荷後ECR-i

出荷前ECR-iは、輸出入銀行(EXIM Bank)が行う融資であり、マレーシア製品の輸出と出荷前の取引を促進し、輸出志向型産業における輸出者と国内のサプライヤーの後方連関産業の連携を奨励するために供与される。出荷後ECR-iは、出荷後に輸出業者が輸出資金や取引を支払うために融資される。

#### 2.1 融資の方法

出荷前ECR-iの場合、直接的/間接的輸出業者に対して下記の2つの融資方法がある。

#### i. 輸出受注書による方法:

直接的輸出業者には輸出受注書を担保として出荷前 ECR-iが融資され、間接的輸出業者には、その会社を受取人としたECR-i 国内開設信用状(DLC)、ECR-i国内発注書(DPO)、またはローカル発注書(LPO)を担保に融資される。

#### ii. 輸出実績証明書(CP)による方法:

直接的/間接的輸出業者には、EXIM Bankが発行する輸出実績証明書(CP)を担保に出荷前ECRが実施される。 融資の限度額は、輸出実績証明書(CP)の限度額に基づき、1年間有効。

出荷後ECR-iの場合、融資方法は割引手形の買い入れにより、ECR-i銀行に提出する輸出関係書類を担保に融資が行われる。

#### 2.2 融資期間と委託証拠金

融資の最長期間は、出荷前ECR-iの場合は4か月(120日)、出荷後ECR-iの場合は6か月(183日)。

輸出受注書による出荷前ECR-iの融資限度額は、直接的輸出業者の場合は、輸出受注書の価額の95%まで、間接的輸入業者の場合は、ECR-i DLC、ECR-i DPO またはLPOの価額の95%までとなっている。

輸出実績証明書 (CP) による出荷前ECR-iの場合は、輸出実績証明書 (CP) の限度額が融資限度額となる。輸出 実績証明書 (CP) の限度額は3つの期間に分割され、1 期間は4か月とされる。製造業と貿易業における直接的輸出業者に対する適格融資額は、過去12か月の輸出価額の100%である。一方、製造業と貿易業における間接的輸出業者に対する適格融資額は、過去12か月の輸出価額の80%である。

出荷後ECR-iの場合は、融資限度額は輸出インボイスの価額の100%となる。

#### 2.3 支払い

直接的輸出業者による出荷前ECR-i 融資の返済原資は、海外のバイヤーからの輸出収益/ECR銀行からの出荷後収益によるものとなる。間接的輸出業者の場合、出荷前ECR-i融資の返済は、ECR-i利用者、自由貿易地域(FTZ)/保税工場(LMW)からの国内の販売収益によるものとなる。

出荷後ECR-i の場合は、支払いは輸出収益の受領か、出荷後請求の満期のどちらか早い方で清算される。

この仕組みは、シャリア契約/ムラバハまたはタワルック(出荷前)およびタワルック(出荷後)のコンセプトに基づくイスラム金融において、マレーシア・リンギット(MYR)か米ドル(USD)で利用可能である。

輸出信用リファイナンス-i(ECR-i)の詳細については以下を参照。www.exim.com.my

#### 3. マレーシアの資本市場

#### 3.1 マレーシア証券委員会

マレーシア証券委員会 (SC) は、マレーシアの資本市場の規制と発展に対する責任を負う。独立系規制機関である同委員会には、調査権および法執行権がある。

証券委員会(SC)は、革新的で競争力があり、活発な資本市場を発展させる役割を担っており、包括的で持続可能な成長を追求し続けている。同委員会は、利用しやすく、機敏で、説明責任を果たせる資本市場と規制機関を発展させることに専心している。

#### マレーシア資本市場の開発

2018年におけるマレーシアの資本市場の総額は3兆1,000億リンギットで、同国経済の2.2倍の規模だった。マレーシアは世界有数のイスラム資本市場であり、シャリアに即した株式とスクーク(イスラム債)の残高は1兆9,000億リンギットあり、世界最大のスクーク市場である。

イスラム資本市場の強みを基盤に、証券委員会(SC)は、マレーシアを持続可能な金融の地域センターとするための努力を主導している。世界最初のグリーンスクークを2017年に発行し、国際的に認知されて以来、証券委員会(SC)は2018年、グリーンでサステナブルな責任投資(SRI)スクークの発行を促進するため、600万リンギットのグリーンSRIスクーク助成制度を設立した。2018年末時点で5つのSRIスクークが発行されており、調達額は24億リンギットとなっている。

#### 実体経済の支援

マレーシア資本市場は、実体経済への金融を提供している。2018年における債券、スクーク、株式の発行による資金調達の総額は1,146億リンギットに上った。零細、中小企業向けのその他の資金調達手段である株式クラウドファンディングやP2P融資の総額は2億6,150万リンギット、発行体総数は693に上った。

証券委員会(SC)は利用しやすいエコシステムの構築に注力する一方、投資家保護と効率的仲介性の確保に向け努力している。その中核的使命である市場成長の規制と確保は、金融リテラシーおよび投資リテラシー向上策などの投資家保護を目的とすることで実現されている。

詳細な情報については証券委員会(SC)のホームページを参照。www.sc.com.my

#### 3.2 ブルサ・マレーシア (Bursa Malaysia)

ブルサ・マレーシア (Bursa Malaysia) は、1973年に設立され、2005年に上場された取引所持株会社。現在では、アセアンで最も大きな取引所の1つで、60種類の経済分野にわたる900社超の銘柄を擁している。企業は大手企業向けのメイン市場か、またはあらゆる規模の新興企業向けのACE市場に上場している。2017年には、資本市場で中小企業に資金調達手段を提供するためのLEAP市場が開設された。LEAPはアセアン域内で初の試みであり、マレーシアを資本市場の革新の最先端に位置づけるものである。

完全一体型の取引所として、ブルサ・マレーシアは、株式、デリバティブ、先物、オプション、オフショアおよびイスラム資産などの広範囲にわたる商品や、上場、取引、清算、決済、預託などの取引関連サービスを提供している。さらに、上場投資信託、(ETF)、不動産投資信託(REIT)、上場国債およびスクーク(ETBS)、ビジネス・トラストなどの集団投資スキームを含む、その他の投資手段を提供している。

ブルサ・マレーシアは、FTSEブルサ・マレーシアKLCIを主要指標として採用している。過去10年(2009-2018年)で主要指標のFBMKLCIは93%上昇し、ブルサ・マレーシアに上場する全企業の時価総額は156%増加した。マレーシアの株式市場は、世界の株式市場におけるボラティリティの高まりにもかかわらず、成長を続けてきた。同期間における株式の1営業日の平均取引額も、112%増加した。外国人投資家のマレーシア市場への関心も安定的に持続し、外国人保有率は常に22%超となっている。イスラム資産にも持続可能な成長が見られ、ブルサ・マレーシアに上場するスクークの総額は、2009年以来204%増加した。

ブルサ・マレーシアはまた、パーム油先物の世界最大の取引所であり、35年前に取引が開始されたパーム原油先物(FCPO)契約は、パーム油産業にとって世界の標準価格を提供するものとされている。

ブルサ・マレーシアがイスラム資本市場に主要な焦点を置くことで、同取引所には他を凌駕する商品を提供する差別化が可能となった。イスラム資本市場における主導的取引所であるブルサ・マレーシアは、革新的な試みの先駆けとなった。たとえば、ブルサ・マレーシア-i は、シャリアに準拠した世界初のエンドツーエンド投資プラットフォームであり、 Bursa Suq-Al-Sila' は、 シャリアに準拠した世界初のコモディティ取引プラットフォームである。

コーポレート・ガバナンスとサステナビリティの分野では、ブルサ・マレーシアは、コーポレート・ガバナンスの強力な支持者として、またサステナビリティ・アジェンダの覇者として、最先端を行く取引所と目されている。2014年には、環境・社会・ガバナンス(ESG)の企業による実践を評価するため、FTSE4Goodブルサ・マレーシア・インデックスを導入した。また2015年5月には、国連の持続可能な証券取引所(SSE)イニシアチブに参加することによって、発行者や市場において持続可能な戦略を推進する取り組みを一段と進めた。

主導的で責任能力があり、世界中につながったアセアンの市場を実現するというビジョンに向けて歩を進める中、ブルサ・マレーシアは引き続きその影響力と提供商品の拡大に注力し、市場参加者が自ら求める価値を伸ばし、達成するための豊富な機会を提供する有用な資本市場エコシステムを育成する。

ブルサ・マレーシアの詳細情報については、ホームページを参照。www.bursamalaysia.com

#### i. 参加機関

#### a) 株式仲介業者

2018年12月31日現在、株式仲介業者が30社あり、このうち10社は投資銀行に分類されている。これらの銀行は、ブルサ・マレーシア証券に上場している証券の取引サービスを提供する。投資銀行は、1989年銀行金融機関法(BAFIA)に基づき、バンク・ネガラ・マレーシアが発行するマーチャント銀行ライセンスと、2007年資本市場サービス法に基づき、証券委員会が発行する資本市場サービス法に基づき、証券委員会が発行する資本市場サービス・ライセンスを保持する。このように、投資銀行は、企業金融、債券取引、証券取引などの、包括的な資本市場サービスおよび金融サービスを提供することが可能である。株式仲介業社のうち1社は、ユニバーサル・ブローカーとしての認可を受けている。ユニバーサル・ブローカーは、包括的な資本市場サービスを提供することができる。

#### b) トレーディング参加企業

トレーディング参加企業とは、ブルサ・マレーシア・デリバティブズの少くなくとも1株の優先株を保有する企業である。同企業は、2007年資本市場サービス法に基づき、証券委員会が認可した先物仲介業者として事業を行う。2018年12月31日現在、デリバティブ取引資格を有するトレーディング参加企業は18社ある。

#### ii. 投資家保護

機能性が高く持続可能な資本市場を確実に実現するため、ブルサ・マレーシアは、投資家の保護と市場の完全性を最も重視している。その実現のために、同取引所は包括的で堅固な規制の枠組みを維持し、市場と市場参加者を公正で整然とした効率的な方法で管理しようとしている。

このために、ブルサ・マレーシアは、わかりやすく、包括的で、使いやすい規則を導入しており、これらの規則は適当で効果的か、また市場規制に関する国際標準に即して指標化できているかを確認するため、随時見直される。これは同規則が適切な水準の投資家保護を提供していることを確認するためであり、負担が重いコンプライアンス費用をかけさせたり、円滑な事業運営や成長を妨げたりするものではない。

規制機能を行使する際、ブルサ・マレーシアはまた、市場での適切な透明性の確保と、上場企業と仲介業者のガバナンスおよび行動の改善に大きな重点を置く。ブルサ・マレーシアは、とくにその監督手法と教育支援プログラムを通じて、開示基準、およびコーポレート・ガバナンスとサステナビリティの実践を絶えず底上げしている。また、慎重な監視と早期対応策により、不規則な、あるいは不当な企業行動と取引行動を適時に探知し管理することができる。

これらの施策は規制の行き届いた市場の実現に貢献してきた。市場では適切な水準で投資家が保護され、市場参加者の自主規制の文化と実践の質が引き続き強化され、市場は引き続き、公正で秩序ある方式で運営されている。

市場規制の厳格さは国際的に認識されている。達成された顕著な業績の一部を下記に示す。

- コーポレート・ガバナンスの分野では、アジア・コーポレート・ガバナンス協会(ACGA)が主催する域内コーポレート・ガバナンス達成度ランキングである CG Watchの2018年版で、マレーシアは7位から4位に上昇した。
- 2018年5月時点の世界銀行事業環境ランキング において、少数投資家保護の項目で、マレーシ アは190か国中2位となった。

#### iii. リスク・マネジメント

ブルサ・マレーシアは、コンプライアンス機能と統合された一元的なリスク・マネジメント機能を確立しており、これによりグループ内でリスクおよびコンプライアンス管理を総合的に、また社内全体で見とおせるようにしている。

ブルサ・マレーシアはその事業と業務のリスク・マネジメントのために、マレーシア証券委員会による金融市場インフラストラクチャーに関するガイドラインを採用。その他にも、ISO 31000:2009 リスク・マネジメントー原則および指針、証券監督者国際機構(IOSCO)による金融市場インフラストラクチャーのための原則(PFMI)の枠組みといった最良の慣行を採用している。

ブルサ・マレーシアの企業リスク・マネジメントの枠組みにおける主要な特徴は、3本立ての防衛線を敷いていることで、それぞれがリスク・マネジメントのための確立された明確な機能責任と説明責任を負う。これは、それぞれの防衛線の下にあるリスク・マネジメントおよびコンプライアンスの責任には明確な境界があることを確実に示し、抑制と均衡の適切な水準とともに、より大きな独立性があることを確実に示すためである。

ブルサ・マレーシアのリスク・マネジメントの枠組みは、企業リスク・マネジメント原則および枠組み(ERMPF)文書に記載されており、この文書はブルサ・マレーシア内のすべての事業体に適用される。リスク・マネジメントの枠組みを確立したことで、リスク・マネジメント過程の実行と維持や、統制手段の適切性、有効性、効率性の確実化など、ブルサ・マレーシア内でリスク管理をするための関係の当事者の説明責任、権限、責任の概要が、明確に示された。この枠組みの中で、リスクそのものや、リスク軽減策、および部門レベル、全社レベルでの統制策の有効性を確認、評価、周知、監視し、継続的に点検するために確立された構造的過程がある。ブルサ・マレーシアのリスクの分析と評価を行うには、公認のリスク・パラメーターを用いる。

#### 4. ラブアン金融サービス

#### 4.1 ラブアン金融サービス庁 (ラブア FSA)

ラブアン金融サービス庁(ラブアンFSA)は、ラブアン 国際ビジネス金融センター(ラブアンIBFC)の発展と管理を担う法定機関である。ラブアンFSAの主な役割は、 ラブアンIBFC内で活動する認可企業にライセンスを認可し、規制し、すべての企業が管轄内で導入された内部基準や国際基準を常に満たすようにすることである。これにより投資家の利益を守り、ラブアンIBFCの規制環境の健全性を維持しようとする。

ラブアンFSAは、ラブアンIBFCの監督当局として、ラブアンIBFCが、統制された信頼できるアジア太平洋地域の国際的な金融センターとしての地位を維持することに努力している。一方、ラブアンIBFCの振興は、ラブアンFSAのマーケティング部門であるラブアンIBFCインコーポレーテッド(ラブアンIBFC Inc.)が担っている。Bhd. (ラブアンIBFC Inc.).ラブアンIBFC Inc.は、管轄に関して投資家を援助する人材および専門家のチームと、従来型とイスラム金融の双方における広域な金融サービス・ソリューションを備えている。

#### 4.2 ラブアンIBFCでの事業

ラブアンIBFCは、アジア太平洋地域の中心的な場所に位置し、地域における対外・対内投資のゲートウェイとなり、ミッドショア管轄内における財政の中立性と確実性の理想的なバランスを、投資家に提供している。ラブアンIBFCは、確固とした包括的な法的枠組みによって支えられ、明瞭な法的条項を提供し、海外取引、商取引、資産管理のニーズに対応した広汎な事業および投資構造によって補完されている。

多岐にわたるラブアン会社組織と、投資家の多様なニーズに対応した包括的な従来型およびイスラム金融の商品とサービスを備えているおかげで、ラブアンは魅力的な国際ビジネスセンターとなり、海外投資を行う居住者や非居住者にとってのプラットフォームとして確立された。効率的な供給システムと利用者本位の顧客憲章が、投資家の事業ニーズをさらに促進する。

ラブアンIBFCで設立/登録された企業は、安価な運営 費用、促進的な税制優遇措置、マレーシアの二重課税 条約のネットワークによる豊富な二重課税条約措置といった、多くの利点を享受できる。ラブアンの税制に基づ き、ラブアン商業活動を行うラブアン企業は、下記の対 象となる。

- i. 監査済み純利益の3%を毎年納税する。商業以外の 事業を行うラブアン企業は非課税となる。
- ii. ラブアン商業活動を行っているラブアン企業は、 1967年所得税法に基づく納税を選択できるが、 一度選択したら撤回できない。これにより、ラブア ン企業 が効率的に商取引を取り決めるうえでの柔 軟性を高め、ラブアンIBFCを活用して活動する投 資家に、より有利な課税条件を提供している。
- iii. ラブアン企業は税金の代わりに、事業ザカートを支払うこともできる。政府は、投資家や専門サービスをラブアンIBFCに誘致するため、さまざまな免税措置を提供している。

# **4.3** ラブアン国際ビジネス金融センター (IBFC) の事業活動

ラブアンIBFCは、従来型とシャリア準拠のいずれの原則においても包括的な金融ソリューションを提供し、その範囲は銀行、保険、保険関連商品、信託会社事業、資本市場活動などにおよぶ。

さらにIBFCは、資産管理(基金)、再保険/再タカフル、 リース、コモディティ取引など、その他のニッチ商品 を提供し続けてきた。ラブアン持株会社、ラブアン保護 セル会社、ラブアン有限責任事業組合、特別信託など、 費用効率が高いさまざまな事業形態も利用可能である。

ラブアン国際コモディ取引会社(LITC)は取引プログラムのための国際的イニシアチブに基づいて、2011年に設立された。LITCは、ラブアンIBFCの中にLITCを設立し、石油/液化天然ガス(LNG)を含む石油関連商品の取引を行うための優遇措置を、国際商社に提供している。

ラブアン国際金融取引所(LFX)は、伝統的な銀行制度を補完する存在であり、金融商品や融資枠の上場、取引、決済といった活動を通して、国際市場への無制限のアクセスを備えた本格的な資本調達サービスを提供している。

ラブアン国際ビジネス金融センター(IBFC)の 詳細情報に関しては、以下のホームページを参照。 www.labuanibfc.com

#### 5. 外国為替管理規則

マレーシアは、先進的な外国為替管理(FEA)体制の維持を続けている。外国為替管理(FEA)規則は、バンク・ネガラ・マレーシア(BNM)が取っているより広範囲のプルーデンシャルな政策手段の一環であり、金融の安定性、とくに国際収支状況とマレーシア・リンギットのバランスの保護を図っている。外国為替管理(FEA)規則は同時に、マレーシア国内の事業体が国際的活動を円滑に行えるようにし、商取引、投資、金融の流れに関して、経済の開放化が進んでいる状況で、マレーシアの競争力の強化を図るものである。

#### 5.1 非居住者に対する規則

#### 5.1.1 マレーシアへの投資

世界中の投資家は、容易にマレーシア市場に参入でき、マレーシアへの投資のための資金の流出入は自由に行われる。

- 非居住者は、直接投資またはポートフォリオ投資として、どんな形態のリンギット資産にも自由に投資することができる。
- 投資資金は、(認可国際イスラム銀行以外の)認可 オンショア銀行<sup>1</sup>または認可オンショア銀行の指定海 外事務所<sup>2</sup>で外貨をリンギットに両替することで調 達できる。

<sup>1</sup> 認可オンショア銀行とは、2013年金融サービス法および2013年イスラム金融サービス法によって認可を受けた銀行および投資銀行のことである。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 指定海外事務所のリストは以下を参照。http://www.bnm.gov.my/documents/aoo/list\_of\_aoo\_country\_20190419.pdf

非居住者は、マレーシアにおける投資から得られた売却 益、利益、配当などの収益を自由に送金でき、その際は 資金を外貨に両替して送金する。

#### 5.1.2 実行可能な国内での融資

#### i. 外貨建ての借入

- (a) 非居住者は、認可オンショア銀行から、外貨を 金額の制限なく自由に借り入れることができ る。借り入れによる収益は、オフショアでもオ ンショアでも活用することができる。
- (b) 非居住者はまた、オンショアまたは海外で活用 するために、外貨建てスクーク/債券を、マレ ーシアで自由に発行することができる。

#### ii. リンギット建ての借入

- a) 金融機関以外の非居住者は、(認可国際イス ラム銀行以外の)認可オンショア銀行、居住会 社、個人居住者から、マレーシアの実体経済部 門に出資するために、リンギットを金額の制限 なく自由に借り入れることができる。
- b) 金融機関以外の非居住者は、2007年資本市場サービス法に基づき発行された株式仲介のライセンスを持つ居住会社から、ブルサ・マレーシアで取引される証券および金融商品を購入する信用取引のために、リンギットを金額の制限なく自由に借り入れることができる。
- c) 非居住者は、バンク・ネガラ・マレーシア (BNM) の許可を得てスクーク/債券を発行することによって、リンギット融資をマレーシア で募ることができる<sup>3</sup>。収益は、その都度の状況 に応じ、オンショアでもオフショアでも活用することができる。

#### 5.1.3 商品やサービスの商取引の決済

非居住者は、居住者との商品やサービスの国際取引を、 認可オンショア銀行または指定海外事務所にて、外貨ま たはリンギットで決済することができる。

#### 5.1.4 ヘッジ

非居住者は、経常勘定と金融勘定での取引のために、 (認可国際イスラム銀行以外の)認可オンショア銀行 および指定海外事務所で、リンギット建てエクスポー ジャーを自由にヘッジすることができる。

#### 5.1.5 リンギット口座と外貨口座

下記の口座を開設するにあたり、非居住者に対する制約はない。

- i. マレーシアでの投資や事業運営を円滑にするため の、認可オンショア銀行での外貨口座。この口座の 資金は、海外に自由に送金できる。
- ii. 任意の金融機関でのリンギット口座。この口座に、スポット4での外貨売却によって得たリンギットでの収入や、利子、賃貸料、利益、配当、リンギット資産の売却益などを含む、マレーシアでの投資で得たリンギットでの収入を入金することができる。口座の資金は、いったん外貨に両替されれば、認可オンショア銀行から自由に海外送金することができる。

#### 5.2 居住者に対する規則

#### 5.2.1 外貨資産への投資

- i. 国内でのリンギット借入れのない居住者は、⁵オンショアまたは海外の外貨資産に、金額の制限なく、自由に投資することができる。
- ii. 国内でのリンギット借入れがある居住企業は、オンショアまたは海外の外貨資産に、企業グループ全体で暦年につき総額5,000万リンギット相当の健全性限界額まで、リンギットの両替で得た外貨を使用して、自由に投資することができる。貿易決済用外貨勘定、海外での直接投資以外の目的で、または金融資産のスワップにより認可オンショア銀行から得られた外貨建て借入れ。

<sup>3</sup> リンギット建てや外貨建てのスクーク/債券の発行の詳細情報に関しては以下を参照。 http://www.bnm.gov.my/microsite/fxadmin/notices/Jointinfonote.pdf

<sup>4</sup> スポットとは、2営業日以内の受け渡しのための通貨の売買をいう。

<sup>5</sup> 国内でのリンギット借入れとは、居住者が他の居住者から受けるリンギット建ての借り入れのことで、関連居住企業からの借入れは含まれないが、認可オンショア銀行からのクレジットカード借入枠は含まれる。

#### 5.2.2 オンショア借入とオフショア借入

#### i. 外貨建ての借入

- a) 居住会社は、外貨建て借入れを、金額の制限 なく、下記から自由に得ることができる。
  - 認可オンショア銀行
  - 企業グループ内の居住または非居住会社
  - 居住および非居住の直接株主
  - 外貨建て債務証券の発行を通じ、その他の 居住者
- b) 非居住金融機関や企業グループ外の他の非居住会社からの居住会社の外貨建て借入は、企業グループ全体で、1億リンギット相当の健全性限界額までと定められている。

#### ii. リンギット建ての借入

居住会社は、リンギット建て借入れを、下記の通り、 自由に行うことができる。

- a) マレーシアの実体経済部門に出資するための、 企業グループ内の非居会社や非居住の直接株主 からの借入れは、金額の制限なし。
- b) マレーシアで使用するために、非居住金融機関 以外の非居住者から借り入れる場合は、総額 100万リンギットまで。

#### 5.2.3 商品やサービスの輸出入

商品の輸出によるすべての収益は、輸出日から6か月以内に、売買契約に従って、全額を受け取り、速やかに直接マレーシアに直接送金しなければならない。非居住者との決済は、リンギット建てか外貨建てで行うことができる。

#### 5.2.4 ヘッジ

居住者は、外貨債務の外貨建てエクスポージャーをヘッジするために、(認可国際イスラム銀行以外の)認可オンショア銀行で、12か月分までの外貨債務に対し、先物為替取引でリンギットを売って外貨にすることができる。。

#### 5.2.5 外貨口座

居住者は、認可オンショア銀行や非居住金融機関で、 外貨口座を自由に開設することができる。

マレーシアの外国為替管理規制の詳細に関しては、 以下を参照 http://www.bnm.gov.my/fxadmin。

<sup>6</sup> 外貨債務とは、外貨輸入支払い、外貨ローン返済、その他非居住者との外貨での経常取引勘定のことである。

# 知的財産の 保護

REGISTER

LAW

**PROPERTY** 

**COPYRIGHT** 

**IDEA** 

**LICENSE** 

**PATENT** 



# 1. 知的財産の保護

- 1.1 特許
- 1.2 商標
- 1.3 工業デザイン
- 1.4 著作権
- 1.5 半導体集積回路のレイアウト・デザイン
- 1.6 地理的表示
- 1.7 知的財産(IP)価値評価
- 1.8 IP融資
- 1.9 IP権マーケットプレイス

# 第7章



# 知的財産の保護

#### 1. 知的財産の保護

マレーシアの知的財産制度の管轄機関は、国内取引・消費者省の下位機関であるマレーシア知的財産公社(My-IPO)である。マレーシアにおける知的財産の保護は、特許、商標、工業デザイン、著作権、地名の表示、半導体集積回路のレイアウト・デザインなどを対象としている。マレーシアは、世界知的所有権機関(WIPO)の参加国であり、上記の知的財産権を管理するパリ協定とベルン協定に調印している。

さらにマレーシアは、世界貿易機関(WTO)の賛助により合意された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)」にも調印している。マレーシアは、国内外の投資家に対して十分な保護を提供している。マレーシアの知的財産法は、世界基準に合致し、TRIPS委員会によって定期的に見直されている。

#### 1.1 特許

マレーシアにおける特許保護は、1983年特許法および 1986年特許規則により定められている。申請者がマレーシア定住者か居住者の場合は、本人が直接特許を申請することができる。外国人が申請する場合は、マレーシアの登録弁理士が申請者の代理として申請しなければならない。

他国での場合と同様に、マレーシアにおいても新規で創意に富み、工業利用が可能であれば、発明も特許の対象となる。TRIPS協定に基づき、特許法は、申請出願日から20年間の保護期間を設定している。また同法により、実用新案に対しては、申請出願日から最初の10年間の保護期間が与えられ、利用状況によりさらに5年間ずつ2回延長することが可能である。特許所有者には、特許を受けた発明を利用し、特許権を供与あるいは譲渡し、使用ライセンス契約を締結する権利がある。ただし、強制実施権や並行輸入などは、特許に関する例外が適用される。

# 1.2 商標

商標保護は、1976年商標法と1997年商標規則に基づき 定められている。 この法律は、マレーシアにおける登録商標やサービス商標を保護する。商標が登録されると、商標の所有者か承認されたユーザー以外の個人や企業は、その商標を使用できない。違反者に対しては侵害訴訟を起すことができる。商標の保護期間は10年で、その後は10年ごとの更新が可能。商標やサービス商標の所有者には、商標の売買や譲渡を行う権利や、使用許可を与える権利がある。

特許の場合と同様、マレーシア国内申請者は、本人が直接申請書を提出できるが、外国人申請者は登録された商標事務所を通して提出しなければない。

#### 1.3 工業デザイン

マレーシアにおける工業デザインの保護は、1996年工業デザイン法と1999年工業デザイン規則に基づき定められている。この法律により登録された工業デザインは、個人の財産とみなされ、権利の譲渡や移転が可能とである。

登録されるためには、工業デザインは新規のものでなければならず、単なる機能上の建築方法ないし設計方法は対象にならない。さらに、対象となる物品のデザインは、その物品が必須部分を構成するその他の物品の外観に依存するデザインであってはならない。

マレーシア国内申請者による登録申請は、申請者個人、または認可工業デザイン代理人により提出することができる。ただし、外国人申請者の場合は、認可工業デザイン代理人を通して提出しなければならない。登録された工業デザインの最初の保護期間は5年で、その後に5年間の更新が4回可能となり、合計保護期間は25年となる。

マレーシアは1996年工業デザイン法を改定し、2013年7月1日に施行した。改定には、世界的な新案商品、保護期間の延長、知的財産ジャーナル・システムの導入、工業デザインの貨幣化や証券化に関する規定などが含まれる。

#### 1.4 著作権

著作権の対象となる作品は、1987年著作権法により、包括的な保護を受ける。同法は、著作権の対象となる作品 (コンピューター・プログラムを含む)の内容、保護の範囲、保護の方法を規定している。条件を満たした著作者による、著作権保護の対象となるあらゆる作品に著作権がある。

文学、音楽、芸術作品の著作権の保護期間は、作者の生存期間および死後50年間である。音響録音、放送、映画などの著作権の保護期間は、最初に発表または制作された時から50年間となる。

さらに同法は、実演の際の諸権利に対しても、初めて上 演された、または録音された年の翌暦年から50年間の保 護を提供している。 同法律の特徴は、法律の強制執行権の規定が含まれていることである。2003年 10月1日に施行された改定1987年著作権法は、国内取引・消費者省(MDTCA)の執行官に逮捕権(無令状逮捕を含む)を与えている。このMDTCAの特別チームは、著作権法実施のために任命され、著作権を侵害している複製品を保有するとの嫌疑がある建物に立ち入り、著作権を侵害している複製品や考案品を捜索し、没収する権限が与えられている。

2012年(改定)著作権法は、2012年3月1日に施行された。同法は、技術の発展と、著作権に関連する権利についての国際的な知的所有権会議/協定に準拠するよう改定された。主な改定項目は、著作権の任意届出制度、著作権管理団体(CMO)に対する規制、著作裁判所の機能拡張など。2012年6月1日から、著作権の所有者は、マレーシア知的財産公社(MyIPO)で任意届出枠に申請することができる。著作権管理団体(CMO)もMyIPOで登録可能。

#### 1.5 半導体集積回路のレイアウト・デザイン

2000年半導体集積回路レイアウト・デザイン法は、当該 デザインの創造性や、創造者自身の発明であり、自由な 発想に基づく設計であることを条件に、集積回路のレイ アウト・デザインに対する保護を定めている。集積回路 のレイアウト・デザインに登録制度はない。

保護期間は、商業利用開始日から10年で、商業利用されない場合は、作成日から15年間である。また、同法で認められている権利が侵害された場合、所有者が訴訟を起すことも認められている。また、譲渡、許可、遺言、法の執行によって、同権利の部分または全体を移転することができる。

同法は、TRIPS協定に準拠して施行され、マレーシアの電子産業分野への投資家に保証を提供し、マレーシアにおける技術的成長を促すものである。

#### 1.6 地理的表示

2000年地理的表示法は、商品の品質、評判またはその他の特性が本質的にその地理的起源により決定づけられる場合に、生産地の名前になぞらえられた商品を保護するものである。この保護は、天然物または農産物、もしくは手工芸品または工業製品などの商品に適用される。公序良俗に反する地名表示は、この法律によって保護されない。

マレーシア国内の申請者は、本人が直接、または認可された地理的表示代理人を通じて登録出願を提出できる。ただし、外国人申請者は、認可された地理的表示代理人を通じて出願を提出しなければならない。保護期間は10年で、その後は1回につき10年間の更新が可能。

知的財産公社(MyIPO)で、特許、商標、工業デザイン、 地理的表示のオンライン検索と登録サービス、ならびに 著作権作品の届出のオンライン検索ができる。知的財産 保護に関する詳細情報は以下を参照。www.myipo.gov. my

#### 1.7 知的財産 (IP) 価値評価

IP価値評価モデルと共に、スイスのベルン大学にある世界貿易研究所(WTI)の協力のもと、知的財価値評価訓練プログラムが作られ、2013年3月7日から、先駆者となるグループへの訓練にこのプログラムが使用され始めた。国内のIP価値評価人を利用できることは、融資や貸付のために価値評価を提供するに当たり、外国人のIP価値評価人を指名する際の費用や複雑性を軽減し、結果として、中小企業やIP所有者がIP価値評価を受けやすくなる。ひいては、エコシステム全体に活気を与えることになる。

#### 1.8 IP融資

国内の中小企業の競争力を向上し強化するための国家の総合的な戦略の一環として、MyIPOは、業界内のさまざまなステークホルダーとキープレーヤー、とくに資金の貸し手と金融機関と協力し、中小企業の貸付を確保する条件となる担保の一部に中小企業の知的財産権を充当し、それに基づく融資を提供することで、金融商品および貸付商品を拡大するようにしている。

#### 1.9 IP権マーケットプレイス

IPエコシステムの強化に向けた総合的な推進活動の一環として、IPの健全な需要と供給を確保することは、IPやその他の形態のノウハウや無形資産の創出に対する継続的な投資を促すうえで、非常に重要である。MyIPOは、特許の登録や販売を希望するIP所有者にとってのアクセスと透明性を向上するために、IP権マーケットプレイスという試験的プラットフォームを開発し、運営を開始した。このポータルは、IP所有者が、IPを周知させ、潜在的な被許諾者や購入者にアクセスするうえで直面する困難に対処するために作られた。このプラットフォームを活用して、MyIPOは、国内のIP権の範囲を拡大するために、香港、シンガポール、複数の中国の地方におけるIPマーケットプレイスと戦略的なパートナーシップを締結した。近い将来、このネットワークに、世界中からより適切なマーケットプレイスが増設される予定である。

IPマーケットプレイスに関する詳細情報や参加方法については、以下を参照。www.iprmarketplace.com.my

# 第8章 環境管理





# 1. 政策

# 2. 環境に関する必要事項

- 2.1 規制対象事業に対する環境影響評価
- 2.2 用地適性評価

# 第8章



# 環境管理

環境に対し健全で持続的な開発を促進するため、マレーシア政府は環境保護の法律的かつ制度的な枠組を設けている。投資家は、事業計画の初期段階において「環境」という要素を考慮するよう奨励されている。汚染防止に努めるということは、汚染防止を生産工程の一部ととらえ、自主規制の文化を含む再利用の選択肢を重視しつつ、排出物の発生を最小限に抑えるべく生産工程を修正する可能性もあるということである。

#### 1. 政策

マレーシアの国家環境政策 (DASN) は、経済、社会、 文化の継続的な発展のため、また環境に配慮した健全で 持続可能な開発を通じてマレーシア人の生活の質を向上 させるために、樹立された。国家環境政策 (DASN) の 目的は、下記を達成することにある。

- i. 現在そして次世代のための、清潔な環境、安全、健康 で生産的な環境。
- ii. すべての社会構成員の効果的な参加による、マレーシア独特の多様な文化と自然遺産の保全。
- iii. 持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産 パターン。

経済発展の目標と環境的責務を調和させるために、国家 環境政策(DASN)は8つの指針を定めている。

- 環境への責務。
- 自然の生命力と多様性保全。
- 環境の質の継続的な向上。
- 天然資源の持続可能な利用。
- 統合的な意思決定。
- 民間部門の役割。
- 誓約と説明責任。
- 国際社会への積極的な参加。

国家環境政策(DASN)は、長期的な経済発展と人類の発展を促進し、環境を保護し向上させるために、開発活動およびあらゆる意思決定において環境に対する配慮を組み込むことに努めている。国家環境政策(DASN)は、林業や工業などにおける、その他の国家政策の環境的側面を補完し強化するものであり、地球規模の課題に関する国際条約に対応するものである。

#### 2. 環境に関する必要事項

1974年環境基準法と附属規則は、環境影響評価、用地適性評価、汚染管理評価、モニタリング、法令遵守における自己規制を求めている。工業活動実施にあたっては、下記について環境基準事務局長の事前認可を取得する必要がある。

- i. 規制対象事業に対する環境影響評価
- ii. 建設告知書または許可書
- iii. 焼却炉、燃料燃焼設備、煙突の設置に対する認可書
- iv. 規制対象建物および規制対象乗り物の占有および使用ライセンス

#### 2.1 規制対象事業に対する環境影響評価

投資家は、まず、自分の提案した工業活動に対し環境影響評価(EIA)が義務づけられているかどうかを確認する必要がある。下記の活動は、2015年環境基準(規制対象事業)(環境影響評価)命令の規定に基づき、プロジェクト認可の前に環境影響評価(EIA)を実施することが義務づけられている。

#### 表 1

#### 1. 農業

- i. 20ヘクタール以上500ヘクタール未満の森林用地を 農業生産用地化するための土地開発計画。
- ii. 他の種類の農業用地への変更を含む、500ヘクター ル以上の農業用地開発。

#### 2. 空港

1,000メートル以上の滑走路を有する空港の拡張。

#### 3. 排水路および灌漑

- i. 表面積が100ヘクタール以上の人工湖の建設および 拡張。
- ii. 500ヘクタール以上の灌漑事業。

#### 4. 漁業

20ヘクタール以上50ヘクタール未満のマングローブ林、泥炭湿地林、または淡水沼沢林の伐採を伴う土地利用型の水産物の養殖プロジェクト。

#### 5. 林業

- i. 海抜300メートル以上にある、20ヘクタール以上 100ヘクタール未満の森林を他の利用目的に転用す る場合。
- ii. 100ヘクタール以上500ヘクタール未満の森林を、 他の利用目的に転用するため、伐木、切断、木材採 取する場合。
- iii. 永久保存林の外部にあり、海抜300メートル未満 の高さに位置する100ヘクタール以上の森林で、伐 木、切断、木材採取をする場合。
- iv. 以下の土地の転用。
  - a) マングローブ林
  - b) 泥炭湿地林
  - c) 淡水沼沢林

20ヘクタール以上50ヘクタール未満の土地を、工業、住宅、農業用に利用する場合。

v. 100ヘクタール以上500ヘクタール未満の植林の 開発。

#### 6. 工業

i. 化学

単一製品または複合製品の生産能力が1日あたり100トン以上の場合。

ii. セメント

生産能力が1日あたり200トン以上のセメント工場。

iii. 石灰

回転窯で1日あたり100トン以上、または立て窯で1日あたり50トン以上の生石灰生産。

iv. 石油化学

単一製品または複合製品の生産能力が1日あたり50トン未満の場合。

#### V. 造船所

5.000トン以上の載貨重量トン数を持つ船舶の製造。

#### 7. 土地の埋め立て

50ヘクタール未満の海岸地埋め立てまたは河岸沿いの土地の埋め立て。

#### 8. 鉱業

- i. アルミニウム、銅、金、鉄、タンタル、レアアース の精鉱など、鉱区外での鉱石の精製処理。
- ii. 20ヘクタール以上の土地または川、もしくは沿岸 部、または低潮線から3カイリまでの領海における 砂の採掘。
- iii. 大陸棚地域での砂の採掘。

#### 9. 石油

- i. 以下の開発
  - a) 油田
  - b) ガス田
  - c) 油ガス田
- ii. 長さ30キロ以上ある以下の施設の建設
  - a) 海上パイプライン
  - b) 陸上パイプライン
  - c) 海上パイプラインおよび陸上パイプライン
- iii. 以下の施設の建設
  - a) 石油の分離、加工、管理、貯蔵のための施設
  - b) ガスの分離、加工、管理、貯蔵のための施設
  - c) 石油とガスの分離、加工、管理、貯蔵のための 施設
- iv. 商業、工業、住宅地域から3キロ以内に位置し、合計60,000バレル以上の貯蔵能力(給油所は除く)を備える、ガソリン、ガス、デイーゼルの貯蔵庫の建設。

#### 10. 港湾

- i. 年間荷役能力を50%以上拡大する港湾の拡張。
- ii. 年間水揚げ能力を50%以上拡大する漁港の拡張。

#### 11. 発電所および送電施設

- i. 10メガワット以上の発電能力を持つ、(石炭以外の)化石燃料による蒸気タービン発電所の建設。送電線の有無は問わない。
- ii. 複合サイクル型の発電所の建設。送電線の有無は問わない。
- iii. 環境影響を配慮すべき地域での送電線の建設。

#### 12. 沿岸部および丘陵地の開発

- i. 80室以上ある建物または施設の沿岸部での建設。
- ii. 平均潮位から300メートル以上の高度にある20ヘクタール以上の土地での、高原避暑地またはホテルの建設。

#### 13. 傾斜地の開発

25度以上35度未満の傾斜地の50%未満を開発または開 拓する場合。

# 14. 廃棄物処理と処分施設

- i. 指定廃棄物
  - a) 再生工場 (敷地外) の建設
  - b) 汚水処理工場 (敷地外) の建設
  - c) 貯蔵施設 (敷地外) の建設
- ii. 固形廃棄物
  - a) 堆肥化工場の建設
  - b) 再生またはリサイクル工場の建設
- iii. 下水
  - a) 20,000人分以上の下水処理工場の建設。
  - b) 汚泥処理施設。

#### 15. 浚渫

- i. 主要浚渫事業。
- ii. 浚渫後の廃棄物処理

#### 16. 住宅

50ヘクタール以上の地域の住宅開発

#### 17. 工業団地開発

20ヘクタール以上の工業団地の開発

#### 18. 新住宅街

2,000 軒以上の住宅または100ヘクタール以上の土地から成る新住宅街の建設。

#### 19. 採石場

岩質材料の採石

#### 20. 道路

- i. 高速道路の建設
- ii. 幹線道路の建設
- iii. 環境への配慮が必要な地域を横断するか、そのよう な地域に隣接または近接する道路、トンネル、橋の 建設。

## 21. 水の供給

1日あたり4,500立方メートル以上を供給する産業用、農業用または都市への供給を目的とした地下水の開発。

# 表 2

#### 1. 農業

- i. 500ヘクタール以上の森林用地を農業生産用地化するための土地開発計画。
- ii. 2,000頭以上のブタを飼育する新規の養豚場。

#### 2. 空港

- i. 1,000メートル以上の滑走路を有する新空港の建設。
- ii. 州立公園、国立公園、国立海中公園、海中公園周辺の島、または環境への配慮が必要な地域に隣接または近接する空港の建設。

#### 3. 排水路および灌漑

- i. 表面積が50ヘクタール以上あり、環境への配慮が必 要な地域内にあるか、そのような地域に隣接もしくは 近接する人工湖の建設、または湖の人為的な拡張。
- ii. 20ヘクタール以上の湿地、野生生物生息地、または 乾燥内陸地の排水。

#### 4. 漁業

50ヘクタール以上のマングローブ林、泥炭湿地林、また は淡水沼沢林の伐採を伴う土地利用型の水産物の養殖プ ロジェクト。

#### 5. 林業

- i. 海抜300メートル以上にある、100ヘクタール以上 の森林を他の利用目的に転用する場合。
- ii. 以下における伐採または森林の他の利用方法への 転用一
  - a) 公営水道、灌漑、水力利用のための貯水池の集 水域。
  - b) 州立公園、国立公園、国立海中公園に隣接また iv. 石油化学 は近接する地域。
  - c) 州立公園、国立公園、国立海中公園。
  - d) 1984年国家林業法[法律 313号]により集水林と v. パルプまたはパルプと紙 定められた地域。
- iii. 永久保存林の外部にあり、海抜300メートル以上 の高さに位置する100ヘクタール以上の森林で、 伐木、切断、木材採取をする場合。
- iv. 500ヘクタール以上の森林で、伐木、切断、木材採 取をする場合。
- v. 500ヘクタール以上の植林地を開発する場合。
- vi. 以下の土地の転用。
  - a) マングローブ林
  - b) 泥炭湿地林
  - c) 淡水沼沢林

50ヘクタール以上の土地を、工業、住宅、農業用に 利用する場合。

vii. 国立海洋公園の隣接島におけるマングローブ林、 泥炭湿地林、または淡水沼沢林の伐採。

#### 6. 工業

- i. 非鉄
  - a) アルミ初期製錬(すべての規模)
  - b) 銅初期製錬(すべての規模)
  - c) その他の非鉄金属の初期製錬 (日産50トン以上の製品の生産)
- ii. セメント

クリンカーで1時間あたり30トン以上の生産能力。

- iii. 製鉄・製鋼
  - a) 1日あたり100トン以上生産するための原材料と して鉄鉱石を使用する場合。
  - b) 1日あたり200トン以上生産するための原材料と して鉄のスクラップを使用する場合。

単一製品または複合製品の生産能力が1日あたり50 トン以上の場合。

1日あたり50トン以上の生産能力。

vi. リサイクル用紙業。

1日あたり50トン以上の生産能力。

#### 7. 土地の埋め立て

- i. 50ヘクタール以上の海岸地埋め立て、または河岸沿 いの土地の埋め立て。
- ii. 環境への配慮が必要な地域内にあるか、そのような 地域に隣接または近接する海岸地埋め立て、または 河岸沿いの土地の埋め立て。
- iii. 人口島の埋め立て。

#### 8. 鉱業

- i. 大規模運用を含む新鉱区での採鉱。
- ii. 環境への配慮が必要な地域内の、またはそのような 地域に隣接または近接する鉱区での採鉱。

#### 9. 石油

- i. 製油所の建設。
- ii. ガス精製工場の建設。
- iii. 石油・ガス精製工場の建設。

#### 10. 港湾

- i. 新港建設。
- ii. 新漁港の建設。

#### 11. 発電所および送電施設

- i. 10メガワット以上の発電能力を持つ、石炭火力発電 所の建設。送電線の有無は問わない。
- ii. 原子力発電所の建設。送電線の有無は問わない。

#### 12. 沿岸部、州立公園、国立公園での開発

以下の地域での旅行者用施設、レクリエーション用またはその他の施設—

- i. 国立公園または州立公園内。
- ii. 1985年漁業法[法律 317号]に基づき国立海中公園 または海洋保護区に指定された海域周辺の島。

#### 13. 傾斜地の開発

- i. 25度以上35度未満の傾斜地の50%以上を開発また は開拓する場合。
- ii. 35度以上の傾斜地を横切る道路、トンネル、橋を建設する場合。

#### 14. 廃棄物処理と処分施設

- i. 指定廃棄物
  - a) 熱処理工場の建設。
  - b) 鉛蓄電池廃棄物の敷地外再生工場の建設。
  - c) 公共用水取水口の上流で、多量の廃水を伴う敷 地外再生工場または処理施設を建設する場合。
  - d) 安全な埋め立て施設の建設。

#### ii. 固形廃棄物

- a) 熱処理工場の建設。
- b) 陸上埋め立て処分場の建設。
- c) 中継施設の建設。

# 15. ダム建設

- i. 表面積が100ヘクタール以上で、灌漑、洪水軽減、 沈泥防止、レクリエーション、給水などの目的での ダムまたは貯水池の建設。
- ii. 以下のいずれかまたは両方を含むダムおよび水力 発電計画。
  - a) 高さ15メートル以上のダムと広さ40ヘクタール 以上の附属構造。
  - b) 表面積100ヘクタール以上の貯水池。

#### 16. 運輸

- i. 大量高速輸送プロジェクトのための新規路線または 支線の建設。
- ii. 新規鉄道路線または支線の建設。

#### 17. 放射性物質および放射性廃棄物

本表および表1に記載した事業で、放射性物質を使用し、 放射性廃棄物を生み出すもの。

#### 環境影響評価 (EIA) 報告書の2段階提出

- i. 承認を受けるための委託条件書の提出
- ii. 承認を受けるためのEIA報告書の提出

両書類とも適格者(環境局への登録EIAコンサルタント)が作成しなければならない。

#### 2.2 用地適性評価

工業プロジェクトを立案する前に、候補地が目的に適合しているか、設計および/または立案段階で環境への懸念に対処しているかを確かめておかなければならない。適切な用地選定により紛争を回避することと、またより重要なのは環境管理と汚染防止を考慮しつつ紛争を回避することが、工業活動の長期的持続可能性にとって重要である。これにより、とくに汚染管理に関して必要となり、またプロジェクトや事業に対する一般市民の印象を改善するための不要な投資コストを削減できる可能性がある。

マレーシア環境省が刊行した 2017年マレーシア工業用地選定必携(EESIM)は、プロジェクト開発者が製造施設または工業施設の建設のための適正な用地を選定する際のガイドとなる。計画された工業事業は、工業団地内の用地に建設され、適切な環境管理方法で管理される。候補用地の適性を考慮し、当該用地は、公示された構造政策または地域計画、周辺の土地利用、PLANMalaysia (Jabatan Perancangan Bandar dan Desa)が定めるセットバックや緩衝地帯の規定、追加的汚染負荷の受け入れ許容能力、廃棄物処理要件などに準拠しているかどうかが評価される。

第9章 インフラ管理





# 1. 工業用地

- 1.1 工業団地
- 1.2 自由地域 1.2.1 自由商業地域(FCZ) 1.2.2 自由工業地域(FIZ)
- 1.3 保税工場
- 2. 電力供給
- 3. 給水
- 4. 通信サービス
- 5. 航空貨物施設
- 6. 海港
- 7. 貨物輸送
  - 7.1 コンテナ輸送
  - 7.2 貨物輸送
- 8. 幹線道路
- 9. 鉄道サービス
- 10. MSCマレーシア

# 第9章



# インフラ管理

# 1. 工業用地

#### 1.1 工業団地

マレーシア全土には600を上回る工業団地がある。世界標準のインフラを備え、接続性も優れているため、マレーシアは国民にとっても外国人投資家にとっても最も人気があり、持続可能で貢献度の高い働き場所となっている。

マレーシアでは専門的な工業団地が開発され、特定産業の需要を満たしている。特定産業とは、小規模産業、ハラル産業、ファーニチャー・パーク、バイオテクノロジー・パーク、技術集約型産業、研究開発活動などである。マレーシア半島北部にはクリム・ハイテク・パークとバトゥ・カワン工業団地があり、同国初の完全統合型ハイテク・パークである。i-パーク・ジョホールは、「工業リゾート」というユニークなコンセプトを創生し、ウェストポートのインダ島にあるセランゴール・ハラル・ハブはハラル製品に特化した工業団地である。ショッピングセンター、病院、教育機関、レクリエーション施設を統合したリゾートのような、あるいは産業都市コンセプトと融合した考えに基づく工業団地は、投資家たちをマレーシアに誘引し、同国への投資を促している。

#### 1.2 自由地域

自由地域は、1990年自由地域法の3(1)項に基づき、財務省が自由商業地域または自由工業地域と認定したマレーシア各地にある地域のことである。この地域は、中継貿易の促進を目的としており、主に輸出用製品の生産や組立を行う製造会社のために特別に設けられた。

自由地域内の活動や産業には、最小限の関税手続きしか課されない。これは1967年税関法2(1A)項により、同地域が、同法31項に基づく輸出入の禁止に関わる場合を除き、主要税関地域外の場所とみなされるためである。

#### 1.2.1 自由商業地域 (FCZ)

自由地域は、貿易(小売りを除く)、荷揚げ、選別、再 包装、再ラベル、積替え、トランジットなどの商業活動 を行うために割り当てられている。

これまでに、21か所の自由商業地域(FCZ)が設けられている。その所在地は、クラン港のノース・ポート、サウス・ポート、ウェスト・ポート、クラン港フリー・ゾーン、インダ島MILSロジスティック・ハブ、バターワース、バヤン・レパス、KLIA、ランタウ・パンジャン、ペンガラン・クボー、ストゥラン・ラウト、ジョホール港、タンジュン・ペレパス港である。

#### 1.2.2 自由工業地域 (FIZ)

最小限の税関手続き以外にも、自由工業地域(FIZ)に立地する輸出志向の製造企業は、生産活動に直接必要な原材料、コンポーネント部品、機械設備の輸入税の免除が受けられる。さらに、完成品の輸出にあたっても手続きが最小限まで簡素化されている。

現在までに、22か所の自由工業地域(FIZ)が設けられている。その所在地は、パシル・グダン、タンジュン・ペレパス、バトゥ・ベレンダン、バトゥ・ベレンダンII、タンジョン・クリン、タロック・パングリマ・ガラン、インダ島(PKFZ)、スンガイ・ウェイI、ウル・クラン、ジェラパンII、キンタ、バヤン・レパス、同II、同III、同IV、セベラン・ペライ、サマ・ジャヤである。

#### 申請資格

下記の企業は自由工業地域に立地することができる。

- すべての生産物、または製品の80%以上が輸出されること。
- 原材料やコンポーネントが主として輸入品であることただし政府は、自由工業地域に立地する企業に対し、マレーシア国内の原材料やコンポーネントを使用するよう奨励している。

#### 1.3 保税工場

自由工業地域の設置が現実的でないか望ましくない地域では、企業ごとに保税工場 (LMW) を設置することができる。保税工場に与えられる便益は、自由工業地域で操業する工場に与えられる便益と同様のものである。

#### 申請資格

保税工場に認定される企業の条件は下記の通り。

- すべての生産物か、製品の80%以上が輸出されること。
- 原材料やコンポーネントが主として輸入品であること。

#### 関税の支払い

2011年1月1日から、自由工業地域(FIZ)に立地する企業と保税工場(LMW)を設置した企業は、下記の条件を満たせば、アセアン物品貿易協定(ATIGA)の税率と同等の輸入税の免除を得ることができる。

- i. 現地調達率が金額ベースで40%以上であること。
- ii. 現地調達率が40%に満たない場合、自由工業地域 (FIZ) や保税工場 (LMW) の企業が、生産された 最終製品に含まれる原産ではない原料について、定 められたメカニズムを通じた物質転換過程を経ていると証明できれば、免税について考慮される。

#### 2. 電力供給

マレーシアの電力供給は、適正で高品質な上、安定しており、地域内や世界における他の電力供給と互換性がある。

マレーシア西部での電力供給は、国営電力会社であるテナガ・ナショナル(TNB) が行い、サバ州とサラワク州の東マレ ーシアでは、サバ電力公社(SESB)とサラワク電力供給公社(SESCO)がそれぞれ電力供給している。

マレーシアでの発電は、主に火力、ガス、水力が混在している。発電所は、電力会社と独立系発電事業者(IPP)が所有し ている。太陽光、小規模水力、バイオガス、バイオマスによる再生可能エネルギーも、マレーシアのグリーン・テクノロ ジー・イニシアチブの一環として奨励されている。

マレーシアの送電電圧は500kV、275 kV、132kVで、配電電圧は 33kV、11kV、400/230Vである。

#### 3. 給水

半島マレーシアおよびラブアン連邦直轄領における上水道とそのサービス業務は、マレーシア連邦政府の管轄となってい る。国の水道サービスの質を向上させるため、とくに消費者の権利保護を重点に、2006年 Suruhanjaya Perkhidmatan Air Negara 法(法律654号) と、2006年水道サービス産業法(法律655号)の2つの連邦法の枠組みが、2007年と2008 年にそれぞれ施行された。適切に規制された水道サービスが整備されたことで、水道産業の効率性と長期的な持続可能性 を促進するのに役立ち、ひいては消費者、投資家、運営事業者に恩恵をもたらすと思われる。半島マレーシアとラブアン連 邦直轄領の消費者は、信頼できる安全な水道の供給を持続的に享受している。保健省(MOH)は、すべての水道供給事業 者が、飲料水の品質に関する世界保健機構(WHO)のガイドラインを遵守するよう、緊密な監視と定期検査を実施してい る。家庭用、商業用、工業用のすべての利用者は、水道使用量を計測される。水道料金は、州によって異なる。

#### 通信サービス

全地域



首位 統合通信サ-ビス・プロバ トータル・ブロードバンド利用者



unifi利用者数



120<sub>万人\*\*</sub> 99%ກໍ10Mbps 以上のスピード

unifi Mobile 利用者



TM加入世帯におけ る統合サービス経 験割合

TMのネットワーク



- > 540,000キロ超の光ファイバーケーブル
- > 246,000キロ超の銅線ケーブル
- > 20超の海底ケーブルシステム
- > 5,000超のLTE 拠点
- > **10,000**超のWiFiホットスポット

デジタルワークフォース導入に 向けて



グループ営業収入



グループ平準化EBIT



当社営業形態







#### Uptime Institute が Tier-IIIと認定したデータセンターをマレーシアで完成・運営

データセンター 国内に10か所のデータセンター 香港および米国に2か所の データヤンター コンタクトセンター

コンタクトセンター 理業者

マレーシア初の統合loT 2か国に8,000超の代 オペレーションセンター 全国を網羅

TM One のエクスペリ エンスセンター 20,000 平方フィート 超の没入型環境

マレーシア・ベス ト・ブランド 2018年に受賞

\*2018年8月の従業員数報告 \*\*18年上半期発表による \*\*\*2019年2月26日現在

#### 中核事業と重点領域

#### 当社のマネージドサービスの種類

# スマートサービス

- スマートインフラサービス
- スマートパーキング管理
- デジタルサイネージ
- スマートエネルギー
- FMサービス
- 安全保障サービス
- \_\_\_\_\_\_\_ - インテリジェントエンドデバイス
- 自動化システム

# ターンオンサービス

- パブリック SaaS
- エンタープライズ SaaS
- 垂直App
- ・ エンタープライズ モビリティ
- UCC
- テレプレゼンス
- XaaS
- laas
- Paas
- モジュラー

# 付加価値サービス

- ビデオオンデマンド (VoD)
- 音声/ビデオ (VoIP)
- IPTV
- クラウドコンピューティング
- ・ テレプレゼンス
- 高精細度(HD) コンテンツ
- ITセキュリティ
- マネージドサービス
- ITの性能を上げ、より良い通信経験を提供

# 接続性

- Unifi 高速ブロードバンド
- IP VPN (MPLS)
- 全世界へ接続
- Wifi & ホットスポット
- キャリアニュートラルなデータセンター
- インターネットエクスチェンジ
- すべての建物に必要な基幹アメニティ

# 5. 航空貨物施設

東南アジアの中央に位置しているマレーシアは、貨物の 積み替えセンターとして最適の立地条件を備えている。 とくにマレーシア国内にある6つの国際空港の航空貨物取 り扱い設備は充実したものである。

セランゴール州セパンにあるクアラルンプール国際空港 (KLIA) は高度に洗練された空港で、年間4,000万人の旅客と120万トン超の貨物の取り扱い能力を有している。

1万へクタールの土地を有するKLIAでは、2020年までに 年間6,000万人の旅客と300万トンの貨物を、さらに将 来は年間1億人の旅客と500~600万トンの貨物を取り扱 えるよう拡張する計画が進行中である。 その他の国際空港としては、ペナン国際空港、ランカウイ国際空港、セナイ国際空港が半島マレーシアにあり、サバ州にはコタキナバル国際空港が、サラワク州にはクチン国際空港がある。

マスカーゴ (MASkargo) は、親会社であるマレーシア 航空 (MAS) の主要な貨物部門で、定期便とチャーター 便の航空貨物サービス、地上取扱いサービス、陸路運送で空港と海港をつなぐ貨物物流を運営している。

さらにマスカーゴは、マレーシア航空 (MAS) の航空機が世界6大陸の100か所の国際空港を行き来するにあたり、持株会社の航空機の下部貨物室の収容スペースを、MASおよびその子会社に提供している。

マスカーゴは、クアラルンプール国際空港の自由商業地域(FCZ)内で、最新鋭の先進貨物センター(ACC)を運営している。このセンターの特徴は、安全で精巧な保安システムであり、そのために完全自動化手続きなどの最新技術が使われており、リアルタイムのデータ追跡とスムーズな通信を保証している。センターの設備のなかには、動物用ホテル、ワンストップの生鮮食品センター、主要な運送業者用の世界初の優先事業センター(PBC)がある。

現在では、クアラルンプール、ペナン、クチン(マレーシア)から、シドニー、上海、台北、バンコク、香港、マニラ、ジャカルタ、スラバヤ、東京、大阪、フランクフルト、アムステルダム、シャルジャに、定期貨物便サービスを提供している。マスカーゴは現在、ボーイングB747-400Fを2機と、エアバスA330-200Fを2機の、自社保有の貨物飛行機を運行している。

最近、マスカーゴは、安全なサプライチェーン・プログラムや貨物の保安強化を目的とした、IATA安全貨物プログラムの認定を受けた。同社はまた、海港積み替えサービスのための世界初の空港であるI-Portを有している。このサービスにより、クラン港からクアラルンプール国際空港を経由して、海上輸送貨物と航空貨物を迅速に出荷できる。さらに、マスカーゴは、国内における空港間のトラック運送サービスも提供している。

マレーシアの航空貨物サービスを補うものとして、トランスマイル・エア社が、サバ、サラワク、半島マレーシアにおける6か所の国内輸送先と、香港とシンガポールの2つの定期国際輸送先にサービスを提供している。東マレーシアのラブアンおよびビンツルへの国内便は、主に特殊な取扱い設備を必要とする石油ガス産業に対応している。定期便サービスに加えて、トランスマイル・エア社は、ASEANやアジア太平洋地域へのチャーター便サービスも提供しており、インド、中東、中国への飛行にも対応できる。

マスカーゴの詳細情報については、以下を参照。 http://www.maskargo.com

#### 6. 海港

マレーシアの港は、連邦港と州港に分類される。すべての連邦港は、運輸省の管轄下にある。現在、主要な連邦港は7つある。クラン港、ペナン港、ジョホール港、タンジュン・ペレパス港、クアンタン港、ケママン港、ビンツル港である。これらすべての連邦港には、近代的な設備が備わっている。ビンツル港は液化天然ガスを処理できる唯一の港である。

経済と貿易の拡大とともに、国内の港は、近年目覚ましい発展を遂げた。クラン港とタンジュン・ペレパス港の2つの港は、世界のコンテナ港トップ20 に入っている。

海港に関する政府の政策は下記の通り。

- i. 船の待ち時間を無くすため十分な取り扱い能力を 海港に備えさせるなど、処理能力の強化。
- ii. 下記の手段による港の活用の強化。
  - ・ 港の操業の能率と生産性の向上
  - 港の民営化
  - ・ 補助サービスの開発と向上
  - 陸上運送の開発と向上
- iii. 積み荷に特化したクラン港は、国内の荷物センターであり、積み替えセンターとなっている。

一方、タンジュン・ペレパス港は、地域の積み替えハブ として認知されている。

#### 7. 貨物輸送

さまざまな会社が、マレーシアで総合的なコンテナ貨物 運送サービスを提供している。これらのサービスには、 コンテナ運送、貨物輸送、倉庫、燃料供給、流通関連サ ービス、海港通関手続き、コンテナ修理、リース、メン テナンスなどが含まれる。

マレーシアの荷受人やサービスの利用者は、各社の支店 や事務所のネットワークを通じて、迅速かつ効率的で、 信頼性の高い貨物輸送を利用することが可能である。ほ とんどの会社が自社代理店のネットワークを通じた国際 サービスを提供している。

#### 7.1 コンテナ輸送

マレーシア政府は、公共運輸庁を通じて、国内のコンテナ輸送を規制している。

コンテナ運搬業者が62社あり、特殊仕様車を含む多種多様なトレーラーや原動機などを備え、さまざまな貨物のニーズに応えている。一部の業者は運搬中の車両との連絡を可能にするため、近代的な無線システムを備えている。

その他多数の中小運送業者が、通常貨物を国内の配達先にトラック運送している。また、鉄道2次輸送サービスが特定目的地への輸送を担い、フレート・ライナー・サービスが遠距離の顧客へコンテナを配送するサービスを提供している。

このような複数の交通手段(陸路や鉄道)を組み合せた 運送システムが、迅速な貨物輸送を保証している。

#### 7.2 貨物輸送

数百社の貨物輸送業者がマレーシア国内にあり、全国的な貨物輸送サービスを提供している。海外向けの貨物輸送は、種々の国際貨物輸送業者に委託することができる。

また、貨物輸送業者は関税局での通関手続きに必要とされる認可、ライセンス、関税免除措置の申請手続きを行うことで、製造企業を支援することができる。

#### 8. 幹線道路

マレーシア道路公団は、マレーシアの都市間幹線道路の設計、建設、規制、運営、メンテナンスを監督し、実行している。これらの快適な高速道路網は、すべての主要都市と開発予定地域を結び、効率的な交通を可能にすることによって産業の成長を促進している。

また、国家による民営化プログラムの成功は力強い経済 成長と相まって、過去数年間さらに多くの高速道路開発 プロジェクトを生み出してきた。

現在では、南北縦貫高速道路、ペナン橋、クアラルンプール=カラ間高速道路、東海岸高速道路が、マレーシアの道路インフラのバックボーンとなり、国家の急速な社会経済発展に貢献している。

#### **9.** 鉄道サービス

半島マレーシアで操業するマラヤ鉄道(KTMB)は、マレーシア政府が完全所有する国有会社である。国内で最大の輸送機関として、マラヤ鉄道(KTMB)は穀物から機械まで、さまざまな種類の物品を輸送することができる。

そのネットワークは、マレーシア半島の北部ターミナルであるパダン・ブサールから、南部のジョホール州パシル・グダンにまで及んでいる。さらに北部路線は、ペナンの埠頭や港湾設備と接続されている。

#### **10.** MSCマレーシア

MSCマレーシアは、国内デジタル経済の成長を加速させるべく、マレーシア政府が設立した。MSCマレーシアのステータスは、国内外の情報通信(ICT)企業に対し、持続的成長を促進するための広汎な優遇措置、権利、特権を供与する。1996年の創始以来、MSCマレーシアは同国のデジタル経済を新たな高みへ押し上げる役目を担ってきた。

2,000を上回ってなお増えつづける企業が取得したMSCマレーシア・ステータスは、同国の多数のIT関連の機関が強く求める地位である。MSCマレーシア・ステータス企業に認知されると、他では得られない優遇措置を受けられ、競争が激しいIT業界において必須となる優位性を手に入れることができる。

# MSCマレーシア・サイバーシティおよびサイバ ーセンター

MSCマレーシア・サイバーシティおよびサイバー・センターは、MSCマレーシアの指定地域であり、ICT投資家にとって魅力的であるとともに、国内のICT企業の成長を促進するエコシステムを提供す事業環境を備えており、同一の産業分野に属する企業が並んで立地することで迅速な成長を促進している。

これらの企業は、マレーシアの発展したデジタル経済ビジョンという枠組の中で、事業の成長を果たしやすいエコシステムの内部に所を得ている。健全な競争を育成する環境は、技術革新と発展を促し、国家レベルでも地方レベルでも能力を引き上げる。

2019年7月時点で、61のMSCマレーシア・サイバーシティおよびサイバー・センターが存在する。その一覧は以下の通り。

クランバレー				
1.	サイバージャヤ	25.	テクノロジーパーク・マレーシア	
2.	UPM-MTDC	26.	クアラルンプール・シティ・センター(KLCC)	
3.	KLタワー	27.	KLセントラル	
4.	- <u> </u>	28.	TMサイバーセンター・コンプレックス	
5.	ミッドバレー・シティ	29.	バンダルウタマ	
6.	バンサーサウス・シティ	30.	Gタワー	
7.	シンフォニー・ハウス	31.	キュイル9	
8.	インターマーク	32.	ウィスマ・ハムザ・クォン・ ヒン	
9.	ジャヤ33	33.		
10.	メナラ・ワールドワイド	34.	メナラ・ビンジャイ	
11.	パーソフト・タワー	35.	メナラOBYU	
12.	メナラ・メイバンク	36.	UOAダマンサラ	
13.	キャップスクエア・タワー	37.	サンウェイ・リゾート・シティ	
14.	ダマンサラ・アップタウン	38.	ワン・シティ	
15.	リンデROC	39.	iハブセントゥルパーク	
16.	メナラLGB	40.	プトラジャヤ	
17.	プトラジャヤ	41.	パラダイム	
18.	オアシス・ダマンサラ	42.	メナラ・メシニアガ	
19.	UOAビジネス・パーク	43.	アイコン・シティ	
20.	プラザ・ハップ・セン	44.	ネオ・ダマンサラ	
21.	APMテクノロジー・センター	45.	メナラ・ケン TTDI	
22.	ウィスマ E&C	46.	ダマンサラ・シティ	
23.	JKGタワー	47.	ニュークリアス・タワー	
24.	ダタラン・メイバンク			
	_			

ペナン		ジョホール	
1.	PCCI	1.	メナラMSCサイバーポート
2.	スパンシオン	2.	イスカンダル・マレーシア・ステューディオズ
3.	ワン・プリシンクト	3.	メディニ
4.	アルブカリー・ビルディング		
5.	メナラ・チューリヒ	_	
6.	GMS@マヤン	_	
		_	
マラッカ		ケダ	
1.	マラッカ国際貿易センター	1.	クリム・ハイテクパーク
ペラ		パハン	
1.	メル・ラヤ	1.	プトラ・スクエア
サラワク		_	
1.	タウン・スクエア・ビンツル	_	

# MSCマレーシアに対する優遇措置

MSCステータスに関するアップデートおよび詳細情報については以下のマレーシア・デジタル・エコノミー公社ウェブサイトを参照。 https://www.mdec.my/news/important-updates-and-changes-on-msc-malaysia-bog-5

# 行政機関

#### 首相府 PRIME MINISTER'S OFFICE

Block B8, Prime Minister's
Department Complex
62502 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8888 3904
Website : www.pmo.gov.my

E-mail: ppm@pmo.gov.my

# 農業・農業関連産業省 MINISTRY OF AGRICULTURE AND AGRO-BASED INDUSTRY

Block 4 G1, Wisma Tani

No. 28, Persiaran Perdana, Precinct 4 Federal Government Administrative Centre

62624 Putrajaya, Malaysia

Tel : (603) 8870 1200/1400 Fax : (603) 8888 6906 Website : www.moa.gov.my E-mail : pro@moa.gov.my

#### 国防省 MINISTRY OF DEFENCE

Wisma Pertahanan Jalan Padang Tembak

50634 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2059 8400
Fax : (603) 2691 4163
Website : www.mod.gov.my
E-mail : portal@mod.gov.my

#### 国内取引・協同組合・消費者省 MINISTRY OF DOMESTIC TRADE, CO-OPERATIVES AND CONSUMERISM

No. 13, Persiaran Perdana, Precinct 2 Federal Government Administrative Centre

62623 Putrajaya, Malaysia Tel : (603) 8000 8000 Fax : (603) 8882 5983 Website : www.kpdnkk.gov.my

#### 教育省 MINISTRY OF EDUCATION

Block E8, Complex Parcel E

Federal Government Administrative Centre

62604 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8000 8001
Website : www.moe.gov.my
E-mail : kpkkpm@moe.gov.my

#### エネルギー・科学・技術・環境・気候変動省 MINISTRY OF ENERGY, SCIENCE, TECHNOLOGY, ENVIRONMENT & CLIMATE

Level 1 – 7, Block C4, C5, & C7, Complex C Federal Government Administration

62662 Putrajaya, Malaysia

Tel : (603) 8000 8000

Fax : (603) 8888 9070

Website : www.mestecc.gov.my

E-mail : enquiry@mosti.gov.my

#### 連邦直轄領省 MINISTRY OF FEDERAL TERRITORIES

Block 1 & Block 2

Menara Seri Wilayah, Precint 2
62100 Putrajaya, Malaysia
Tel: (603) 8889 8000
Fax: (603) 8889 7957
Website: www.kwp.gov.my
Email: webmaster@kwp.gov.my

#### 財務省 MINISTRY OF FINANCE

Ministry of Finance Complex No.5 Persiaran Perdana, Precinct 2

Federal Government Administrative Centre

62592 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 3000
Fax : (603) 8882 3893 / 3894
Website : www.treasury.gov.my
E-mail : pro@treasury.gov.my

#### 外務省 MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS

Wisma Putra Complex

No. 1, Jalan Wisma Putra, Precinct 2 Federal Government Administrative Centre

62602 Putrajaya, Malaysia Tel : (603) 8000 8000

Fax : (603) 8889 1717 / 8889 2816

Website: www.kln.gov.my
E-mail: webmaster@kln.gov.my
pro.ukk@kln.gov.my

#### 保健省 MINISTRY OF HEALTH

Block E1, E3, E6, E7 & E10, Complex E Federal Government Administrative Centre

62590 Putrajaya, Malaysia Tel : (603) 8000 8000

Fax : (603) 8000 8000 Fax : (603) 8888 6187 Website : www.moh.gov.my E-mail : kkm@moh.gov.my

# 内務省 MINISTRY OF HOME AFFAIRS

Block D1, & D2 & D9, Complex D

Federal Government Administrative Centre

62546 Putrajaya, Malaysia

Tel : (603) 8886 8000/3000 Fax : (603) 8889 1613/1610 Website : www.moha.gov.my E-mail : webmaster@moha.gov.my

#### 住宅・地方開発省

#### MINISTRY OF HOUSING AND LOCAL DEVELOPMENT

No. 51, Persiaran Perdana

Precint 4

62100 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8000 8000
Fax : (603) 8891 3182
Website : www.kpkt.gov.my
E-mail : pro@kpkt.gov.my

#### 人的資源省 MINISTRY OF HUMAN RESOURCES

Level 6-9, Block D3, Complex D

Federal Government Administrative Centre

62530 Putrajaya, Malaysia

: (603) 8886 5000/ 5200 Fax : (603) 8889 2381 Website: www.mohr.gov.my E-mail: akpukk@mohr.gov.my

#### コミュニケーション・マルチメディア省

#### MINISTRY OF COMMUNICATIONS AND MULTIMEDIA

Lot 4G9, Persiaran Perdana

Precinct 4, Federal Government Administrative Centre

62100 Putrajaya, Malaysia : (603) 8000 8000 Tel : (603) 2693 5114 Fax Website: www.kkmm.gov.my

E-mail: webmaster@kkmm.gov.my

#### 環境・水省 MINISTRY OF ENVIRONMENT AND WATER

Wisma Sumber Asli

No. 25, Persiaran Perdana, Precinct 4 Federal Government Administrative Centre 62574 Putrajaya, Malaysia

Tel : (603) 8889 1972 : (603) 8889 1973 Website: www.doe.gov.my E-mail: aduan\_k@doe.gov.my

#### 第一次産業省 MINISTRY OF PRIMARY INDUSTRIES

No. 15, Level 6-13, Persiaran Perdana

62654 Putraiava, Malavsia

Precinct 2, Federal Government Administrative Centre

: (603) 8000 8000 Tel : (603) 8880 3441 Website: www.mpic.gov.my E-mail: webmaster@mpic.gov.my

## 農村開発省 MINISTRY OF RURAL DEVELOPMENT

No. 47, Persiaran Perdana, Precinct 4 Federal Government Administrative Centre 62100 Putrajaya, Malaysia

: (603) 8891 2000 Website: www.rurallink.gov.my E-mail: webmaster@rurallink.gov.my

#### 観光・芸術・文化省

#### MINISTRY OF TOURISM, ARTS AND CULTURE

No. 2, Tower 1, Jalan P5/6, Precinct 5

62200 Putrajaya, Malaysia Tel : (603) 8000 8000 Fax : (603) 8891 7100 Website: www.motac.gov.my E-mail: info@motac.gov.my

#### 運輸省 MINISTRY OF TRANSPORT

No. 26, Jalan Tun Hussein, Precinct 4 Federal Government Administrative Centre 62100 Putrajaya, Malaysia

Tel : (603) 8000 8000 Fax : (603) 8888 0158 Website: www.mot.gov.my E-mail: aduan@mot.gov.my

#### 女性・家族・コミュニティ開発省

#### MINISTRY OF WOMEN, FAMILY AND COMMUNITY **DEVELOPMENT**

No. 55, Persiaran Perdana, Precinct 4

62100 Putrajaya, Malaysia : (603) 8000 8000 Tel : (603) 8323 2000 Fax Website: www.kpwkm.gov.my E-mail: info@kpwkm.gov.my

#### 公共事業省 MINISTRY OF WORKS

Tingkat 1 – 14, Kompleks Kerja Raya

Jalan Sultan Salahuddin 50580 Kuala Lumpur, Malaysia : (603) 8000 8000 Tel : (603) 2711 1101 Website: www.kkr.gov.my E-mail: pro@kkr.gov.my

#### 青年・スポーツ省

#### **MINISTRY OF YOUTH AND SPORTS** Menara KRS

No.27, Persiaran Perdana, Precinct 4 Federal Government Administrative Centre

62570 Putrajaya, Malaysia

Tel : (603) 8871 3333/88713000

Fax : (603) 8888 8770 Website: www.kbs.gov.my E-mail: webmaster@kbs.gov.my

#### 経済省 MINISTRY OF ECONOMIC AFFAIRS

Blok B5 & B6

Prime Minister's Department Complex Federal Government Administrative Centre

62570 Putrajaya, Malaysia : (603) 8000 8000 Tel : (603) 8888 3755 Fax Website: www.epu.gov.my E-mail: webmaster@mea.gov.my

#### 起業家開発省

#### MINISTRY OF ENTREPRENEURSHIP DEVELOPMENT

Blok E4/5, Kompleks Kerajaan Parcel E

Aras 13, Menara Usahawan

Federal Government Administrative Centre

62570 Putrajaya, Malaysia Tel : (603) 8000 8000 Faks : (603)88893712 Website: www.med.gov.my E-mail: webmaster@med.gov.my

# 関連団体

#### 人的資源開発基金

#### **HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT FUND**

Wisma HRDF

Jalan Beringin, Damansara Heights 50490 Kuala Lumpur, Malaysia Tel: 1800-88-4800

Fax : (603) 2096 4999

Website : www.hrdf.com.my

E-mail : support@hrdf.com.my

#### 入国管理局 IMMIGRATION DEPARTMENT

Level 1 – 7(Podium)

No.15, Persiaran Perdana, Precinct 2 Federal Government Administrative Centre 62550 Putrajaya, Malaysia

Tel : (603) 8000 8000 Fax : (603) 8880 1200 Website : www.imi.gov.my E-mail : opsroom@imi.gov.my

#### 内国歳入庁 INLAND REVENUE BOARD

Menara Hasil

Persiaran Rimba Permai Cyber 8 63000 Cyberjaya, Selangor, Malaysia

Tel : (603) 7713 6666 Fax : (603) 8313 7801 Website : www.hasil.gov.my Email : callcentre@hasil.gov.my

#### マレーシア知的財産公社

# INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA

Unit 1-7, Ground Floor, Tower B Menara UOA Bangsar No.5, Jalan Bangsar Utama 1

59000 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2299 8400
Fax : (603) 2299 8989
Website : www.myipo.gov.my
Email : ipmalaysia@myipo.gov.my

#### ラブアン金融サービス庁 (ラブアン FSA) LABUAN FINANCIAL SERVICES AUTHORITY (LABUAN FSA)

Level 17, Main Office Tower

Financial Park Complex, Jalan Merdeka 87000 Federal Territory Labuan, Malaysia

Tel : (6087) 591 200 Fax : (6087) 453 442 Website : www.labuanibfc.com

E-mail : communication@labuanfsa.gov.my

#### マレーシア・バイオエコノミー開発公社 MALAYSIAN BIOECONOMY DEVELOPMENT CORPORATION SDN. BHD.

Level 16, Menara Atlan 161B, Jalan Ampang

50450 Kuala Lumpur, Malaysia Tel : (603) 2116 5588 Fax : (603) 2116 5411

Website: www.bioeconomy.com.my

E-mail: strategic.coms@bioeconomycorporation.my

#### マレーシア工業開発金融公社(MIDF)

# MALAYSIAN INDUSTRIAL DEVELOPMENT FINANCE BHD (MIDF)

Level 21, Menara MIDF 82, Jalan Raja Chulan

50200 Kuala Lumpur, Malaysia Tel : (603) 2173 8888 Fax : (603) 2173 8877 Website : www.midf.com.my

E-mail: inquiry-feedback@midf.com.my

#### マレーシア持続可能エネルギー開発庁 SUSTAINABLE ENERGY DEVELOPMENT AUTHORITY MALAYSIA

Galeria PjH Aras 9 Jalan P4W

Persiaran Perdana, Presint 4
62100 Putrajaya, Malaysia
Tel: (603) 8870 5800
Fax: (603) 8870 5900
Website: www.seda.gov.my
E-mail: enquiry@seda.gov.my

#### エネルギー委員会

#### **ENERGY COMMISSION**

No.12, Jalan Tun Hussein, Precinct 2

62100 Putrajaya, Malaysia Tel: (603) 8870 8500 Fax: (603) 8888 8637 Website: www.st.gov.my

#### マレーシア技術開発公社 (MTDC)

# MALAYSIAN TECHNOLOGY DEVELOPMENT CORPORATION SDN BHD (MTDC)

Ground Floor, Menara Yayasan Tun Razak

Jalan Bukit Bintang

55100 Kuala Lumpur, Malaysia
Tel : (603) 2172 6000
Fax : (603) 2163 7541
Website : www.mtdc.com.my
E-mail : comms@mtdc.com.my

# マレーシア・ハイテク産官機構 (MiGHT)

# MALAYSIAN INDUSTRY-GOVERNMENT GROUP FOR HIGH TECHNOLOGY (MIGHT)

Prime Minister's Department

MiGHT Partnership Hub, Jalan Impact 63000 Cyberjaya, Selangor, Malaysia

Tel : (603) 8315 7888 Fax : (603) 8312 0300 Website : www.might.org.my E-mail : info@might.org.my

# マレーシア政府観光局

#### **MALAYSIA TOURISM PROMOTION BOARD**

9th Floor, No. 2, Tower 1
Jalan P5/6, Precinct 5
62200 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8891 8000
Fax : (603) 8891 8889
Website : www.tourism.gov.my
E-mail : enquiries@tourism.gov.my

#### マレーシア・デジタルエコノミー公社

# MALAYSIA DIGITAL ECONOMY CORPORATION SDN BHD (MDeC)

2360, Persiaran APEC

63000 Cyberjaya, Selangor, Malaysia

Tel: (603) 8315 3000 Fax: (603) 8315 3115 Website: www.mdec.com.my E-mail: clic@MDeC.com.my

#### マレーシア生産性公社 (MPC)

#### **MALAYSIA PRODUCTIVITY CORPORATION (MPC)**

Lorong Produktiviti, Off Jalan Sultan 46200 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia

Tel : (603) 7955 7266 Fax : (603) 7957 8068 Website : www.mpc.gov.my E-mail : marketing@mpc.gov.my

#### クラン港湾庁 PORT KLANG AUTHORITY

Mail Bag Service 202, Jalan Pelabuhan Utara 42005 Port Klang, Selangor, Malaysia

Tel : (603) 3168 8211 Fax : (603) 3168 7626 Website : www.pka.gov.my

E-mail: onestopagency@pka.gov.my

#### 関税局 ROYAL CUSTOMS MALAYSIA

Ministry of Finance Complex, Precinct 2

No.3, Persiaran Perdana

Federal Government Administrative Centre

62596 Putrajaya, Malaysia
Tel : (603) 8882 2100
Fax : (603) 8889 5901
Website : www.customs.gov.my
E-mail : cpa@customs.gov.my

#### 証券委員会 SECURITIES COMMISSION

No. 3, Persiaran Bukit Kiara, Bukit Kiara 50490 Kuala Lumpur, Malaysia

Tel : (603) 6204 8777 Fax : (603) 6201 5078 Website : www.sc.com.my E-mail : cau@seccom.com.my

#### マレーシア中小企業公社 SME CORPORATION MALAYSIA

Level 6, SME 1, Block B

Platinum Sentral, Jalan Stesen Sentral 2

Kuala Lumpur Sentral

50470 Kuala Lumpur, Malaysia

Tel : (603) 2775 6000

Fax : (603) 2775 6001

Website : www.smecorp.gov.my

E-mail : info@smecorp.gov.my

#### 中小企業銀行 SME BANK

Menara SME Bank Jalan Sultan Ismail

50250 Kuala Lumpur, Malaysia Tel : 1-800-88-3133

Website: www.smebank.com.my

E-mail: customercare@smebank.com.my

#### 社会保障機構 (SOCSO)

#### **SOCIAL SECURITY ORGANISATION (SOCSO)**

Menara Perkeso 281, Jalan Ampang 50538 Kuala Lumpur

Malaysia

Tel : (603) 4264 5000 Fax : (603) 4256 7798 Website : www.perkeso.gov.my E-mail : perkeso@perkeso.gov.my

#### 電信電話公社(テレコム・マレーシア)

#### **TELEKOM MALAYSIA BERHAD**

Level 51, North Wing

Menara TM, Jalan Pantai Baru

50672 Kuala Lumpur

Malaysia

Tel : (603) 2240 1221 Fax : (603) 2283 2415 Website : www.tm.com.my

E-mail : feedback@telekom.com.my

#### 電力公社(テナガ・ナショナル) TENAGA NASIONAL BERHAD

129, Jalan Bangsar 59200 Kuala Lumpur

Malaysia

Tel : (603) 2296 5566 Fax : (603) 2283 3686 Website : www.tnb.com.my E-mail : ird@tnb.com.my

# 国際通商産業省 (MITI) MINISTRY OF INTERNATIONAL TRADE & INDUSTRY (MITI)

Block 10, Government Office Complex, Jalan Duta 50622 Kuala Lumpur, Malaysia Tel: (603) 6203 3022 Fax: (603) 6201 2337 / 6203 1303
Website: www.miti.gov.my E-mail: webmiti@miti.gov.my

# 国際通商産業省(MITI)海外事務所

# ベルギー

Minister Counsellor (Economy)
Mission of Malaysia to the
EU Embassy of Malaysia in Belgium
Avenue de Tervuren 414A
1150 Brussels

Belgium

Tel : (322)776 0376/762 5939

Fax : (322)771 2380

E-mail : rita.elisha@miti.gov.my

miti.brussels@skynet.be

#### 中華人民共和国

Minister Counsellor (Economy)

Embassy of Malaysia (Economic Section) No.2 Liang Ma Qiau Bei Jie

Chaoyang District, 100600 Beijing People's Republic of China

Tel : (8610) 6532 2533/7990

Fax : (8610) 6532 3617 E-mail : cksee@miti.gov.my

#### インド共和国

Minister Counsellor (Economy)

ニューデリーのマレーシア高等弁務官事務所

50-M, Satya Marg Chanakyapuri New Delhi 110021 Republic of India

Tel : (91-11) 2611 1297 Fax : (91-11) 2688 2372 E-mail : ezral@miti.gov.my

#### <u>インドネシア</u>

Counsellor (Economics) Embassy of Malaysia (Commercial Section)

Jalan H.R. Rasuna Said, Kav X6

No.1-3, Kuningan Jakarta 12950 Indonesia

Tel : (6221) 522 4947/522 4962

Fax : (6221) 522 4963

E-mail: ahmadfaizal@miti.gov.my

#### シンガポール

Counsellor (Economics) Malaysian Trade Commission 80 Robinson Road #01-02, 068896

Singapore

Tel : (0265) 6222 1356 Fax : (0265) 6221 5121 E-mail : limcheehau@miti.gov.my

#### スイス

Permanent Representative of Malaysia to

the WTO

International Centre Cointrin (ICC)

3rd Floor, Block C 20, Route de Pre-Bois Case Postale 1909 CH 1215, Geneva 15 Switzerland

Tel : (4122) 799 4042 Fax : (4122) 799 4041

E-mail: rashidi.said@miti.gov.my

#### タイ

Counsellor (Economics)

Embassy of Malaysia (Trade Office) 35, South Sathorn Road Tungmahamek

Sathorn, Bangkok 10120

Thailand

Tel : (662) 679 2190-9

Ext.2303/ 2304/ 2305

Fax : (662) 679 2200 E-mail : nadia@miti.gov.my

#### アメリカ合衆国

Minister Counsellor (Economy) Embassy of Malaysia 3516, International Court NW, Washington DC 20008

United States of America

Tel : (1202) 572 9700/10/34 Fax : (12020 572 9782/882 E-mail : sabariahghazali@miti.gov.my

# ベトナム

Minister Counsellor (Economy)

Embassy of Malaysia 43-45, Dien Bien Phu Street Ba Dinh District

Hanoi Vietnam

Tel : (8424) 3734 3489 Fax : (8424) 3734 3832 E-mail : suresh@miti.gov.my

# マレーシア貿易開発公社 (MATRADE)

# MALAYSIA EXTERNAL TRADE DEVELOPMENT CORPORATION (MATRADE)

Menara MATRADE, Jalan Sultan Haji Ahmad Shah, Off Jalan Tuanku Abdul Halim, 50480 Kuala Lumpur, Malaysia Tel: (603) 6207 7077 Fax: (603) 6203 7037 Toll Free: 1800-88-7280
Website: www.matrade.gov.my E-mail: info@matrade.gov.my

# マレーシア貿易開発公社(MATRADE) 海外事務所

# オーストラリア

Trade Commissioner Consulate General of Malaysia Trade Section (MATRADE) Level 7, 432 St. Kilda Road Melbourne 3004, Victoria Australia

Tel : (613)9832 8600 Fax : (613)9832 8610

E-mail : melbourne@matrade.gov.my

# アジア

# 東アジア

# 中華人民共和国

# <u>北京</u>

Trade Commissioner

Embassy of Malaysia (Trade Section)

Unit E, 11th Floor, Tower B, Gateway Plaza, No. 18 Xiaguangli, North Road Dongsanhuan Chaoyang District

Beijing 100027

People's Republic of China

Tel : (8610) 8451 5109/ 5110/ 5113 Fax : (8610) 8451 511251123 E-mail : beijing@matrade.gov.my

#### 成都

Trade Commissioner マレーシア貿易開発公社

Malaysia External Trade Development

Corporafon (Chengdu Representative Office)

Level 14, Unit 1402 – 1404

The Office Tower, Shangri-La Centre

9 Binjiang Road (East)

Chengdu 610021, Sichuan Province

Sichuan Province

People's Republic of China Tel : (8628) 6687 7517 Fax : (8628) 6687 7524

E-mail: chengdu@matrade.gov.my

#### 広州

Trade Commissioner

Consulate General of Malaysia (Trade Section) Unit 2009 – 2010, 20th Floor, Central Tower No. 5 Xiancun Road, Tianhe District, Guangzhou

510623 Guangdong Province People's Republic of China

Tel : (8620) 3877 3865/ 3975 Fax : (8620) 3877 3985

E-mail : guangzhou@matrade.gov.my

#### 香港

Trade Commissioner

Consulate General of Malaysia

(Trade Section)

1901, 19th Floor, Malaysia Building

50 Gloucester Road, Wanchai

Hong Kong Special Administrative Region

People's Republic of China Tel : (852) 2527 8109 Fax : (852) 2804 2866

E-mail: hongkong@matrade.gov.my

#### 上海

Trade Commissioner

Consulate General of Malaysia

(Trade Section)

Unit 807-809, Level 8

Shanghai Kerry Centre

No. 1515 Nan Jing Road (West)

Shanghai, 200040

People's Republic of China

Tel : (8621) 6289 4420/ 4467

Fax : (8621) 6289 4381

E-mail : shanghai@matrade.gov.my

## 台湾

Trade Commissioner

Malaysian Friendship & Trade Centre

(Trade Section)

10F-D, Hung Kuo Building

No. 167 Dun Hua North Road

Taipei 105

Taiwan

Tel : (8862) 2545 2260 Fax : (8862) 2718 1877 E-mail : taipei@matrade.gov.my

#### 日本 東京

Director

マレーシア貿易開発公社

Malaysia External Trade Development Corporation

〒104-0061

東京都中央区銀座 8-14-14 銀座昭和通りビル 6 階

: (813) 3544 0712/0713 : (813) 3544 0714 Email: tokyo@matrade.gov.my

大阪

Marketing Officer

マレーシア貿易開発公社

Malaysia External Trade Development Corporation

〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5

毎日インテシオ18階

: (816) 6451 6520 Tel : (816) 6451 6521 Fax

E-mail: osaka@matrade.gov.my

#### <u> 大韓民国</u>

Trade Commissioner Embassy of Malaysia (Malaysian Trade and Investment Centre)

17th Floor, Standard Chartered Bank Korea Limited Building

47, Chongro, Chongro-gu

Seoul, 03160 Republic of Korea

: (822) 739 6813/6814 Tel : (822) 739 6815 Fax

E-mail : seoul@matrade.gov.my

# 南アジア

# インド

# チェンナイ

Trade Commissioner

Consulate General of Malaysia (Trade, Section) Capital 2A, 2nd Floor, 554 & 555, Anna Salai

Teynampet, Chennai 600018

India

Tel : (9144) 2431 3722/ 3724 Fax : (9144) 2431 3725

E-mail: chennai@matrade.gov.my

## ムンバイ

Trade Commissioner Consulate General of Malaysia Trade Secfon (MATRADE)

Suite 301, 3rd Floor, Naman Centre

Block G, Bandra Kurla Complex, Bandra (E)

Mumbai 400051

India

Tel : (9122) 2659 7272/7273 Fax : (9122) 2659 7274

E-mail: mumbai@matrade.gov.my

# 西アジア

## サウジアラビア

**Trade Commissioner** 

Consulate General of Malaysia

(Commercial Section)

No. 5 & 7, 14th Floor

Saudi Business Centre

Madina Road, P.O.Box 20802

Jeddah 21465

Saudi Arabia

: (96612) 653 2143/ 2198 Tel Fax : (96612) 653 0274 E-mail: jeddah@matrade.gov.my

# アラブ首長国連邦

# ドバイ

**Trade Commissioner** Malaysia Trade Centre

c/o Consulate General of Malaysia

Lot 1-3 Ground Floor & 6-10 Mezzanine Floors

Al-Safeena Building Near Lamcy Plaza

Zaabeel Road P.O.Box 4598 Dubai

**United Arab Emirates** 

: (9714) 335 5528 Tel : (9714) 335 2220

E-mail : dubai@matrade.gov.my

#### カタール

Marketing Officer **Embassy of Malaysia** No. 939, 9rs Floor Al Fardan Office Tower PO Box 31316, West Bay, Doha

Oatar

: (9744) 407 73504410 1604 Tel : (9744) 407 73514410 1605 Fax E-mail: doha@matrade.gov.my

# 東南アジア

#### カンボジア

Marketing Officer

マレーシア貿易開発公社

Malaysia External Trade Development

Corporation (MATRADE)

Embassy of Malaysia

(Trade Office)

No. 220 – 222, Preah Norodom Boulevard Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamkarmorn

Phnom Penh Cambodia

Tel : (8428) 3822 1468 Fax : (8428) 3823 1882 E-mail : hcmc@matrade.gov.my

# インドネシア

Trade Commissioner Embassy of Malaysia

マレーシア貿易開発公社

Malaysia External Trade Development

12th Floor, Plaza Mutiara Jl. Lingkar Kuningan

Kav E.1.2. No1 & 2, Kawasan Mega Kuningan

Jakarta 12950, Indonesia

Tel : (6221) 576 4297/ 4322 Fax : (6221) 576 4321

E-mail: jakarta@matrade.gov.my

# フィリピン

Trade Commissioner

Embassy of Malaysia Trade Office (MATRADE)

Level 4, Canseri Building 107, Tordesillas Street Salcedo Village, Makati City Philippines

Tel : (632) 8662 8270 Fax : (632) 8662 8271

E-mail: manila@matrade.gov.my

#### タイ

Trade Commissioner Embassy of Malaysia

Commercial and Investment Office

4th Floor, Unit 401

Sathorn Square Office Tower

98, North Santhorn Road

Khwaeng Silom, Khet Bang Rak

Krung Thep Maha Nakhon

10500 Bangkok

Thailand

Tel : (662) 2108 1792/1793/1794

Fax : (662) 2108 1795

E-mail : bangkok@matrade.gov.my

#### ミャンマー

Trade Commissioner Embassy of Malaysia Trade Office (MATRADE)

No. 82, Pyidaungsu Yeiktha Road Dagon Township, 11191 Yangon

Myanmar

Tel : (951) 230 1951/1952 Fax : (951) 230 1954

E-mail: yangon@matrade.gov.my

## ベトナム

# ホーチミン市

**Trade Commissioner** 

Consulate General of Malaysia

(Trade Section)

1206-1207, 12th Fioor, Me Linh Point Tower

2, Ngo Duc Ke Street, District 1

Ho Chi Minh City

Vietnam

Tel : (848) 3822 1468 Fax : (848) 3823 1882

E-mail: hcmc@matrade.gov.my

# ハノイ

Marketing Officer Embassy of Malaysia Trade Office (MATRADE) 45-46 Dien Bien Phu Street Ba Dinh District, Hanoi

Vietnam

Tel : (844) 3734 7521 Fax : (844) 3734 7520

E-mail : hanoi@matrade.gov.my

# 欧州

#### フランス

**Trade Commissioner** 

Service Commercial De Malaisie De L' Ambassade De Malaisie 90, Avenue Des Champs Elysees 75008 Paris

France

Tel : (331) 4076 0000/ 0034 Fax : (331) 4076 0001 E-mail : paris@matrade.gov.my

#### ドイツ

Trade Commissioner

Consulate of Malaysia (Trade Section)

Level 9, HAT 64

Bleichstrasse, 64 - 66, 60313

Frankfurt am Main

Germany

Tel : 49 (0) 69 247 5015 - 10 Fax : 49 (0) 69 247 5015 - 20 E-mail : frankfurt@matrade.gov.my

#### <u>ハンガリー</u>

Marketing Officer Embassy of Malaysia Hazman utca 8 1026 Budapest Hungary

Tel : (361) 461 0290 Fax : (361) 461 0291

E-mail : budapest@matrade.gov.my

# イタリア

Trade Commissioner Consulate of Malaysia Via Albricci 9

20122 Milan

Italy

Tel : (3902) 669 8183/9 Fax : (3902) 670 2872

E-mail : milan@matrade.gov.my

## <u>オランダ</u>

**Trade Commissioner** 

Embassy of Malaysia (Commercial Section)

Rustenburgweg 2 2517 KE The Hague The Netherlands

Tel : (3110) 462 7 759 Fax : (3110) 462 7 349

E-mail: rogerdam@matrade.gov.my

#### ロシア

Trade Commissioner

The Embassy of Malaysia (Trade Section)

2nd Floor, R01-209

Dobrynya Business Centre #8, 4th Dobryninskiy per.

119409 Moscow Russian Federation

Tel : (7495) 933 5626/ 5636 Fax : (7495) 933 5646

E-mail: moscow@matrade.gov.my

#### ウクライナ

Marketing Officer Embassy of Malaysia

Trade Office

18, Arselnalna St.

Pechersk Kiev 01011 Ukraine

Tel : (38044) 285 5235 Fax : (38044) 285 5238 Email : kiev@matrade.gov.my

#### トルコ

Trade Commissioner Matrade Istanbul

No.76, 20th Floor, Buyukdere Caddesi

Maya Akar Center Plaza 34394 Esentepe Istanbul

Turkey

Tel: (90212) 217 8003 Fax: (90212) 217 8005 Email: istanbul@matrade.gov.my

# ポーランド

Trade Commissioner Embassy of Malaysia

Trade Office

Premises 3, 9th Floor Zlote Tarasy Tower 59, Zlota Street 00-120, Warsaw Republic of Poland

Tel : (4822) 222 1765 / 1766 Fax : (4822) 222 1764

Email: warsaw@matrade.gov.my

# 英国

**Trade Commissioner** 

Malaysian Trade Commission

3rd & 4th Floor, 17 Curzon Street London W1J 5HR

**United Kingdom** 

Tel : (4420) 7499 5255/ 4644 Fax : (4420) 7499 4597

E-mail: london@matrade.gov.my

# 北米

# ロサンゼルス

Trade Commissioner Consulate General of Malaysia Commercial Section

777 South South Figueroa Street, Suite 600

Los Angeles, CA 90071 アメリカ合衆国

Tel : (1213) 892 9034 Fax : (1213) 955 9142

E-mail: losangeles@matrade.gov.my

# マイアミ

Director Malaysia Trade Centre 703 Waterford Way, Suite 150 Miami, Florida 33126 アメリカ合衆国

Tel : (1305) 267 8779 Fax : (1305) 267 8784 E-mail : miami@matrade.gov.my

# ニューヨーク

Trade Commissioner Consulate General of Malaysia Commercial Section 3rd Floor, 313 East, 43rd Street New York, NY 10017

アメリカ合衆国

Tel : (1212) 682 0232 Fax : (1212) 983 1987

E-mail : newyork@matrade.gov.my

# 中南米

# アルゼンチン

Marketing Officer Embassy of Malaysia Trade Office (MATRADE) Villanueva 1040 C1426BMD Buenos Aires Republic of Argentina

Tel : (54) 11 4776 0504 / 2533

(54) 11 4777 8420 : (54) 11 4776 0604

E-mail : buenosaires@matrade.gov.my

#### ブラジル

Trade Commissioner Embassy of Malaysia Trade Office

771, Alameda Santos, Suite 72 7th Floor, 01419-001, Sao Paulo

Brazil

Tel : (5511) 3285 2966 Fax : (5511) 3289 1595

E-mail: saopaulo@matrade.gov.my

#### チリ

Trade Commissioner
Oficina Commercial de Malasia
Embajada De Malasia
Avda Tajamar 183
Oficina 302, Las Condes
Santiago

Chile

Tel : (5622) 234 2647 Fax : (5622) 234 2652

E-mail: santiago@matrade.gov.my

#### メキシコ

Trade Commissioner
MATRADE Mexico City
Embassy of Malaysia (Trade Office)
Paseo de Las Palmas # 425
Torre Optima 3, Office 1102
Col. Lomas de Chapultepec
Del. Miguel Hidalgo, C.P. 11000

Mexico City Mexico

Tel : (5255) 5201 4540 Fax : (5255) 5202 7338

E-mail: mexicocity@matrade.gov.my

#### アフリカ

#### エジプト

**Embassy of Malaysia** 

Commercial Section (MATRADE)

21, E1-Aanab Street

Lavel 2, Mohandessine, Giza

Arab Republic of Egypt

: (202) 376 10013 : (2012) 376 10216 E-mail : cairo@matrade.gov.my

#### ケニヤ

Marketing Officer High Commission of Malaysia

Trade Section (MATRADE)

Block 91/404, Gigiri Groove P.O Box 42286

00100, Nairobi

Kenya

Tel : (25420) 712 0915 : (25420) 712 0916 Fax

E-mail : nairobi@matrade.gov.my

#### 南アフリカ

Trade Commissioner

High Commission of Malaysia

Economic Office (MATRADE)

8th Floor, Sandton City Office Tower

Cnr Rivonia Road and 5th Street

Sandhurst Ext 3

Sandton, Johannesburg

Republic of South Africa

: (2711) 268 2380/ 2381 Tel

Fax : (2711) 268 2382

E-mail: johannesburg@matrade.gov.my

#### ナイジェリア

High Commission of Malaysia

Trade Office (MATRADE)

Unit 2, Block F28

502 Close, 5th Avenue

Off Ondo Street

Ikoyi, Lagos, Nigeria

Tel : (2340) 908 723 1987 Email : lagos@matrade.gov.my

### マレーシア貿易開発公社(MATRADE)国内事務所

#### 南部地域事務所

Director

Matrade Southern Regional Office

Suite 6B, Level 6

Menara Ansar, 65 Jalan Trus 80000 Johor Bahru, Johor

Malaysia

: (607) 222 9400 : (607) 222 9500

E-mail: johor@matrade.gov.my

#### 北部地域事務所

Director

Matrade Northern Regional Office Bangunan KWSP, Ground Floor No. 3009, Off Lebuh Tenggiri 2

13700 Bandar Seberang Jaya, Pulau Pinang

Malaysia

: (604) 398 2020 : (604) 398 2288

E-mail : penang@matrade.gov.my

#### 東部地域事務所

Director

Matrade Eastern Regional Office Tingkat 5, Menara Yayasan islam Terengganu Jalan Sultan Omar 20300 Kuala Terengganu, Terengganu

Malaysia

: (609) 624 4778 Tel : (609) 624 0778 Faks

Email : terengganu@matrade.gov.my

#### サラワク

Director

Matrade Sarawak Office Tingkat 10, Menara Grand Lot 42, Section 46, Ban Hock Road 93100 Kuching, Sarawak

Malaysia

Tel : (6082) 246 780 /248 780

: (6082) 256 780

E-mail: sarawak@matrade.gov.my

#### サバ州

Director

Matrade Sabah Office Lot C5.2A, Tingkat 5, Block C Bangunan KWSP Jalan Karamunsing

88100 Kota Kinabalu, Sabah

Malaysia

: (6088) 240 881/ 242 881 Tel

: (6088) 243 881 Fax

E-mail: sabah@matrade.gov.my

# マレーシア投資開発庁 (MIDA) **MALAYSIAN INVESTMENT DEVELOPMENT AUTHORITY**

MIDA Sentral, No 5, Jalan Stesen Sentral 5, Kuala Lumpur Sentral, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia

Tel: (603) 2267 3633 Fax: (603) 2274 7970

Website: www.mida.gov.my E-mail: investmalaysia@mida.gov.my

### マレーシア投資開発庁(MIDA)国内事務所

#### ケダ 州・ペルリス州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Level 4, East Wing

No. 88, Menara Bina Darulaman Berhad

Lebuhraya Darulaman 05100 Alor Setar, Kedah

Malaysia

Tel : (604) 731 3978 Fax : (604) 731 2439 E-mail : kedah@mida.gov.my

#### <u>ペナン州</u>

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Menara Boustead Penang 39, Jalan Sultan Ahmad Shah

10050 Pulau Pinang

Malaysia

Tel : (604) 228 0575 Fax : (604) 228 0327 E-mail : penang@mida.gov.my

#### <u>ペラ州</u>

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Level 4, Perak Techno Trade Centre (PTTC)

Bandar Meru Raya Off Jalan Jelapang P.O. Box 210

30720 Ipoh, Perak

Malaysia

Tel : (605) 5269 962 / 961 Fax : (605) 5279 960 E-mail : perak@mida.gov.my

#### マラッカ州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

3rd Floor, Menara MITC Kompleks MITC

Jalan Konvensyen

75450 Ayer Keroh, Melaka

Malaysia

Tel : (606) 232 2877 Fax : (606) 232 2875 E-mail : melaka@mida.gov.my

#### ネグリ・センビラン 州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Suite 13.01 & 13.02 13th Floor Menara MAA

70200 Seremban, Negeri Sembilan

Malaysia

Tel : (606) 762 7921 Fax : (606) 762 7879

E-mail: nsembilan@mida.gov.my

#### ジョホール州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Lot 13.05, Tingkat 13, No. 5, Level 13

Menara Tabung Haji Jalan Ayer Molek

80000 Johor Bahru, Johor

Malaysia

Tel : (607) 224 2550/ 5500 Fax : (607) 224 2360 E-mail : johor@mida.gov.my

#### パハン州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Suite 3, 11th Floor Kompleks Teruntum

P.O.Box 178

25720 Kuantan, Pahang

Malaysia

Tel : (609) 513 7334 Fax : (609) 513 7333

E-mail: pahang@mida.gov.my

#### クランタン州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority Aras 5-C, Menara Pejabat Kelantan Trade Centre

Jalan Bayam

15000 Kota Bharu, Kelantan

Malaysia

Tel : (609) 748 3151 Fax : (609) 744 7294

E-mail : kelantan@mida.gov.my

#### セランゴール州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority 22nd Floor, Wisma MBSA Persiaran

Perbandaran

40000 Shah Alam, Selangor

Malaysia

Tel : (603) 5518 4260 Fax : (603) 5513 5392 E-mail : selangor@mida.gov.my

#### <u>トレンガヌ州</u>

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority 5th Floor, Menara Yayasan islam Terengganu Jalan Sultan Omar

20300 Kuala Terengganu, Terengganu

Malaysia

Tel : (609) 622 7200 Fax : (609) 623 2260

E-mail: terengganu@mida.gov.my

#### サバ州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)Malaysian Investment

Development Authority Lot D9.4 & D9.5, 9TH Floor

Block D, Bangunan KWSP Karamunsing

88100 Kota Kinabalu, Sabah

Malaysia

Tel : (6088) 211 411 Fax : (6088) 211 412 E-mail : sabah@mida.gov.my

#### サラワク州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA) Malaysian Investment Development Authority Room 404, 4th Floor, Bangunan Bank Negara No.147, Jalan Satok, P.O.Box 716 93714 Kuching, Sarawak

Malaysia

Tel : (6082) 254 251/ 237 484

Fax : (6082) 252 375

E-mail: sarawak@mida.gov.my

### マレーシア投資開発庁(MIDA)海外事務所

#### アジア・太平洋

#### シンガポール

Consul (Investment)/Director High Commission of Malaysia マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

No.7, Temasek Boulevard

26-01, Suntec Tower One, 038987, Singapore

Tel : (65) 6835 9326/ 9580/ 7069 Fax : (65) 6835 7926

E-mail: singapore@mida.gov.my

#### オーストラリア

Consul (Investment)/Director

Consulate of Malaysia (Investment Section)

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Level 6, 16 Spring Street
NSW 2000 Sydney, Australia
Tel : (6102) 9251 1933
Fax : (6102) 9251 4333
E-mail : sydney@mida.gov.my

#### 中華人民共和国 上海

Director

Consulate General of Malaysia

(Investment Section)

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Unit 807-809, Level 8 Shanghai Kerry Centre No.1515, Nanjing Road (West)

Shanghai 200040, People's Republic of China

Tel : (8621) 6289 4547 Fax : (8621) 6279 4009 E-mail : shanghai@mida.gov.my

#### 広州

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Unit 1804B-05 CITIC Plaza Office Tower

233 Tianhe Be Road

233 Hanne Be Road

Guangzhou 510610, People's Republic of China

Tel : (8620) 8752 0739 Fax : (8620) 8752 0753

E-mail: guangzhou@mida.gov.my

#### <u>北京</u>

Counselor (Investment)/Director

Embassy of Malaysia (Investment Section)

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority Unit C, 12th Floor, Tower A, Gateway Plaza No. 18, Xiaguangli, East Third Ring North Road

**Chaoyang District** 

100600 Beijing, People's Republic of China

Tel : (8610) 8440 0071/0072 Fax : (8610) 8440 0076 Email : beijing@mida.gov.my

#### 日本

#### 東京

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

〒105-6032

東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー32階 Tel : (813) 5777 8808 Fax : (813) 5777 8809 E-mail : tokyo@mida.gov.my

#### 大阪

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

〒530-0001

大阪市北区梅田3-4-5 毎日インテシオ18階

Tel : (816) 6451 6661 Fax : (816) 6451 6626 E-mail : osaka@mida.gov.my

#### 大韓民国

Counselor (Investment)/Director

**Embassy of Malaysia** 

(Malaysian Trade and Investment Centre)

Level 17, Standard Chartered Bank Korea Limited Building

47, Jongro, Jongro-gu Seoul 110-702 Republic of Korea

Tel : (822) 733 6130 / 6131 Fax : (822) 733 6132 E-mail : seoul@mida.gov.my

#### 台湾

Director (Investment)

Malaysian Friendship & Trade Centre

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

12F, Suite A, Hung Kuo Building 167, Tun Hua North Road

Taipei 105 Taiwan

Tel: (8862) 2713 5020 / 2718 6094

Fax : (8862) 2514 7581 E-mail : taipei@mida.gov.my

#### インド

Consul (Investment)/Director Consulate General of Malaysia

(Investment Section)

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

81 & 87, 8th Floor

3rd North Avenue Maker Maxity Bandra Kurla Complex, Bandra (E)

Mumbai 400051

India

Tel : (9122) 2659 1155 / 1156 Fax : (9122) 2659 1154 E-mail : mumbai@mida.gov.my

#### アラブ首長国連邦

#### ドバイ

Consul (Investment)/Director

Consulate General of Malaysia (Investment Section)

Malaysian Investment Development Authority

Unit 2205, 22nd Floor, Tower A

Business Central Tower, Dubai Media City

(P.O. Box 502876) Dubai United Arab Emirates

Tel : (9714) 4343 696/4343 697

Fax : (9714) 4343 698 E-mail : dubai@mida.gov.my

#### 欧州

#### フランス

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

42, Avenue Kleber

75116 Paris

France

Tel : (331) 4727 6696/ 3689 Fax : (331) 4755 6375

E-mail : paris@mida.gov.my

#### <u>ドイツ</u> フランクフルト

Consul (Investment)/Director Consulate General of Malaysia

(Investment Section)

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Level 9, HAT 64 Bleichstrasse 64-66 60313 Frankfurt Am Main

Germany

Tel : +49 (0)698700 679-0 Email : frankfurt@mida.gov.my

#### ミュンヘン

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

Level 6, Bürkleinhaus Bürkleinstrasse 10 80538 Munich

Germany Tel : (49

Tel : (4989) 2030 0430 Fax : (4989) 2030 0431-5 E-mail : munich@mida.gov.my

#### <u>イタリア</u>

Consul (Investment)/Director

Consulate of Malaysia (Investment Section)

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

2nd Floor, via Albricci 9 20122 Milan (MI)

Italy

Tel : (3902) 8909 3824 Fax : (3902) 8909 545 418 E-mail : milan@mida.gov.my

#### スウェーデン

Economic Counsellor

マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

c/o Embassy of Malaysia

Karlavaegen 37 P.O. Box 26053 S-10041 Stockholm

Sweden

Tel : (468) 440 8400/ (468) 440 8416

Fax : (468) 791 8761

E-mail : stockholm@mida.gov.my

#### 英国

\_\_\_\_ Counsellor for Investment/Director High Commission of Malaysia マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority

c/o Embassy of Malaysia 17, Curzon Street London W1J 5HR

United Kingdom

Tel : (4420) 7493 0616 Fax : (4420) 7493 8804 E-mail : london@mida.gov.my

#### 北米

#### サンノゼ

Director (Acting) マレーシア投資開発庁 (MIDA)

Malaysian Investment Development Authority 226, Airport Parkway, Suite 480

San Jose, CA 95110 アメリカ合衆国

: (1408) 392 0617/8 Tel : (1408) 392 0619 Fax E-mail: sanjose@mida.gov.my

#### シカゴ

Director

マレーシア投資開発庁 (MIDA) Malaysian Investment Development Authority John Hancock Centre, Suite 1515 875, North Michigan Avenue Chicago, IL 60611 アメリカ合衆国

Tel : (1312) 787 4532 Fax : (1312) 787 4769 E-mail : chicago@mida.gov.my

 $\frac{\text{$ **<math> } \frac{\text{<b><math> } \frac{\text{<b><math> \frac{1}{2} } \frac{1}{2} } <b> \frac{\text{<b><math> \frac{1}{2} } \frac{1}{2} } <b> \frac{\text{<b><math> \frac{1}{2} } \frac{1}{2} } <b> \frac{1}{2} } \frac{\text{<b><math> \frac{1}{2} } \frac{1}{2} } <b> \frac{1}{2} } \frac{1}{2} } \frac{1}{2} } \frac{1}{2} } \frac{1}{2} } \frac{1}{2} } \frac{** Consulate General of Malaysia (Investment Section) マレーシア投資開発庁 (MIDA) Malaysian Investment Development Authority 313 East, 43rd Street New York, NY 10017 アメリカ合衆国

Tel : (1212) 687 2491 Fax : (1212) 490 8450 E-mail : newyork@mida.gov.my

# 附属資料

パイオニア・ステータスと 投資税額控除の対象となる 奨励事業および奨励製品リスト

#### I. 農業生産

1. 花卉栽培

#### Ⅱ. 農産品の加工

- 1. チョコレート、チョコレート菓子
- 2. 野菜、芋類、根菜、果物
- 3. 畜産品
- 4. 農業廃棄物、農業副産物
- 5. 水産物
- 6. 水産養殖用飼料
- 7. 製薬用、香料用、化粧品用、食品用の植物抽出物 や精油
- 8. 補助食品
- 9. 添加物、香料、着色料、機能性原料

#### III. ゴム製品の製造

- 1. 地ならし機、農業用車両、工業用車両、商業用車両、オートバイ、航空機向けのタイヤ
- 2. ラテックス製品
  - a) 安全用手袋、特別機能手袋
- 3. 乾燥ゴム製品
  - a) ベルト材料
  - b) ホース、パイプ、チューブ
  - c) ゴム・プロファイル
  - d) シール、ガスケット、ワッシャー、パッキン、 リング、ゴム裏張り材
  - e) 防振、防湿、防音製品

#### IV. パーム油製品とその派生物の製造

- 1. オレオケミカル、オレオケミカル派生物や製剤
- 2. パーム油栄養補助食品、パーム油またはパーム 核油の成分要素
- 3. パーム油食品および成分
  - a) 特殊動物油代替品
  - b) パーム主成分のマヨネーズとサラダ・ドレッシング
  - c) ミルクまたはココナッツ・パウダーの代用品
  - d) レッド・パーム油とその関連製品
  - e) パーム食品成分
  - f) 改良パーム油とパーム核油製品
  - g) マーガリン、バナスパチ、 ショートニン グ、その他加工油脂製品
  - h) ココア・バター代替品、ココア・バター代 用品、ココア・バター同等品、パーム油中間 製品、特殊オレイン
- 4. 下記を原料とする加工製品
  - a) パーム核油糟
  - b) パーム油工場廃液
  - c) パーム・バイオマス

#### V. 化学品と石油化学品の製造

- 1. 有機または無機素材からの、化学派生物または調合品
- 2. 石油化学製品

#### VI. 医薬品・医薬関連製品の製造

- 1. 医薬品または生物医薬品
- 2. 栄養補助食品
- 3. 微生物やプロバイオティクス

#### VII. 木材製品の製造

- 1. 木製家具の設計、開発、生産
- 2. 合板を除く加工木材製品

#### VIII. パルプ、紙、板紙の製造

1. 段ボール中紙、テストライナー、クラフトライナー、またはクラフト紙および板紙

#### IX. ケナフ製品の製造

1. 飼料、ケナフ片、ケナフ繊維、再生パネルボード、再生製品(パーティクルボード、中質繊維版など)、成形製品などのケナフ製品

#### X. 繊維および繊維製品の製造

- 1. 天然または合成繊維
- 2. 天然または合成繊維の紡績糸
- 3. 織物布地
- 4. 編物布地
- 5. 不織布
- 6. 漂白、染色、印刷などの生地の仕上げ
- 7. 特殊衣服
- 8. 技術的または機能的繊維や繊維製品

#### XI. 粘土製品、砂製品、その他非金属鉱 物製品の製造

- 1. 高アルミナおよび塩基性耐火レンガ
- 2. 実験用品、化学用品、産業用品
- 3. 人工ダイヤモンド
- 4. レンガ、タイル、厚板、ペレット、舗装レンガ、角材などの、結晶ガラス品や成型ガラス品
- 5. 吸水性の粘土材料
- 6. 大理石、花崗岩製品
- 7. セメント、石膏、その他鉱物性結合剤で固められた、天然繊維や合成繊維のパネル、ボード、タイル、ブロック、その他類似製品

#### XII. 鉄鋼の製造

- 1. スチールの鋼片やスラブ
- 2. 高さ200ミリ以上の形鋼
- スチール製のプレート、シート、コイル、フープ、ストリップ:
  - a) 熱間圧延
  - b) 冷間圧延または冷間薄板
- 4. シームレス・スチール・パイプ
- 5. フェロマンガン、シリコン・マンガン、フェロシリコン
- 6. コイル状の電解亜鉛メッキ・スチール・シート

#### XIII. 非鉄金属・非鉄金属製品の製造

- 1. 金属錫以外の非鉄金属の一次インゴット、ビレット、スラブ
- 2. EC銅棒を除く非鉄金属製の棒、ロッド、形鋼
- 3. 非鉄金属製のプレート、シート、コイル、フープ、ストリップ
- 4. 非鉄金属製のパイプ、チューブ
- 5. アルミニウム複合パネル

#### XIV. 機械および機械コンポーネントの 製造

- 1. 特定の産業向けの特殊機械または機器
- 2. 発電機械または機器
- 3. 一般産業向け機械または機器
- 4. 機械または機器向けのモジュールや産業用部品またはコンポーネント
- 5. 金属加工向け機械または機器
- 6. 重機を含む械機や機器の、改良またはリコンディショニング

#### XV. サポーティング製品とサービス

- 1. 金属鋳造
- 2. 金属鍛造
- 3. 表面加工
- 4. 機械加工、治具、固定具
- 5. モールド金型、治工具、プレス金型
- 6. 熱処理

#### XVI. 電気電子製品、コンポーネント、 部品の製造と関連サービス

- 1. 半導体
  - a) ウェーハ・ファブリケーション
  - b) 半導体の組み立て
  - c) 半導体のコンポーネントおよび部品:
    - i) 最新の回路基板
    - Ⅱ) はんだ材料
    - iii) 接着パッド

- d) 半導体用具
  - i) ウェーハ・キャリアー
  - ii) 集積回路 (IC) キャリアー
  - iii) フォトマスクとマスクブランク
- e) 半導体関連サービス
  - i) ダイまたはウェーハ・レベル処理
  - ii) 集積回路(IC)検査
  - iii) ウェーハの精密分析または仕訳
  - iv) ウェーハのバンピング
- 2. 先端のディスプレイ製品と部品
  - a) 最新のディスプレイ製品
  - b) 最新のディスプレイ・モジュール
  - c) バックライト・システム
- 3. 情報通信技術 (ICT) 製品、システム、またはデバイス
  - a) デジタル・コンバージェンス製品またはデ バイス
  - b) データ保存システムまたはデバイス
- **4.** デジタル・エンターテイメントまたはインフォテイメント製品
  - a) デジタルTV
  - b) デジタル・ホームシアター・システムまた は関連製品
  - c) デジタル・オーディオまたはビデオ、映像録 画機またはプレーヤー
- オプトエレクトロニクス機器、システム、デバイス、またはコンポーネント

  - b) オプトエレクトロニクス機器またはシステム、デバイス、コンポーネント
  - c) 光ファイバー、光ファイバー製品
- **6.** 電子トラッキングもしくはセキュリティ・システムまたはデバイス
  - a) 音声/パターン/ビジョン認識装置または合成装置、システム、またはデバイス
  - b) 電子ナビゲーションおよびトラッキング 機器、システム、またはデバイス
  - c) 無線自動識別 (RFID) システムまたはデバ イス
- 7. 電子コンポーネント
  - a) 多層の、またはフレキシブルなプリント 配線基板
  - b) 先端のコネクタ
- 8. 代替エネルギー機器、製品、システム、デバイス、またはコンポーネント
  - a) 太陽電池、モジュール、システム
  - b) 充電式バッテリーまたは蓄電システム
  - c) 燃料電池
- 9. 省工ネ照明
- 10.電気製品:
  - a) 無停電電源供給
  - b) インバータまたはコンバータ

#### XVII. 専門家用、医療用、科学用、計測 XX. 製造関連サービス 用のデバイス/部品の製造

- 1. 医療用、外科用、歯科用、獣医用のデバイス または機器と関連部品、コンポーネントまた
- 2. 検査用、計測用または実験用の機器もしくは 装置

#### XVIII. プラスチック製品の製造

- 1. 特殊プラスチック・フィルムまたはシート
- 2. ジオシステム製品
- 3. エンジニアリング・プラスチック製品
- 4. クリーン・ルームで成形された製品
- 5. バイオポリマーまたはバイオポリマー製品

#### XIX. 保護機器と保護デバイス

- 1. コーティング済み安全手袋またはニット安全手袋
- 2. 先端的弾道保護ガラス
- 3. 落下保護装置

- 1. 統合的ロジスティック・サービス
- 2. 食品向けコールドチェーン施設とサービス
- 3. ガスと放射線滅菌サービス
- 4. 環境管理:
  - a) 下記の廃棄物リサイクル:
    - i) 有害・無害廃棄物
    - ii) 化学薬品
    - iii)再生ゴム
- 5. 工業デザイン・サービス

#### XXI. ホテル業・観光業

- 1. 中低料金のホテルの建設(3つ星ホテルまで)
- 2. 4つ星および5つ星ホテルの建設
- 3. 既存ホテルの拡張または近代化
- 4. 観光プロジェクトの設定
- 5. 観光プロジェクトの拡張または近代化
- 6. レクリエーション・キャンプ場の設立
- 7. コンベンションセンターの設立

#### XXII. その他

- 1. スポーツ用品または器具
- 2. 貴金属ジュエリー
- 3. コスチューム・ジュエリー
- 4. 生分解性の使い捨てパッケージおよび家庭用品

## 附属資料Ⅱ

パイオニア・ステータスと 投資税額控除の対象となる ハイテク企業向け奨励事業 と奨励製品リスト

#### **先端なエレクトロニクスおよびコン Ⅲ. バイオテクノロジー** ピュータ関係の、設計、開発、製造

- 1. 下記の設計、開発、製造:
  - a) 高密度のモジュールまたはシステム
  - b) 最新のディスプレイ
  - c) 最新の半導体デバイス
  - d) 先端のコネクタ
  - e) データ記憶デバイスまたはシステム
  - f) 最新の回路基板
  - g) 情報通信製品、システム、デバイス
  - h) デジタル・エンターテイメントまた はインフォテイメント製品
  - i) オプトエレクトロニクス機器、シス テム、デバイス
  - i) 電子セキュリティおよび監視システ ムまたはデバイス
  - k) 電子機械、機器、システム、デバイス
  - 1) 最新のエレクトロニクス・コンポー ネント

#### Ⅱ. 専門家用、医療用、科学用、計測 用の装置または部品

- 1. 下記の設計、開発、製造:
  - a) 医療用機器、部品、コンポーネント
  - b) 医療用インプラント、医療デバイス、 部品、コンポーネント
  - c) 検査用、計測用または実験用の機器 もしくは装置

- 1. 下記の開発、検査、製造:
  - a) 医薬品
  - b) 精密化学品
  - c) 生物学的診断

#### IV. 新素材

- 1. 下記の開発と製造:
  - a) ポリマーまたはバイオポリマー
  - b) ファイン・セラミックスまたはアド バンスト・セラミックス
  - c) 高張力複合材
- 2. ナノ粒子とその生成法

#### V. 代替エネルギー技術

1. 代替エネルギー分野で使用される製品、 機器、システム、デバイス、コンポーネ ントの設計、開発、製造

#### VI. 鉄鋼

1. 2.0ミリ以下の微細な線バネ

## 附属資料Ⅲ

パイオニア・ステータスと 投資税額控除の対象となる 小規模企業向け奨励事業と 奨励製品リスト

#### I. 農業活動

- 1. 水産養殖
- 2. 養蜂

#### Ⅱ. 農産品の加工

- 1. コーヒー
- 2. 茶
- 3. 果物
- 4. 野菜
- 5. ハーブまたはスパイス
- 6. ココア、ココア製品
- 7. コプラと未精製ココナッツ油を除く ココナッツ製品
- 8. スターチ、スターチ製品
- 9. シリアル製品
- 10. 砂糖、菓子類
- 11. 植物抽出物
- 12. 養蜂製品
- 13. 家畜飼料用原料

#### Ⅲ. 林業製品

- 1. 籐製品(竿、皮、裂片を除く)
- 2. 竹製品
- 3. その他の林業製品

#### IV. ゴム製品の製造

- 1. 成型ゴム製品
- 2. 押出成型ゴム製品
- 3. 一般ゴム製品

#### V. パーム油製品およびその派生物の 製造

- 1. パーム油の加工品
- 2. パーム・バイオマス/パーム廃棄物/副産物から加工した製品

#### VI. 化学品・医薬品の製造

- 1. 顔料製剤、顔料分散、特殊コーティング
- 2. 乾燥剤
- 3. バイオ樹脂 (バイオポリマー)
- 4. インクジェット・インク

#### VII. 木材・木材製品の製造

- 1. 装飾合板(普通のベニヤ板を除く)
- 2. 木製モールディング
- 3. 建設用木工品、建具類
- 4. 木材廃棄物利用製品(活性炭、練炭、木 毛など)
- 5. 木製家庭用品、木製事務用品

#### VIII. 紙・紙板の製造

1. 成形紙製品

#### IX. 繊維および繊維製品の製造

- 1. バティック、ソンケット、プア
- 2. 繊維産業用アクセサリー

#### X. 粘土製品、砂製品、その他非金属鉱 物製品の製造

- 1. セラミック製またはガラス製の美術品、 装飾品、物品
- グラインディング、ポリッシィング、シャープニングのための研磨材

#### XI. 鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品 の製造

- 1. ワイヤー、ワイヤー製品
- 2. 加工製品

#### XII. サポーティング製品およびサービス

- 1. 金属プレス加工
- 2. 工業用シール、シール原料

#### XIII. 輸送機器、コンポーネント、 部品、アクセサリーの製造

1. 輸送用コンポーネント、部品、アクセサリー

### XIV. 機械および装置の部品およびコンポーネントの製造

機械および装置の部品およびコンポーネント

### XV. 電気・電子製品、コンポーネント部品の製造

- 1. 家庭用電化製品、部品、コンポーネント
- 2. 家庭用電子製品、部品、コンポーネント
- 3. 工業用電気製品、部品、コンポーネント
- 4. 工業用電子製品、部品、コンポーネント

### XVI. 家具、家具部品およびコンポーネントの製造

1. 家具、家具部品、コンポーネント

#### XVII. ゲーム、附属品の製造

1. ゲーム、附属品

#### XVIII. 土産物の製造

1. 土産物、贈答品、装飾品

#### XIX. プラスチック製品の製造

- 1. 装飾パネルと装飾品
- 2. エポキシ・カプセル成形材料

## 附属資料IV

パイオニア・ステータスと 投資税額控除の対象となる 特定産業向け奨励事業と奨 励製品リスト

#### I. 機械および機器

- 1. 工作機械
- 2. マテリアル・ハンドリング機器
- 3. ロボットおよびファクトリーオートメー ション機器
- 4. 工作機械、マテリアル・ハンドリング機器、ロボットおよびファクトリーオートメーション機器用モジュールおよびコンポーネント

#### Ⅱ. 特殊機械および機器

- 1. 特定産業向けの特殊加工機械または機器
- 2. パッケージング機械
- 3. 特定産業やパッケージング機械向けの、 特殊加工機械または機器のモジュールや コンポーネント

#### III. パーム油バイオマス

1. 付加価値製品の製造におけるパーム油バイオマスの活用

#### IV. 再生可能エネルギー

1. 再生可能エネルギー発電

#### V. エネルギー保存

1. エネルギー保存

# 附属資料V

再投資向け奨励事業と 奨励製品リスト

#### I. 資源産業

- 1. a) ゴム
  - b) パーム油
  - c) 木材

#### II. 食品加工

1. 食品加工事業

#### Ⅲ. 研究開発

1. 研究開発

#### IV. ホテル業・観光業

1. ホテル事業と観光事業

#### V. パーム油バイオマス

1. 付加価値製品の製造におけるパーム油バイオマスの活用

#### VI. コールドチェーン設備とサービス

1. 生鮮農業製品(果物、野菜、花卉、シダ 植物、食肉、海鮮製品)のコールドチェ ーン設備とサービスの提供

#### Published by



Malaysian Investment Development Authority

#### MIDA Sentral

No. 5, Jalan Stesen Sentral 5 Kuala Lumpur Sentral 50470 Kuala Lumpur Malaysia

Tel : (603) 2267 3633 Fax : (603) 2274 7970 Website : www.mida.gov.my

E-mail : investmalaysia@mida.gov.my